

537

162



始



53
16

中系雜記

537
162



中
京
雜
記

上
山
英
三

大正
15.12. 7
內交

目次

私の望むところ……………一

日本一の大資産家……………四

成金のやうな決定をうけた話……………二

巡回國稅相談所……………四

或る雇の不正……………九

編輯の競争……………五

瑞西に於ける財産稅の問題……………六

英國に於ける脱稅問題……………七

時代ばなれのした伊國の相續稅……………七

中京で三年を暮した筆のすさび
 の書きすてたまゝを集めました
 世に示さんためにはあらず、た
 だ其の時折の思ひ出のために。

大正十五年十月

紀四雄

身分關係と相續税の累進率……………八二

動産の負擔重きか不動産の負擔重きか……………九五

醸造藝術家論……………一二

愛酒の記……………二七

若き妻の知らねばならぬことども……………三三

婦人に味方して……………三三

税務の理想郷……………四二

税の話……………一五

私の望むところ

凡そ執務については一般の事業と同じく、分業と協力との二つの作用が行はれて居るのは言ふ迄もない所であります。此の點に於て、監督局と税務署とに分れて各々其の分掌を司つて居るのでありますが、終局の目的は一に税務行政の完璧を期せんが爲めに外ならないのであります。此の意味に於て、局署は常に戮力融和し互に統整あつて意思相通じ異心同體以て有終の美を濟すことに努力したいと思ふのであります。之れが爲めには局署員たる者は一方に於て其の實務を克く研究すると共に他方方を協せ心を一にして中部日本に於ける税政の改善を圖り以て國家社會の爲めに奉仕したいと思ふのであります。

に些か抽象的の事柄ではあるが、税務執行の根本的問題につき私の考を申上げておきたいと思ひます。私は現在の税務官吏が、其の事務を行ふ上に於て最も大切な點が大體四つあると思ひます。其の第一は公平と云ふことであります。此の公平と云ふ考へは、税務行政執行上

一番大切な事柄であると私は思ひます。實に公平—それは稅務行政の生命でなければなりません。何人がその職に當るとも、稅務行政の方針としては公平の二字が終始一貫一定不變の大方針であります。而して稅務に於ける公平の主義たるや、諸君既に御承知の如く、納稅者各個が其の能力に應じて租稅を負擔するの義であつて、此の點に於て徒らに細鱗を漁する如きは、租稅の社會政策的大使命に適合する所以ではありません。私は公平なる觀念に、稅務行政の殆んど總ての妙味が含蓄せられて居ると思ふのであります。更に稅務行政に携はる人より見て、第二の點として清廉につき聊か申述べたいと思ひます。清廉—それは稅務官吏の誇であります。或は嘗て此の光輝ある誇に、泥を塗つた事件もあつたけれども、而も最も誘惑ある社會にあつて、毅然として清操を誇るの實に稅務官吏であります。惟ふにこの美德は永久に我等の誇であらねばならぬ。第三の點は熱心であるが之については多言を要せないであらう。諸君の先輩は、總ての官吏中最も根氣のよい勉強家であつたのは事實である諸君も亦之に劣らぬ勉強家であらねばなりません。熱心—それは事務進捗の鍵である。私の申し上げ度い第四は親切と云ふ事項であります。我々國家に奉仕するもの、特に現代の時勢に於て

は、凡そ官吏は國民の上に其の立脚點を置かねばならぬ。親切—それは立憲國に於ける官吏當然の責であります。

私は今再び以上述べた四つの事項を繰りかへしたいと思ふ。公平それは稅務行政の命である。清廉それは稅務官吏の誇である。熱心それは事務進捗の鍵である、親切それは立憲國官吏の務である。即ち私は此の四つの綱領を以て稅務の行政に當つていたゞき度いと思ふのであります。尤も清廉と熱心に付ては茲に申す迄もない事柄であり。従つて現代的の標語を以て私の方針を表示するなれば「公平に親切に」私は此のモットーを以て世に臨みたいと思ふのであります。

私は近頃チラ／＼稅務官吏の非常識と云ふ様なことを聞くことがありますが、之れは甚だ意外とすることゝ思はれます。何故ならば、稅務官吏は常に社會の實生活と密接なる關係に於て執務するものであつて、少くとも官吏の中に於て、最も善く世態人情に通じたものであると思つて居るにも拘はらず。なほ其の事實ありとせば、或は餘りに職務に忠ならんが爲に不知不識公平を失した取扱をなしたのであらう。或は納稅者に接するに稍々親切を缺いたが

爲めではないかとも思はれます。之等の點については相互に「公平に親切に」の精神で、税務の完成を期したいと思ふのであります。

日本一の大資産家

或る人の所得が十萬圓あるとか其の資産が百萬圓あるとか之を調べた所が自分の懐が一文だつて膨れると云ふ譯ではないが之を調べる役目となつて見れば其處に興味が湧いて來ると云ふ譯。それにどうせ調べるなれば小さい所よりは百萬長者をやる方は手ごたへがあつて面白いと云ふ。世間の閑人もあの人は百萬長者だ千萬成金だど持てはやす。人の資産をやんやと嘯し立てた所が謂はゆる隣人の財を算ふると一般、致し方あるまいに。プロがブルを羨望する聲とブルが一段上のブルを羨望する聲とブルとブルとが互に比較對照後れをとらぬ様にと兎角人の資産を知りたがる。私もそこで餘り香しいことゝは思はぬが我國での富豪を量にかけて誰が日本一の富豪であるか。日本一の富豪の資産の程度はどの位であるかに就いて豫て調べて見た所を少しはかり記してその欲望を満足さしてやらうと思ふ。

世界戦争の影響は我經濟界に幸して其處に幾多の大成金を輩出せしめた。そして日露戦争後の大成金は漸くにして百萬圓を單位として其成金振を羨望されたのであるが今日の成金は千萬圓を以て呼ばるゝに至り就中其の傑出せるもの久原安田の如きは億を超えたであらうと迄稱せられたが而も之を以てすら未だ三井三菱を凌駕せるものありとの聲を聞かなかつた。我國の典型的の大富豪は矢張り三井と三菱とに指を屈せねばならぬ。而して此の二大富豪の富の大きさについて或る個人の計算を超越したせいであらうか其總額如何と云ふ點については世間の人はつかみ様のないやうに思つて居るらしい。此意味に於て更に又資本主義發達の道程に於ける我國の今日の現状にて富の集中の最大限の一參考資料として三井及三菱の財産額を知ることが頗る興味あることゝ云はねばならぬ。

私は日本一の大資産家と云ふ見出しを掲げた然るに今迄私が書き出した所から見て三井三菱の何れか一人が日本一の大資産家と云ふ獨斷に出發して居ることを見られたであらう。従つていつそのこと「三井及三菱の富と其比較」と云ふことに變へた方がよかつたかも知れい。こうしたなれば確に一層讀者の感情をそゝつて此の記事に對して何かの興味を起して呉れた

かも知れない。然し私はあるつまらない理由から好んで日本一の大資産家なる名目に隠れた一種のカムフラージュである。従つて此處に現れる資料も動もすれば遠慮がちとなるであらう。但し正確な所を掲げた所でござせ人の懐を遠目鏡でのぞくの類一寸一分違はぬことは恐らく御本人でも六ヶ敷い。況してや。

◇

税務署で決定する所得は其の資産に大體比例する傾向の有ることは確である。而し比例する其の確かさの程度は可成り薄弱なものである。若し私が此の資産と所得との比例の確さについて一層の信認を與へることが出来たならば此の記事の不要なるは勿論譯なしに日本全國残らずの長者番附を一日にて作つたであらう。

國民租税協會發行の「税」と云ふ雜誌第一號に大正十一年個人所得税額番附と云ふのが掲載されて居る。之によれば

東方 横綱 岩崎久彌 (換算所得額二、七〇〇、〇〇〇)

大關 高田軍藏 (同 一、二六〇、〇〇〇)

西方 横綱 大倉喜八郎 (同 二、一四〇、〇〇〇)

大關 服部金太郎 (同 一、一九〇、〇〇〇)

とある。勿論岩崎の日下開山たるには多く異議はないのであらう、然し日本第二の大資産家は大倉であり其の第三が高田であると云つたとして幾人迄之を是認して呉れるであらうか。税務署で決定せられる所得の内容には今まで極秘に隠匿して居た所得の摘發されたものがある之は事によると大した額に上る。又時の會社の配當の加減によつて其の所得は大に支配せられる。殊に保全會社の一種特別の手加減で或る程度迄にかかつては伸縮自在と云つた形である。吾々は此頃大會社の株主名簿を見て何々保全會社の代表者の肩書付の株主が所狭しと迄並んで居るのを直に發見するであらう。之によつて現在の各大富豪は現行税法の一缺陷(?)とも云へるであらう八百圓以下百分の〇・五より四百萬圓以上を越ゆる百分の三十六に至る税率六十三度の急勾配に累進して居る累進率の緩和を巧にやつて居る所である。而し其の緩和の手心は一に大納税者各人の良心國家的觀念の厚薄の程度と納税の苦痛のバランスのマニク自由放任されて居るのである。かくて道徳な大所得者は益々之を利用し様とする

のであらう。累進率の危険地帯—否寧ろ大納税者に對する安全地帯は所得三萬圓を超ゆる百分の十五の地位邊を分界點とし無限の高さ迄に廣がつて居るのである。

私は茲に所得について述べた序に大正九年以來の日本一の大所得者を御目にかけることとする

大正九年	三、〇〇〇、〇〇〇	大阪	住友吉左衛門
大正十年	一、六〇〇、〇〇〇	東京	山口誠太郎
大正十一年	二、七〇〇、〇〇〇	東京	岩崎久彌

日本一の大所得者は如斯毎年其の顔振が變つて居る。日本一の大資産家は亦が様に毎年變るべきであらうか。

尙住友吉右衛門氏については此の際に一言を費し度い。蓋し嘗て舊所得税法時代に於て舉世滔々法人を設けて合法的税金逃避をやつて居た際に獨り最後迄之を肯とせず年々我國での筆頭の納税を續けて來た。大正九年の彼の所得額三百餘萬圓は其の最後のモニューメントであつた現在迄に於ける我國所得決定額の最大のレコードを示すものである。

山口誠太郎氏は新潟出身の巨富岩崎久彌氏については重ねて記すことがあるであらう。

かくて私は更に所得の問題から資産の難問題の方へ更に本篇の目的の方へ筆を進めるであらう。



三井一族即ち三井十一家の財産を知らんとするにはどうしても三井合名會社の内容を解剖しなければ其の實を把ることが出來ない。其處には三井一族の殆んば全ては財産が集中されて居るのであつて世間で三井の事業として見られる全てのものゝ根源である。株式會社三井銀行も三井物産株式會社も東神倉庫株式會社も何れも皆三井合名會社の表現の一態様に外ならぬ。其の他傍系としては芝浦製作所や北海道炭鑛や日本製鋼所等の數多のものが擧げられるであらう。

而し茲では之等の細葉の各部に觸れて一一説明することは甚だ至難のことである。従つて其の各々の調査が完全に濟んだと云ふことにして之に基いて結果としての大きい三井合名會社を一體として簡單に評價を試みるに止め様う。何となれば其の調査は一部の龐大なる一冊

を構成するであらうし且つ又本文の目的は三井一族の財産如何と云ふ單純なる答を求むるにあるのであるから。

丁度大正三年の年の暮であつた。三井一族の一人の方に不幸があつた。此の際に三井合名會社の資産がどれ位に評定さるべきであるかと云ふことは重大な問題であつた。其の時も今から約六七年も前のことで其の結果については明確ではないが一億圓を除き多く超してはいなかつたと云ふことである。

それから五年の歳月が流れて丁度大正八年の十月我經濟界が其の好景氣の最高潮に達した際のことである。三井一族の一人の方に又々不幸があつた。之に對して亦三井合名會社の資産の評定が亦頗る重要なこととなつた。もう其から三年の月日が流れた筈である而し稅務署か之に對して其の資産の評定をなしたと云ふ話をまだきかない。蓋し戰爭によつて膨脹したハチキレさうな際の三井合名會社の財産を調べると云ふことはなかく容易な業でないからであらう。かくて評定されたる三井一族中の或る方の相續財産は頗る巨額な額に上るべく東京の或る新聞では開關以來の最大の相續財産額として其の決定額は一億圓以上に達するであ

らうと報じて居るが其の七掛として七千萬圓である。我々は之により直に稅額四百五十萬圓と計算する。

然らば其の經濟界最好況時に於ける三井合名會社の資産は幾何であらうか。私は茲では大膽なる獨斷をなす爲めに魔法の望遠鏡を以て人の懐を見なければならぬ。然し幸なことには今私が筆をとりつゝある側に親しい私の友である其の道の熟練家エキスパートが助言者となつて呉れて居ることである之から後の文章は此のエキスパートに負ふことが多いことを述べて置かねばならぬ。本問題に對する彼の見解はこうである——不動産で五千萬圓有價證券其の他で六億五千萬圓——。私は之に對して勿論異議のあらう筈はない。彼の熟練家の話を確實なものど呑込んで文章をつづけねばならぬ。たゞ茲にかのエキスパートの説明の極めて緻密な數字や表のノートを掲げる餘裕があつたならば如何に私の話が讀者から信賴を受けたであらう。

一億圓から七億圓に——大正三年から大正八年まで僅かに五ヶ年の間に忽然としてうづ高く積み上げられたる想像だにも出來ない黄金の山を考へながら戰爭中に於ける三井の思切きつ

たる財界への棹のさし方―目醒しかつた活動の跡をふり返つて人の黄金を集める力―時勢が或る人をして黄金を如何に集中せしめるかを考へた。而も我々は今エキスパートの話をきいて直に不動産以外の財産の驚くばかりの増加について目をひかれたであらう。而し之を以つて早合點して有價證券所有者の寝ながらの不勞利得を連想してはならない。蓋し三井合名會社の資産の中に有價證券なる名目の下に表示さるゝ所のものも實は其の大部分を構成するものは三井の事業に外ならないのである。即ち之等の財産の増加は三井物産、鑛山、銀行、倉庫等の戦時の大飛躍を證明するものである。

以上述ぶる所は大正八年の我國經濟界の最好況の時のことである而して財界最高の潮に乗り出でたるものは其の成功に比例して亦財界悲況沈衰に際して一層奈落の底に陥れられたことは最近三四年間に殆んど洩れなく示された現實の事實である。事業に成功した大三井に對しても大正九年三月以後の大嵐が切實に影響したことは云ふ迄もない。而しそこは俄か成金の一溜もない没落とは趣を異にして流石は時代のついた堅實なる大三井の立派さは保たれて居るものゝ。其の大嵐の過ぎた大正十一年初頭の三井の状態はどうであらうか私のエキスパ

ートは此の質問に應ずる爲めの様に暫く私の側で無言に計算をなしつつあつた。恐らく大正八年から推算して居るのであらう。やがて四億圓と云ふ數字が紙の上に書き記された。

私は之を豫期して居つたことであるが再び驚かざるを得なかつた僅に五年で一億圓から七億圓に又僅に三年で七億圓から四億圓に。我々は單に三井合名會社の財産につき戦前戦時戦後に渡つて比較研究することにより如何に此の七八年間に於て我が經濟界が恐しき動搖をなしたかを切實に知ることを得た様な氣がする。有頂天になつた大中小成金の悦びも奈落到陥つた悲しき苦しみも此の經濟界の大うねりの出來事と目に見える心持がする。然し乍ら我々は更にふり返つて大三井の大三井たる處を考へねばならぬ。其の影響を受くる所かくも恐るべきものありしに拘らず依然として四億圓の巨額の所有者であることを。

最後に三井一族一家の財産を茲に想像して三井一族一体として見たる現在の總財産額如何を測定することが出來たならば私は三井に對する觀察の筆を置くであらう。私のなし得る方法は矢張り彼を煩すより外にない。今度は止むを得ない手段としてあらう各人の所得の綜合より逆に推算して細密なる計算の後に出來た所のは次の通りである。

三井合名會社	四億圓
其他各人分	五千萬圓
合計	四億五千萬圓

私は各人合計五千萬圓は餘りに少ない様な氣がする。然し私は何等之に反對する材料を持たない、私は之に信賴するより外に途がない。四億五千萬圓—之れは大正十一年初頭に於ける三井一族の總財産である。此の數字から見れば三井合名會社は三井一族の財産を極端に集中して居るものと見ることが出來財産の上から云へば三井合名會社即ち三井一族を表はすものなりと云ふことが出來るであらう。



三井一家に三井合名會社が存在する如く岩崎一族に於ても三菱合資會社が不可分の存在としてある。茲にも亦三井合名に銀行物産鑛山等が會社の表現の一態様としてある様に三菱に於ても株式會社三菱銀行三菱鑛業株式會社三菱造船株式會社三菱製鐵株式會社三菱商事株式會社がある。而して之等の事業の發展沈衰如何は直に三菱自身の繁榮凋落に影響を及ぼすは

勿論のことである。

私は茲で三菱一族の財産の表示について少からず困つて居る。何となれば之はと感心する面白い説明方法がないし我が偉大なるエキスパートの數字を基とした直感を讀者の合点の行く様に記し得ないから。そこで私は彼が三井に對してなしたる成績に鑑み讀者に十分の御信認を得たことと想像して彼の結論を基として私の獨斷を進めるであらう。

大正八年末の三菱合資會社の資産は不動産一億五千萬圓、有價證券其他三億五千萬圓、合計五億圓である。茲で三井合名會社に對してなしたる様に戦争初期に於ける資産を引用出來ないのは物足りない氣がするが我々が造船と云ひ製鐵と云ひ又鑛山と云ひ戦時中世人羨望の的となつた事業を掲げた丈で容易に想像せられる所である。更に今一つ三井合名會社の大正八年の七億圓と比較するに際しても財界不況の影響の最もいち早く來た三菱造船と三菱製鐵とが合資の重大なる位置を占めて居ることを顧みてやらねばならぬ。一般の不況は九年の三月から始まつたが船と鐵については七年十月休戦條約の號外によつて始まつたのである。一つ一つの事業をとれば皆夫々の註譯が必要である。然し三菱造船についてだけは一言つけ

加へて置き度い氣がする。蓋し大正八年末の川崎造船の一株の値段は百六十圓である而も大正七年造船最好況の時代に於ける同川崎造船の一株は二百五十圓であつた。我がエキスパーの資産評價の眼はこうした所に迄及んで居ることを示すと共にふり返つて三菱造船を考ふるなれば茲でも亦大富豪の取り逃した大なる富の行跡を追憶さるゝのである。

大正八年に於ける三井合名會社及三菱合資會社の資産を比較一覽して不動産と有價證券其の他の財産との價額に於て兩者に著しき相違のあることを發見するであらう。私は大正九年の大波亂を通じて大正十一年初頭に於ける三井及三菱の比較をなすに際して假令前者に於て三井物産や三井鑛山の時局に對する大打撃があるにしても後者に於ける造船や製鐵の底しれぬ不況に思ひ比べ、其の結果如何について少からず恐れたのである。而も我々は不動産と有價證券との此の差異に於て兩會社のバランスが巧妙にとれて居ることを見て天の配劑が我が此の二大富豪を操つる妙味を面白く感ずるのである。

扱て此の三菱の不動産に於ける強味こそ實に三菱が先見の明を以つて一厘の収入もなく帝都の中心丸の内のあの廣さを幾十年間三菱ヶ原として草の生ひ繁るがまゝに放任して置いた賜である。現在に於て一坪實に二千圓以上はするであらう現に名古屋市に一例をとるも私の狭い見聞からではあるが桑名町の或る場所が坪千五百圓で賣買せられたことに思ひ比べても決して無理な評價ではなからうし又同じ丸の内的一部分も片寄つた場所が大正八年に坪千六百圓に讓渡されたと云ふ話があるに於てをや。然るに此の土地が東京驛前美々しく立ち並ぶ建物を包容する土地が明治二十六年にはタゞと云つてもよい値段であつた——明治二十六年之は三菱合資會社の設立された土地である。此の意味に於て三菱は一大土地成金と云ふことが出来る。

私は茲で再び無趣味な獨斷で大正十一年初頭に於ける三菱合資會社の資産の評價をするにとくする。不動産一億五千萬圓其の他の二億圓合計三億五千萬圓は其の結論である。比較對照の便宜の爲めに三井合名會社の資産を引合に出したならば四億である。其の内容を比較することが出来たなれば興味あることであらう。然し一寸今迄書いたことからでも次の判斷はつく譯である。不動産以外については三菱はより多くの打撃を蒙つた然し上にも述べた如く三菱所有の土地が換言すれば丸の内の土地所有の強みが如何に力強く三菱に運よく役立つて居

ることは推察に餘りあることである。要するに合名と合資と比較するなれば嘗て大正八年に於て然り今亦大正十一年に於て其の差額は大に接近したとは云ひ乍ら三井合名會社の優越を是認せねばならぬ。

最後に如何に面倒でも三井一族十一家の資産を見て三井一族一體としての總財産を思考したと同じ様に岩崎一族二家の總財産を發見することにつとめねばならぬ。

三菱合資會社 三億五千萬圓

各 人 分 一億圓

合 計 四億五千萬圓

右の表から見て岩崎一族は其の社員の少きに拘らず三井程には其の財力を會社に集中して居ないのを知ることが出来る従つて個人としての所得が「税」と云ふ雜誌にもある様に岩崎久彌の二百七十萬圓に比して三井八郎右衛門の八十八萬圓と云ふ相違を來たす譯である。然し如何に國家的觀念の強い三菱でもやがては次第に先に述べた富豪の累進稅率緩和の方策を用ふるに至るであらう。私は確に今茲で之を豫言するであらう。



私はもうかなり三井に就ても三菱に就ても少からず述べた様に思ふ。そこで急いで其の結論に進むことにする。今や我々は遂に三井と岩崎と一族一體としての總財産の比較をなすべき時が來た。今迄述べた所によつて既に御承知の様に丁度

三 井 一 族 四億五千萬圓

岩 崎 一 族 四億五千萬圓

になるのである。私は専ら私の親しい友の助言によつた、而し其の間大體の數字をとつたことと自分の主觀が加つたことによつて右の結果になつたのである。然るに私の友は之に對して幾分不服であるらしい。従つて私は彼の數字に一指を加ふることなく茲に記載することとする。何れを信用するかは一に讀者の意に任して。

三 井 一 族 四億千〇三十二萬千三百二十一圓

岩 崎 一 族 四億千七百七十七萬八千七百五十七圓

之は大體現在の二大富豪の資産だと云ふ。私は文章を進めつゝ餘りに不思議に三井及岩崎

の資産がバランスのとれて居るのに驚く。私の最初の目的は「我國の富豪を量にかけて誰が日本一の富豪であるか」を明にするのであつた。私は茲に至つて私の目的が果して達したのであるか否か更にまごわざるを得ない。

而し私は一人一人としては我國に於て現在日本一の大富豪は資産三億圓を有する岩崎久彌なりと云ふに何等躊躇しない（茲に突然三億圓なる數字を出したが私が此の斷定を與へ得ることに就ては既に詳しく述べたことより信賴して呉れると思ふ。）だが三井及三菱の一族としてのバランスを睨んで何れに強味があり將來何れが優勝者たり得るかと云ふ事柄については一に見る人の心にまかすのみである。

私は物好きにも書店から大日本資産家明細一覽表（大正十一年五月現在）と云ふ表を求めて來た。勿論夫には大なる期待を持つて居なかつたがたゞ世間ではどう三井三菱を見て居るかど云ふ心からであつた。夫には

三井家

二億五千萬圓

岩崎家

二億五千萬圓

とあつた。私は私の調査の四億五千萬圓と比較對照して自分に軽い敬意を表した。

成金のやうな決定をうけた話

税吏もパプテスマを受けんできてきたり曰けるは、師よ我等は何をなすべきか、答へて曰けるはさだめのみつきの

外に多くさること勿れ

バイブル

私が役所の用を終へて家に歸らうとやつたことと満員電車に乗つた時に丸の内のN石油會社の社員であるKも偶然同車であつた、Kが私の顔を見るや否や持つて生れた大きい聲で「君税務署つて随分亂暴なことをする所だね」

とあたりをかまわず云ふのであつた、私は突然の彼の云ひ方と、その大きな聲とそして事柄が私共の勤める場所のことであるので少からず狼狽した。それに釣皮につらさがつて居た大勢の人の目が一時に敵意を以つて私を注視して居るやうに思はれたので心の中では眞赤になつたが小聲で

「どうしたと云ふのだ」と云ひ返した。

「随分無茶な間違をやるものだ」

とKはさも私が當の張本人でもあるかの様に云ふのである。

「だつて君稅務署の役人が神様でもなし佛様でも無い、たまには間違もないとは限らないさそれに最近稅務の民衆化と云ふ具合で大いに親切之れつとめて居る譯だよ。私は稅務署ではそう無茶なことはして居ないと思ふんだがね、こみ入つたことなら國稅相談所と云つて民間の苦情を一手に引き受けて親切に冷靜公平に事件の解決をしやうとする機關も出來て居るのだ。其は兎も角一たいどう云ふことなんだ。」

「實はね事柄は僕に關したものでないのだが僕の社の相澤と云ふ友人がひどく間違つた。天のお星様をさを竹でたゞき落そうとするやうな突飛な所得稅の決定を受けたのだ。おまけに期限がきれたら家財一切差押をすると云つて毎日毎日いぢめられて居るのださうだ。可愛相に相澤は其の問題ですつかり參り込んで今日も仕事に手がつかなくなつた様子だつたよ」

「そうした話か、内容はどんなのか知らないが、それなら僕が早速解決して貰つてもらふ、詳しく話を聞いてね」

私がこう答へた時に私は省線への乗替へ場所に來て居たので其中君の所へ行つてやらうと聲をかけて話半ばのまゝKと別れたのであつた。

私はKの會社を尋ねたのば夫から二三日を過ぎてからであつたであらう、Kの話を思はぬでもなかつたが役所では所得稅第一期分の納期の最終日の迫つた忙しい時であつて私も大勢の庶務課の人や直稅課、間稅課からの應援の人達と夜遅くまで執務した程であつたから、丸の内の府廳に向ひ合つた五階のビルデングはKの會社のある所でそのビルデングの五階全体はN石油會社が占領して居つた、私は之れ迄Kを度々訪問したことがあつた、Kの室の窓から直ぐ真向ひに通つて居る省線電車や東海道線の汽車の上り下りを見たり日比谷の森を眺めたり往來の人々の品評をしたりした、か様に私は茲の案内はよく知つて居たので私はつかつかとKの坐席に進みよつた。

「君此の間の電車の中での話はどうした」

「いや大官をわざわざ煩はしてすまなかつたね」

Kは私を大官と云ふのを常として居た、多分私の口無調法なことゝ私の動作の重々しい所

と今一つは税額何千萬圓を取り扱ふ官廳の長たる私に敬意を表したニツク、ネームであつたのである。

「幸にして君を煩さなくとも事件が面白く解決したよ」

とKはつけ加へて云つた。

「其はよかつた、だが話の主人公はどれだ」

「向つて右の机の二番目は問題の人相澤だよ」

「眞面目な人のよさうな風だね」

「うんそうだ、人がよすぎる位だあんな人をいちめるのは君よくないせ。」

とKは笑つた。

それからKは其の事件の顛末を話さなければならぬと云つて私を應接室に伴つた。紅茶をすゝりながらKの話した話は次のやうである。

x x x

相澤がN石油會社に勤めてからも十何年にもなつたであらう。眞面目と勤勉とでたゞき

上げた彼は會社の大きくなると共に彼の地位も収入も進んだのであつた。今では此の會社の計畫部で二三番目の地位となり會社が大奮發で出すボーナスを計算するなれば可なり文化的の生活をする事が出来るやうになつた。彼の家は小石川でも稍上級の家が建ち並んで居る場所。其の家の二階の窓からは幾軒もの屋根並をへだてて遙に植物園の森がのぞまれて退屈な時には森に騒ぐ鳥の群を眺めことも出来た。それよりも一層よいことは隣は柳澤と云ふ華族さまの家であつて、其の廣い庭園は彼の家から恣に眺めることが出来ることであつた。相澤は友達の訪問がある毎に俺の家の庭は立派だ立派だと自慢するのは常である。然しいくら場所がよいと云つても人様の庭を自慢にするだけの彼の家だ。彼はそこで泰平な暮しをして居たのである。

彼が所得税を納め出したのはもう數年來のことであつた。そして稅務署の調査の精密なことを知つてからは銀行や郵便局での金の取扱ひに間違がないのを信ずると同様その決定には一切の疑をさしはさむことはなかつた。それは或る年彼の所得が前年よりは大分増加したので其の理由を尋ねるべく初めて稅務署に顔を出した。役人は彼の所得の内容を俸級何々、賞

與何々、何々、會社配當何々、田畑所得何々と所得の總額は二千圓を澤山には超してない額であつたが、細々と話して聞かして呉れた所得の増加は前年受けた配當所得が新に加つたからであつた。そう云へば新聞などで随分議論もされ會社の重役連も大恐慌を來すであらうなごど友達とも話し合つて居つたものをと、彼は今更自分の税金の實際の智識にうといことを感じたと共に税務署が名も知れない彼の郷里に在る會社の僅かばかりの配當や田畑所得の一圓か二圓ばかりの所得まで計算して居るのに驚いたのである。もつとも田畑と云つたところが草ぼう／＼とした宅地つゞきの僅少な地面で一圓の収入はおろか一錢の収入だつてない所であつたが、僅かばかりの金額であるのと役所の調査の余りにも行き届いて居るので絶對の信任を感じつゝ一言もなく歸つたのであつた。

それ程信用して居た税務署であつたが計らずも其の信用を裏切る重大な事柄が起つたのである。

それは此の間税務署から送つて來た今年の所得金額決定通知書である、其の通知書には四萬五千何圓と記されて居た。彼はそれを受けとつて一時はハット驚いた。税務署の桁違ひで

あらうと思つたが桁違ひにしてもとても自分の所得が追付かない譯である。然しふとある事が思ひ浮んで自分ながら心から微笑せずには居られなかつた。そして神様のやうに正確な仕事をすると思つた税務署に對する彼の信用にも疑を持ち始めたのである。

「うん、税務署も此度こそは大間違をしたのだ。」

と彼は青々と繁つて居る隣の柳澤家の廣い庭園をじつと見入りながら柳澤、相澤と口の中を繰り返しつつ、

「税務署は隣の家と自分の家と取り違つて所得の決定をしたに違ない。そして今頃は柳澤家でも自分と反對に其の所得の決定額の余りに少額なので驚いて居るだらうと思ひ込んだのでした。」

彼は翌日會社への途中税務署へ立寄つて此の面白い間違ひ——小サラリーメンが成金も及ばぬ所得の決定を受け、大富豪の華族様が僅かな俸給取り位の所得の決定を受けたことについて忠告してやらうと考へた。然し其處には黒山の様に大勢の人がひしめき罵り合つて居るのを見、又自分の發言權を得る迄は相當の時間を待たねばならぬのを見てやめにした。その

代り會社から自分の所得の決定は滑稽に思はる位の誤謬である旨の手紙を役所へ出して置いた。

所得税第一期分千何百圓九月三十日限納付すべしとの書面が彼の家に届いたのはそれから幾日かした或る日であつた。其の税金の赤切符が來た時に彼の妻は又女心に非常に心配を初めたのであつたが「何に今に譯なく解かるさ一言間違のことをいつてやればね」と内心で少しは氣持はよくもなかつたが、又此の間の忠告的書面に無關心な役所に些か反感を持たぬではなかつたが無頓着に笑つて見せた。そして其の中一度税務署の方へ行つて見やうと思つた。

丁度其の頃に會社はH會社との合併問題で相澤も目の廻る忙しさの爲めに税務署へ行くことも忘れて居たのであるが、其の税金を納める最終の日も過ぎ越して來た、或る日に税務署から役人が尋ねて來た。

「お宅では税金をもう納めましたか。」

「いねまだです。」

と彼の妻は答へた、そして豫て彼から言はれた通り、

「所得税の決定は大間違であること、それは生活の様子からでも直ぐに解るであらうとのこと、昨年の決定はいくらであつたと云ふこと迄詳しく話したのでした。

「いや税務署では一旦決定した以上は兎に角きつと納めていたゞかねばなりません。」

不服のある点は其の内に改めて調査に參ります。」

と官吏は冷かに返事をした。そして彼の女の泣顔になつての抗辯にも拘らず。

「明日と明後日の二日の猶豫がありますから御主人が歸られたらよくお話になつて間違なく納めて下さい。さもないと滞納と云ふ不名譽なことになりますから。」

役人はそう云ひすて、非常に忙しげにして歸つて行つた。彼の妻は此の言葉を聞いてその役人の無情なのに對してごんなに恨みと怒りの思をしたのであらう。それに恐れ感情も混つて夫の歸りを待ち兼ねて委細の話をしたのであつた相澤は妻の心配を役所から來た役人の無理解なのとの故で翌日は税務署に行つて一理屈云つてやらうと思つたが相憎日曜日でお役

所も休みと氣付いて止めにしたのでした。

日曜日は相憎天氣が悪かつた、二階に居つて机に倚つても余り讀書の興もひかなかつた。ふと税金のことが頭に浮んで來た。お隣ではあの様に所得が少く決定されても役所へ届けないのな。

尤も所得が少な過ぎるから怪しからんと文句をつけて怒鳴り込む必要はないにした所が間違つて居る位の挨拶をしたらよさそふなものだ。隣からも私の方の所得の決定は非常に少な過ぎるが間違でないかと税務署へ申出さへすればいくら税務署だつていや一度決定した以上は其のまゝでいふとは言はないだらう。その間違を見れば當然これらも解決するのだ。こんなことを思ひつゝ社會問題なども結びつけながら今日は隣の廣い庭の木立に煙る雨の風情も心をひかないのみか反感さへ感じられるのであつた。

十時頃格子があいた、倦怠の析柄よい友達の訪問と悦んで居た時に妻は顔色をかへて二階へ上つて來て税務署から役人が來たと云ふのであつた。相澤は一寸豫想を裏切られたのであつたが丁度茲で話をすれば役所へ行く手数を略ける好機會であると思つて急いで玄關まで出

かけたのであつた。

「随分御勉強ですね、日曜日でも御勤めですかそれに此の雨にね」と彼は先づ口をきつた。

「私どもには日曜日はありません、中々税金を納めて呉れない方が多くてね」と對手は皮肉らしく出た。

「時にお宅では税金はすみましたか。」

「いや僕の家はまだです、昨日も君の役所の人に話した筈だが今度の決定は非常な間違だからね、大体君の常識でも解るでしょう僕が四萬五千圓の所得があるかどうかは茲で一目様子を見てもわかるでしょう。」

「或はそうかも知れませんが、然し其は私共には譯りません、私共は決定された税金を徴収する役ですからね、若し決定に御異議がある様でしたら書面なり或は御迷惑ですが税務署へ行つておき下さい。」

「いやとつくの昔に間違の旨は書面で出して居る筈です、こんな大間違をしておまけに税金を早く納めよなんて随分人を馬鹿にした話ではありませんか。」

「手紙を御出しになつて居るか知りませんが私は未だ何もきくませぬ。それに一体もう税金を納める期限が切れて居るのです。私共はお互の便宜の爲めにお待して居るのです。理屈は理屈として明日迄に何とかしてお金の工面をして下さい。」

「君戯談言つては困るではないか、手紙を出したかも知らぬが、私が知らないつて一体税務署は一つの役所じやないのかね、決定するのと徴収するものとお互にかまひつこなしなんて二人睨み合つてゐる署長でも居るのかね、理屈はよすかね僕の所得は去年は三千圓見當年は四萬五千圓一寸考へたつて有り得ないことでないかね。」

「いや其ればかりは斷言出来ません、去年は千圓で今年は十萬圓と云ふ實例もあつたのですから」と税務官吏はさも冷やかになつて云ふのであつた。

「家を見て云ふがよい、月給取りがそんなことがあつまるものか」と彼も少しは語調を高めた。

「其は兎も角、一旦決定を受けた以上は誤謬訂正か或は減損更訂の手續によつて決定の變更のない限りは私共に於てどうすることも出来ませぬ。右の次第ですから明日迄にどうしてもお

金を調べて置いて下さい。若し時期が過ぎたならお氣の毒ですか差押致さねばなりません。」
 「君役所が自分の間違つた決定で差押ると云ふのも亂暴極まる不都合極まる譯だが差押へるつて税金分にも足りない状態ぢやないか。」

「あるだけの物を差押へる迄です」と人の財産を路傍に轉がる木石の様に情も用捨もなき風情の取扱振には流石の彼も甚しく感情を害されてどうでもしろと云ふ氣分にした。暫く不愉快な沈黙が続いたがそれでも役人は尙も督促の語を残して去つたのであつた。

相澤は事情を話せば何のわだかまりもなく、譯もなく解決するだらうと思つた。豫期に反した不快と冷たい理屈一偏の議論に對し憎悪を感じながら更に最後に残した役人の言葉も少からず氣になつたのである。勿論税務署と雖も内容について一應の正誤の調査なしには差押には來まいとは考へたのであつたが、妻のいやが上の心配にも一層刺激せられて翌日會社へ出ても仕事が手につかなかつたのであつた。彼は其の内仲間の者から税務署成金と云ふ名稱を奉られても何時もの様な氣焰も擧らず苦笑するのみであつた。

「あの日の歸りだよ、君と電車であつたのは」とKは紅茶を啜りながら亦話をつづけるので

あつた。

相澤は其の日は時計が定刻を報じるや否やそのまま家に歸つた。彼の習慣になつて居た様に妻のすゝめる濃いお茶を飲んで煙草を一つ燻した時に妻は又税務署から参りましたよと名刺を差し出すのであつた。彼は度々の税務官吏の訪問について今や全く不快の念でたへられなかつた。然し其の名刺の表にS税務署長某と記されて居るのを見た時に愈々事柄が急迫を告げて來たのを感じずには居られなかつた。

一種云ふを得ざる不安を感じながら應接に出た時に署長さんは話しかけた。

「お宅では税金がまだ納まらなそうですね。何か御不満の点でもおありですか。」

相澤は初對面の署長の顔を見ながらその話をきくながら彼は警察署長、税務署長と對照して考へて居た署長の幻影に大なる間違のあつたことを發見した。若々しい理解のある様な顔優しいその親切そうな話し振り、第一印象に於て彼は此の人なればと思つて總てのことを詳細に話そうと決心した。

「はゝ税金はまだです話はもうお聞及びかも知れませぬが私は丸の内のN會社に勤めて居る

一サラリーマンです。それに今年の所得税の決定は飛んでもない四萬五千圓になつて居るのです。私の住居をひき比べて御覽になれば税務署のお間違と云ふことがお解りになるでしょう。」

「成程」

ときくながら署長はポケットから手帳を出し

「でも貴方はM保險會社の株をお持でしょう。」と尋ねた。

「そんな筈はありません」

「然し貴方の所得の中にM保險會社の配當所得何萬と云ふのが含まれてあるのです。之はM保險會社から其の所在の税務署へ申告して其處から私の税務署へ送つて來た資料のうちにあるのです、之から見ると貴はM會社の大株主の筈になりますか。」

相澤は話を聞いて思はず初め四萬五千圓の通知を受けた時に想像した隣の柳澤さんM會社なら柳澤さんは重役の筈です。一体柳澤の税金は幾何になつて居るのですか。」

「一期分が七百圓ばかりですから三萬圓位の決定を受けて居るでしょう。」

とポケットの手帳を開いて示した、相澤は其の話をきいて彼の當推量も失敗した、従つて彼の決定の辯明も厄介だと感じたのであつたが署長は何だか會得したかの様に「それにしても彼方の所得は小すぎる」とつぶやきながら

「兎に角私は歸つて一度徹底的に調べて見ましよう。税務署から何分の沙汰ある迄は税金はお納めにならなくて宜しい。」

署長の此の話をきいて彼は恰も重荷を下した様な氣がした。そして其の取調べについて呉々も署長に依頼したのであつた。署長が歸つてから相澤の氣分も晴々した。

「流石は署長さんですね」

と妻が相槌を打つた。

君この署長さんは君の友達の河井君だらう。

とその時Kは又私に話しかけて來た。

「そうだ、あすこはS税務署の管内だから河井だ。」

「河井は中々熱心家だよ、幹部前進主義と云ふのか彼の主義でね、自分自ら何時も陣頭に立

つて事務を見るのがいと所だよ。」

「相澤も君の管内でなくつて幸だつたね、君の所だつたら散々君は恨まれる所だ」

「戯談言つては困るよ、僕の役所なれば第一間違なんて初めからないさ、あつたにした所で其處迄は行かないよ。威張る譯ではないか僕の方のモットーとするのは公平と親切だ。署員總ては皆全く此の精神で充分訓練されて居るのだ。此の平凡なモットーでも少しは説明しなければ君には解るまい。こうだよ、公平……そうだ、あのT電氣會社の事件を知つて居るだらう。大きい所に對しても堂々と所信を斷行して一步も許さず又小納税に對しても徒に細鱗を漁ると云ふ様なことは絶対にないのだ。又一般に對して心から無知は教へ導き、得心の行く迄誤解をどくのは之れ親切だ。然も僕の役所に於ては僕は即ち署員だ。署員は即ち僕だ、一心同体苦樂を共にするのは僕の主義だからね、河井の幹部前進主義も大に感心するさ、然し其の精神が肝要の戰鬥員に通じて居ないのは情しいことだ。」

「まあ、君の自慢は止しにして呉れ給へ、兎に角僕の話を終りまできいて呉れないか。」

とKの話は再び相澤の物語となつた。それから三四日過ぎて税務署から相澤の家に使が來

て柳澤の一部の株が所得資料の整理の際に番地つぎの彼の所得に含まれたことを辯明した決定は直に訂正されて「誠に御迷惑をかけてすみませんでした。」と丁重な挨拶を残して歸つた。彼も税務署に對して一時起つた悪い感情も今は霧散する様に晴れて蟻の様に勤勉に働く職務に忠實な役人に對しては多大の敬意を感じたのである。

「これからは聞きものだぜ」

とKは云つた。今迄の面白くもない話を永々と聞いて貰つたのもつまりは次の物語を味つて貰ふためだと思つて加へた。

相澤は其の日税務署の人が歸つてから四萬五千圓の所得決定票知書を白紙に包んで神棚の扇を開いてそれを納め恭々しくぬかづくのであつた。

「あなた、氣でも狂つたのですか、あれ程嫌な心配までしたその決定書を神棚に上げてごして御禮をして居るのですか。」

彼の妻は呆氣にとれて言つた。

相澤は落付拂つて微笑を浮かべながら答へた。

「おい、俺達はへその緒を切つてから萬と云ふお金を手にしたことがあるかね。」

此の奇妙な反問によつて妻は

「ありませんわ、私共の腕ぢや仕方がないではありませんか」

と答へるより外なかつた。

「そうだ、此の調子では世界が逆にならない限りは四萬なんて云ふ金は俺達の死ぬ迄は得られないのはきまつて居る。俺が此の決定書を大切に神棚に納める譯はそこだ俺には遠大なる理想があるのだ。俺達は今にどうせ死ぬ、その死んだ後で其は何時の時になるかわからぬが俺達の子供か孫がふとしたはづみに神棚にある此の包を見て開くとする。そして此の四萬五千圓の決定通知書が現れる。子供達孫達は其の時何と感ずるであらうか。彼等はきつと目を圓くして云ふであらう。私共は今は大した地位に居らないのだ。それに私達のお父さんお祖父さんは何んど云ふ大儲をしたことがあつたのだらうお父さんお祖父さんにはこんな偉い時があつたのだ。私共も之からお父さんお祖父さんの全盛時代の地位を回復しなければならぬ。かくて彼等の功名心を刺激されて大に奮發勉勵し其の結果五萬も十萬もの所得を得るこ

どになるかも知れない。」

彼の妻は今はたゞ夫の話を聴くのみであつた。

「私は此の事件の起つた最初の時、即ちあの決定通知書を受けとつて直に私の心に浮んだ事柄について考へて私は私の心の中で一つの奇蹟を見たのでした。そこで私は今一つの奇蹟を待つて居るわけです。一つは二週の間位に現れたのだ、今一つは永久に現れないものだど誰が斷言出来ようか私の考へで居ることをお前に話して置かう、こうた……」

私達の子供が遂に毎年税務署から十萬圓の所得の決定を受ける様にまでなつた。然るに或る年のことである彼は僅に一萬圓の所得決定通知書を受けたのである彼は税務署が自分を侮辱するものとして不服だから税金を納めないと云つた。よく調査した上でなければ納税は出来ないと云つた。二度も三度も役人が來た、例によつて役人は一旦決定した以上は如何なる理由あるも是非納めなければならぬと云ふ遂には納めなければお氣の毒だが財産の差押へをするまで云ふのであつた。最後の日になつて署長がやつて來る。立派な紳士として貴方がどうして税金をお納めになりませぬかと丁重に而も威嚴よろしく問ひかけられる。其に私

共子供は私は紳士なる故に今度の決定に不服なのです従つて税金は納めないのです、どうか私の所得の内容を今一度御調査願ひ度と云ふ。署長は止むを得ず調査を約して歸つた。そして細に其の所得の内容を吟味した結果大なる驚に打たれたのであつた。其は所得十萬圓と決定すべき所を記帳者の誤に於て〇を一つ落して位を一つ間違へたのであつた。

税務署の間違で相済みませんでした然し私は世間の人々が皆悉く目前の利己心に捉へられ所得決定の過少なると希ひ或は作爲するの時に際して貴方の様な立派な紳士にお目にかゝることを得たのは何と云ふ驚異でしょう、何と私が貴方に申上てよいでしょう」と署長さんは感激に満ちて挨拶に來る……

「私は今こんな夢を見て居るのだ。」

相澤からKに話した話を私はKから聞いて成るべく要点に間違のない様に茲に記すことにしました。

Kは話しながら相澤のこのエキセントリックな行動をあざ笑ふ様でした、然し私しは此の話をきいて歸るさに今一度よく、彼の事務室に於ける様子を眺めつゝ更に云ひしれぬ敬虔な

気分になりした。

巡回國稅相談所

私は名古屋へ赴任する汽車の中で頭のなかに思ひ浮んで居た二つのことがあつた、一つは財務雜誌のことであり今一つは國稅相談所のことでした、雜誌については——中京財務を初めて手にして東京の同じそれとも比較しながら面白い斗南子の文章を読みながら興味中心主義の編輯振りに亦一寸すぐれてアカメケした所に多大の敬意を表したのです、そうして私が汽車の中で考へて居た事柄に思ひ至つて斗南星野君に大なる敬意を表するに歸着してしまつたことについて些か胸の中で恥しさに顔を赤めざるを得なかつた、今一つの國稅相談所についても亦略々同じ運命を辿ることゝなつたのである。

國稅相談所——それは私が稅務相談所を名義までそのまゝ借用しては相濟まぬと云ふ考で此の名前を提案したものであるがそして其の見識の甚だ狭いことに就て大分お叱りを受けたものであるが私の赴任した當時に於ては既に當局に於ては其の採用については機が熟し切つ

て居たのである、貫名監督官は最も熱心なる主張者であり且つ之に關する規程其の他實際の取扱方は殆んど全部貫名さんの頭から生れ出でたのであつた。

抑々租稅に關する相談所の元祖は今の駐米財務官前の東京稅務監督局長勝正憲氏である、その勝さんの此の稅界に一新紀元を劃した創案は全然天から降つた發案であるのだから又は何處か何ものかに暗示を得て考へついたものであるのだが始終毎日同じ食堂でお飯をいたゞいて居を私にもわからなかつたことであつた。

然し私は茲で勝さんのオリヂナリチーに傷を付けようと云ふ意思是毛頭もないのであるがふと私は「太陽の輝く下に新しき何物もなし」と云ふ陳套の諺を思ひ出したのである、その諺は丁度私はつい近頃になつて讀んだある租稅の書物の中に見出した言葉である、私はデイレツタント振るわけではないが其の著者が此の文句を引用しながら租稅の累進稅の原則の根據は孔子刪定の詩經の中に見出したと云ふのに少なからず興味をそゝられたのでした、有名な詩經も私にとつては全く物語に聞いた立派なお庫の手文匡の中に秘められた寶石を想像する位しか私とは關係を持つてなかつたのである、従つて私はあの簡潔な美文な原文其のまゝの

詩經の文句を茲に引用することの出来ないのは誠に残念である。

其の詩經にあると云ふのは——小さな酒甕の汲み盡されたと云ふことは大なる酒甕の恥である——と云ふ意味の文句である、漢文から横文字へ横文字から日本語にこの途すがら失はれた文章のほんとの甘さを味ひ得ないのは殊に残念ではあるが——其の趣意は大なる酒甕を所有する飲手の恥と云ふことがある、大なる酒甕は富裕なる大家族とするなれば小なる酒甕は貧しき小家族である、今小さな酒甕と大なる酒甕とが共に酒もりの爲めに用意せられた場合に於て均しく兩者の盡きる迄小なる酒甕は少く大なる酒甕よりは多く汲み來つて飲んでこそ初めて社會共存の道に適ふ所以である、即ち平等の原則に適ふ所以で租税についても亦同一の原則は適用さるべきであると云ふのである。

累進税の詩經に於ける根據と云ふのは以上の通りである、「太陽の輝く下に新しき何物もなし」と云ふ諺に偉大なる權威を有せしむる爲に孔子様を租税學の泰斗に祭り上げた、私も亦此の諺に敬意を表して勝さんの頭を遡及して租税相談所のオリヂンを探がして居たのであつた。

アメリカが世界戦争に参加して以來其の新に立てたる租税制度の巧妙なる運用によつて戦費租税支辨主義(“Pay as you go” Policy)を勇敢に採用し用意周到に財政上の基礎の確立に努力したことは財政史上特筆さるべきものであつた、従つて此の戦争によつて米國に於て全く新規な租税法規の制定せられたものが其の數少くなかつた、軍需品製造税、戦時利得税、法人特別税、印紙税、遺産税、煙草販賣人及製造人特別税、便益税、仲買人質商銀行劇場特別税、入場切符税、俱樂部税、幼年者使用税等數へれば十指を超ゆるであらう而も何處の國でも同じく我々に最も直接の利害關係に立つ租税法規の素人には甚だ判りにくいことである民衆的政治運用の國であるアメリカで此の租税法規の解釋を一般民衆に容易にする爲めに特定の設備をなしたと云ふことは寧ろ當然すぎる事柄である、私は此の事柄を發見して何だか鑛夫が鑛脈を掘りあてた様に又名探偵アルセーヌ、ルバンが其の事件の緒をつかまへた様な氣がした、次に折柄税務署では誤謬訂正や審査請求等の民間の不平が少なからず出だした時節である何時も一足遅れに世の中の景氣不景氣に隨伴するの傾向を有する官廳の仕事が、そして毎年仕事に勉強すればする程其の効果として夫れ丈け自分の仕事の負擔を軽減して呉れ

る代りに更に翌年に於ては靦面に夫れ丈け一層の重荷を自分の肩に負はせて行く様に出來て居る止むを得ない制度に於て其のボロを役所のボロとして表てむきに出さず済ます良方法は此の際最も渴望されて居たわけである、それに警察に於ては既に前から民衆一般の爲に人事相談所と云ふ制度があつた。

そこで私は此の三つの事柄が勝さんの頭の中で融合調和されて微妙な靈的作用で稅務相談所と云ふ施設になつたのであらねばならぬと決論するのである。

以上は私が純客觀的な立場に於ての論理のすゝめ方であつて主觀的な考察は全然欠いて居ることは自認しなければならぬ、實は我が貫名監督官も此の貧しき一篇は監督官にデリケートする積りで書いて居るのであるが亦既に勝さんと同じ獨創を持つて居られたと云ふことである、東京局での提案が一般社會から見事なる賞讃を勝ち得た、苛斂誅求の權化と見られて居た稅務界にも一道の柔き光明を與へられて一の大なるショックを我々稅務官吏にも投げた、貫名さんが豫ての抱負に對しても之れが實現に熱心であつたのも亦故あるかなであるかくて國稅相談所は名古屋局に於ける新局長第一の施設として決裁を得て早速實施されるこ

とになつた、六月一日からの開設の都合が局長會議の關係で六月十日からの開設となつた、當名古屋局の玄關に墨痕鮮かに國稅相談所と記された新しい看板のかゝつたのはそれから間もない時のことである、私はあの六月の暑い日に局長室で上着をぬいで新しくけづられた着板の上に達筆を振るつて居た前監督官の様子がまざく／＼と目前に思ひ浮ぶ時に其時既に死の運命が監督官の身體に宿つて居たのではないかと自分の記念碑を自分で書き残すと言つたあの時の様子を一の不思議として追憶さるゝのである、名古屋局の二大施設であると言ぐせに言はれた今一つの稅務官吏講習所の看板も之は私の全く知らない中にかけられたのであるが玄關の正面に並んで居るのを見て何ものとも云ひ得ない理性を超越した奇しきある感想は私の胸に湧くのである。

兎に角貫名さんの肝いりで名古屋局にも國稅相談所は出來た、それは東京局については最も早く出來なのであるが由來あら探すと憎れ口を本業とする自稱する八面鋒子の居る所である、其は單なる東京の模倣であると簡單に片づけられては心外であらねばならぬ勿論探長補短は誠に結構な事柄である、國稅相談所の制度も忽にして燎原の勢で全國に擴がつた、然

し我が巡廻國稅相談所の制度は蓋し前監督官の優れた之に加へた創案の一つであるまいか、國稅相談所の開設に際し各縣に支部との話もあつたが巡廻相談所と云ふのは貫名さんの意見であつた——即ち一般監督に出張したその先々で一方に於ては稅務署の事務を指導検査しつつ、他方に於て民部と直接に接觸して不平を聞こう誤解も解いてやらうと云ふ趣旨なのである。此の計畫は貫名さんの此の夏の悪性の腸カタルと其についだ東京の大震災で大に遅延せられて居たのであつた、かくて今度の新潟縣への一般監督の出張は未だ十分回復しては居ない身體であつたに拘らず貫名さんは急いで且つ心から勇んで出發したのであつた。

嗚呼然し心は如何に希望に燃えて居たにしても身體が思ふ様にはならなかつたのである、此夏以來の病氣とそれに震災後の上京は目に見えない所でいたく身體を害して居たのである、東京からの歸り途に大藏事務官を更に沼津地方の震災被害地に案内してから歸られた時に平生我慢強い貫名さんももう二度とは東京に行がぬと云はれたそうである、而も之から間もなくの新潟への出張は今回の不幸の直接の原因である。

三條に於て病を得て淋しい越路の病院に——でも熱烈な三條署員の献身的なみどりには多くの慰安を感じたことであらう——其の苦熱で呻吟し乍ら病にうかされてのうは言は國稅相談所の心配であつたと云ふ、其の職務に忠實な點は何人も泣かされるであらう。

然し貫名さんの御自身としては本望として心安らけく眠られたことと思ふ、創案した巡廻國稅相談所の第一日は非常な好成绩ををさめたのを現實見られたのであるから。

私は貫名さんの葬儀委員となつて毎日あの大きな白木の寢棺に對しながら——御家族の悲しいお顔を眺めては心も曇るのであるが——病に苦しまれた偽ましい姿は全く想像もされないでたゞあの平生得意な折にする涼しい微笑した顔のみを思ひ浮べるのであつた。

噫、貫名監督官は斯くも慌だしくこの世を去られたがその創意に成る國稅相談所の施設は永劫に其の使命を傳へて君の偉業を偲ぶよすがとなるであらう。(終)

或る雇の不正

或る年の暮に私は轉勤の命を受けました之は其の後に起つた事件ですが親切にも前の課長さんからそれに就て報告を受けました。事柄が多少とも私にも關係があつたからです、私

は只今其の手紙を公開し様と思ひます。其は清廉潔白を誇とする我が友僚の中にも恥づべき人が時々出て多くの清い人々に迷惑をかけるのを悲しむためです。

場所は名古屋の管内での出来ごとではなく時も既に経過して居れば誰方にも御迷惑をかけるまいと信じて居ます。

晩春の候となりました御機嫌如何ですか御伺ひ申上げます。私は幾度か此の事件を申上ることに就いて躊躇しましたが左の悲報を申し上げねばならぬ不幸を悲しむ者であります。私としての監督不十分の責任については心中深く深く感じて居る次第でありましてひたすら皆様の御高恕を願ふより外に途がありません。

扱深山雇御採用の時に中學在學當時と現在の姓の違つて居たこと庶子であること國を離れて遠くに於て勤務したことなどの點で一才問題になつた——彼も出勤時にも他より早く勤め着實によく勤めて呉れました。亦家庭のあの事情にも同情して今度昇級することを署長さんへ御願ひ申し御蔭様で日給拾錢昇級至しましたことは抜群のことであり大に喜ばしい事柄であつたのですが此の間に悲しき材料を發見したのであります。

三月の末徴收督勵で深山雇は庶務課長さんの願ひにより出張することになりました。其の留守中私が印紙税違反者の納税を取扱つて居ると囑託署より納税者に収入印紙何枚納付すべき旨の通知書の指定數を改記したり又は改竄したものを見出したのであります。不審に思ひましたから私は更に處分にかゝる通數と對照して見ました處何れも餘計に改竄されて居るではありませんか。而も其の筆蹟を稽ふるに皆同一らしいのであります。私は益々お怪しく思はれたのですから紙屑を探しました處同様疑はしいものを六七枚まで發見したのであります。

私はもう猶豫することが出来ませんでした。深山雇の保管中の(深山雇出張不在中)印紙入袋を探查しました。其處には改竄したる數により餘計に印紙を貼付して納めに來たもの六七枚を見出しました。

以上の事柄によつて此の事件の作爲者は深山雇に相違なしと云ふことが十中八九迄疑なきことになりましたから署長に事情詳にお話して前後策につき相談致しました何分にも他の署の囑託によるものであり其の囑託指定より餘分に印紙を徴收したのでありますから大に當惑

しましたが署長さんが穩便に濟すやうにと承知して下さいました。

翌日になつて深山雇をよんで其の件につき尋ねました。初めの中は知らないと言ひ張りました、見出した物件を示して訊ねても囑託者より指定して來た數に間違があつたから訂正したとの答でした。更に臺帳や印紙受拂帳には囑託者の指定數を受入れありて訂正した増差を記録してないことを尋ねましたら遂に參錢印紙が百枚不足を生じたからそれを補充する考でやつたと申しました。

參錢印紙百枚不足の理由については私はもう追求するのを止めました。それよりは印紙税の罰金を受けると云ふ不正な脱税者——納付者が何も知らないでだまつて改竄指示通りに納付に來る事實です。印紙一枚納付すべき所を二枚乃至五枚を納めて居るのです。假令其の金額は小額にしても許すべからざる不正よと私は思ひました。

深山雇に對しては私は斯様なことをした結果は何となるかと其の考をききました。本人の答は詐欺になると思ふと申しました。そして本人は是から決して間違はしない様に氣をつけるから勸辯して呉れと頼むのであります。私は本人に申しました一切のことを委せて内容を

見なかつたことは私の悪るかつたことであるかも知れない。併し一々内容を見ては反つて事件に澁滞すると考へ自由にやつて進捗を期して貰ふ考であつたがどうく飛んだことになつて仕舞つた、署長さんは穩便にして呉れるそうだが一二ヶ月の間に他に就職を見つけて自決するのが君の當然の途であらうと。

私は署長さんに對して甚しく信用を害したことを恐れます、私は本人を免職して呉れと申しました、それはよく勤める様に装ふて斯くの如き事をされたので今迄其の勤務振りと家庭の事情に同情したことが反對の感想を極端に湧起されたと云ふこともいなむ譯に参りませぬ署長さんは私の答申を御信用下されて特に昇級の上申をされたので今更免職させることは局長に對して出來ず一面課長としての面目もあるまいと反省のお叱りを受けました。

私はお叱りは十分受けます。——お叱ですむことなれば、約一ヶ月私はケ様なことを課員にされたの知らないで居たことは甚だ申譯のないと同時に全く私の不徳の致すことと存じます、せめて他より暴露せずに私の手で見付けたことを何よりと思ふのであります。

彼は只今は他の課の係に勤務して居ます、聽ては私の忠告通り辭職することと思ひます、

彼のごま化した金額は誠に僅であつたでしょう、然しこんな小さな所から大きい間違が生ずるのではありますまいか、私は之によつて一つの尊い経験を得た様に感ぜられます。

次に齋藤君は少尉に任命ありました目下引續いて庶務で眞面目に熱心に働いて居ります、彼はもう庶務課ではなくてならぬ人物になつた様であります、之については私の推薦の宜しかつたことを欣快に感ずるのであります、あのことこのことを今思ひ比べて感慨にたへませぬ。

編輯の競争

何事にもお膝下の自信を持つて居る東京局では他局に於て既に例外なしに財務雑誌を持つて居たのに拘らずどうした譯だか永い間其處では獨り光榮ある孤立を守つて居たのでした私共が同局の署長をして居た時に初めて勝局長の手によつて財務協會雑誌は生れたのでした其れからの財務協會雑誌は其の生れ出づるなやみの長かつたと正比例して素晴らしい勢でした。私は其の状況を説明する爲めに大正十二年の新春號に於ける勝局長の文章を拜借するで

あらう。

「……………とりわけ昨春生誕の聲を擧げた我が東京財務協會にとりては初めての新年であるのみならず昨第一年に於ける本會事業は極めて順調に進捗し寧ろ草創の年としては豫期以上の良績を收め得たのである。試みに之を會員の數に徴すれば昨春一月本會創立の當時千七百餘に過ぎざりしものも今や二千五百に垂んとし、北は樺太より南は朝鮮、臺灣に至るまで殆んど税務の存する所本會々員在らざるはなき盛況を呈するに至つた。……………」此の最後の一句を見ても當時其の旭日昇天の勢であつたことは想像されるのである。更に雑誌の使命の遠大なる所以を説き官民の融合の爲めに税務行政の民衆化を叫び能率の増進の爲めに税務調査の科學化を提唱し會員の共濟即ち相愛共存の實を上げべしとし「……………皆之れ本會の擔へる尊い使命であるまいか。洵に本會の使命や遠大と云はねばならぬ。創始は易く守成の至難なるは先哲の夙に我等に訓ふる所である。徒らに一年の良績に筆を安んじ畫策工夫を怠る如き事あらば本會の衰亡は立所に至るであらう。會員諸君の協力に俟つ所多きは寧ろ今日以後に存するのである。……………」

私は茲に引用した其の文章の中に窺つて居る創造時代の東京の意氣込を我が中京財務の隆盛の爲めに——會員諸君の協力に俟つ所多き中京財務の爲めに其のまゝ借用することにしたのである。

げにや試みに當時の財務協會雜誌を手にするなれば小壯有爲の稅務署長の名論老練熟達の經驗ある稅務署長の卓說隨所に之を見るを得るの有様である。私はまのあたり東京財務子の盛大を見つゝ中京財務をして之に優越せしめんとその思を胸に懷きつゝ本誌の編輯に關係することになつたのであります。

それから雜誌「稅」が大正十二年七月に生れ出づる迄は一般の雜誌も及ばぬ盛大さが續いた蓋し財務協會雜誌の最高潮に達した時でなかつたであらうか。

東京財務協會雜誌の盛大は確かに各局の財務に一大刺激を與へたのは争はれぬことと思ふ私は次に大阪財務に目を轉するであらう。茲では其の雜誌の誕生も可なり早く昨年一月を以つて充實した第百號記念號が美裝して發刊されたのである。而も現篠崎局長が其の創刊當時に於ける創立者たり編輯長たりし關係上既往の黄金時代の再現に汲々たるの有様である。私

は又もや記念號に於ける同局長の文章を拜借するであらう。

「……………本誌發刊後十有五年……………當時本誌の孰も光彩陸離たるものあり。今月を以つて第百五十號を迎ふべき筈なりしに不拘大正二年虛名に憧憬して第一號と改號して以來は編輯に專擔者を欠き上局の之を綜ぶに告朔の犧羊たる感ありしも陵夷して振はず一面他の財務は時を得て愈々發展し來り本誌の聲價漸く低下し殊に輓近東京財務協會雜誌及稅の發刊は一齊全國の稅務界を風靡せんす勢を示し益々本誌の斯界に於ける輕重を疑ひ會員の熱誠彌々薄きたる現況を見るに至りたるは余の三嘆して措からざる所なり……………」と大阪財務の根本的立直しの要を強調し將來猛進の意のある所を示し更に「……………蓋し我が大阪財務の盛衰は我が管内稅務行政の消長と最も深き關係を有す。我が管内の稅務月を追ふて刷新し年を経るに従つて進展するの秋は大阪財務の發展亦期して待つべきものあり。我が僚友の稅務執行に關する熱誠努力は終に溢れて本誌の上に顯はれ研究に論說、雜錄、雜報必ずや光彩を放つものあるべし。本誌の隆昌は要するに會員の元氣に俟つもの最も大なり。素より編輯者其の人を得ると否とは雜誌の體裁内容の充實に與つて力あること勿論なるべきも會員各自の本誌に對する

愛好心と協戮とは本誌發展の第一要件なり。此を以つて余は本誌發展の「方法」として、新に、適材を得て、其の主幹たらしめ、全力を傾倒して、本誌の刷新に期するものありと……。」

大阪財務の復興の意氣は又實に大したものである。かくて擧げられた適材の主幹は中川喜久君其の人である。蓋し雜誌興亡の一半の重任を負ふものは實に編輯者其の人である。篠崎局長の眼の茲に光つたのは故あるかなである。東京財務協會雜誌創造時に於ける編輯者は山本貞作君であつた。君の稅務に對する怪腕に驚いたる私は單に創刊第一號を手にして亦雜誌編輯の怪腕に驚かざるを得なかつたのであつて或人が君を指して一流の一般雜誌の編輯者にして決して敗を取らないであらうと云つたものも過言でない様に思はれたのである。大阪財務の中川君亦局長のお目鏡に適つて……新に適材を得て其の主幹たらしめ……と折紙をつけられた程あつて君の艶麗なる文章と君の敏感な編輯振とは中川君以後の大阪財務を一種獨特のカラーを以て染め出したものである。記念號以後の各號月に月に面目一新しかくて恐らくは震災後我こそ第一との自信が今の大阪財務にあるのであるまいかと思はれるのである。

再轉して眼を「財週世界」「鎮西財務」「東北財務」「北海財務」等に投ずる時は孰れも奮闘改

善の跡歴然たる者がある。我れこそは第一なりの自信豈大阪財務にのみ委せんやの慨歴たるものがある。従つて私自身も之等の毎月の雜誌を手にしつゝ、胸に抱ける親愛なる中京財務を眺めつゝハラ／＼とした氣分になるのである。財務編輯の競争！之れ私一人懷いて居る私一人の思に過ぎないであらうか。各局編輯關係者の均等しく懷く思でなからうか。然らば翻つて我か中京財務を顧るに發刊以來既に二十年幾多消長の跡、幾多迂餘曲折の跡を辿つたであらうか、現在に至る迄發展し今茲に二百號の素晴らしい記念號を發刊せんとして居るのである。私が當局に來た當時は星野斗南君編輯に任じ其の流暢なる名文と機智とは以つて内外の喝采を博し既に他局よりも大に認められて居る所であつた、惜しい哉途中に於て病に倒れた。私は之れが後任の選定を委せられてごんなにか心配したであらう。幸にして私は南信天龍峽の谷間に高く眠つて居た香蔭君を得た。君の能文達文は既に諸君の知らるゝ所である。其の後に於ける雜誌の發展又諸君の熟知の事實である。我こそ第一の自信はわが中京財務にもあるのである。更に今此の二百號記念號に於て確實に我れこそ第一を現實に實現し得たことと信するのである。然し會員諸君の熱烈なる應援こそ我が中京財務の榮ある聲價を維持

し得る唯一の糧である。云ふ迄もなく本雑誌こそ我々の雑誌である。會員諸君自らの雑誌である。

今大正十四年新春に本誌第二百號の記念號を發行するに當つて各局雑誌の編輯振を一瞥して今天下第一の中京財務を聲高く祝ぎつゝ更に將來の雄飛の爲めに更に會員諸君の稅務行政に對する抱負と研究とを以つて本誌に光彩を加へんことを望む。

瑞西に於ける財産税の問題

戦後財政復興の手段として資本課徴 Capital Levy の議論が英國に於て大に高調せられたのが初まりで各國に於ても亦尠からず問題の種となつた、蓋し其の昔アダム・スミスが「如何なる技術と雖も一政府が其の財政手段を他の政府に學ぶこと程速に習得し得るものがない」と道破した通りである況して苦しい戦後財政を切り廻さねばならぬ場合我人ともに之が研究に没頭したのも無理からぬことである、併し折角の此の財政救濟手段も本家本元の英國では其の法案不成立に終り佛國に於ても亦問題にならなかつたが一九一九年には伊國及獨逸

に於て非常財産税なる名稱で設定せられた、而して一九二一年の暮れ瑞西に於ても問題となり其の四圍の情勢よりせば其の成立を見ること疑ない様にも思はれて居たが遂に否決の運命に終ることとなつた、以下述する所のは瑞西の財産税法案が否決に至る迄の經過と議法案の内容の要旨についてある。

尙財産税については年税としての財産税と一時税としての財産税とがある、前者については夙に瑞西に於て行はれ又普國和蘭及米國諸國にも行はれる所である、一時税としての財産税については往古より臨時應急の場合に課税せられた所のものであつて戦後復興の手段として一時に巨額の財源を得るが爲めに主張せられた Capital Levy 財産課徴の論は其の著しき例である、最近に於ける獨逸の非常財産税は其の具體化せるものであつて戦後に於ける財政の窮境に際し戦時國債償還の財源に充てんが爲めのもので且又資本沒收的の性質を有するものである、瑞西に於ける財産税法案も亦此の後者に屬するものである。

一九一八年の瑞西の總同盟罷業は同國に於ては甚だ重大なる事件であつた、當時勞働者の勢ひ頗る強くして其の正當の要求は殆んど避くべからざる状態であつて其の結果として八時

間労働を規立する工場法の制定を見、更に労働者の老廢保險の制度も保證せらるゝに至つたのである、然るに此の老廢保險に關する法案の研究の歩を進むると共に重大なる財政上の困難に逢著するに至つた、それは此の法案によれば一定の年齢以上の老若虚弱者及廢疾者に對しては年額八〇〇法(邦貨の約三二〇圓)の年金を支給すべきであつて國庫としては自然之に相當する繼續的基金となるべき財源を有せなければならぬこととなるのである、かくて政府は其の財源の一部は之を俸給生活者及び被傭者の規則的納金に求め他の一部は煙草税及び酒税によつて之を調達することとしたが而も尙其の總額の三〇パーセント以上の不足を生じたのである、之に對して瑞西社會黨は大なる財産に對して一時限りの財産税を起し之によつて得たる収入を基金とし其の利子を以つて此の不足額に充當せんとの案を主張し一九二一年九月十三日に同國々民八萬七千五百三十五人の署名ある法律案を聯邦參議院に提出することとなつた、議院は之によつてレフレンダムに附することとした。

序だから茲で一言レフレンダム即ち國民投票のことに關して述べておくが、抑々瑞西は此の國民投票については發祥の地である、國民投票とは國政に關する主要なる問題を國民の直

接の投票によつて其の可否を決し様とする制度である、議會政治に於ては如何に其の選舉の方法を巧妙細密に定めても國民の意思を完全に代表すると云ふことは出来ない、此の點に不満を懷いて出來たのは此の制度である、此のレフレンダムには一旦立法部に於て法律として成立したものを一定數以上の國民の反對の意思表示があつた場合に更に改めて其の法律に効力を有せしむるや否やを國民一般の投票によつて決し様とする制度と國民自身が最初から特定の事項について國民投票により直接に法律の制定に參與し様とする制度との二つがある、瑞西に於けるレフレンダムの制度は其の後者に屬するものであつて即ち國民が直接に法律の制定に參與し得るのであるが更に一段進んで國民に法律の發案權迄も與へられて居るのである、一定數以上の人民が或る法律案を提議した時は其は當然に法律案となつて之については必ずレフレンダムによつて其の採否を決しなければならぬことになつて居る。

かくて瑞西に於ては此の國民の發案權によつて約九萬人の人々の署名を以て財産税法案の提案を見るに至つたのである提案は國民投票によつて決せられなければならぬ、一九二一年十二月二日及び三日の兩日はその日として定められた、而して此の重大なる案件に對しては

國內の總ての人々は其の成行につき異常なる緊張を以つて注意することになつた、分けて富者階級の人々が不安の念に驅られたのは想像する迄もないことである、やがて投票の日が次第に近づくや某銀行の如きは其の顧客に對して否決の投票をして呉れと云ふ意味を認められた依頼状迄發送するに至つた、市街には色彩鮮かなる「ポスター」を以つて滿され而も其の大部分は「NO」否決の投票をなすべしと大書せられて居た、就中最も人目を惹いた意匠は憐なる農夫の有する牛を強制的に奪はんとして争つて居る稅務官吏を畫いたものなどがあつた、社會黨の新聞は之に對抗して法案の眞の意義を分明にする爲めに随分努力もしたが國民の多數法案の通過によつて利益を受くべき國民の多數は却つて資本家側の新聞の宣傳に支配せられて反對投票をする様な形勢となつた、かくて反對派は新聞に小冊子に財産稅を或は財産の無暴なる沒收なりと非難し、或は極端なる社會共產主義的思想の表現なりと極言して宣傳益々之れにつとめた爲めに兩日に亘てなされた投票の結果は遂に左の數字を以つて法案は否決されて葬られることになつた。

財産稅を否とするもの

七三〇、五八四票

財産稅を可とするもの

一〇九、四八四票

投票は其の結論に於て六〇〇、〇〇〇票以上の大なる相違があつた譯であるが投票者の大部分は一部小數の例外者を除いては本法案の主旨を深く研究する事なくして投票されたものと觀察されて居る、蓋し法案の趣意は複雑にして之に公平なる判断を下すには社會問題、經濟問題に關する一般的の知識の所有者たることを必要としたからである、今之を事後に於て本案否決に至つた主なる原因を探求するに、第一に銀行の業務上の秘密を開放せしめんとしたこと、第二に證券に押印を強制したこととの二つの點に歸着する様である、此の二點は特に一般の人々の注意を刺戟した所であつて大資産家に對しては勿論小額の貯蓄を有する大多數の國民に對しても本案に反對せしむるの原動力を興へたのである、其の理由としては瑞西に於ても亦所得稅の申告をなす場合に於ては配當や又は貯蓄より生ずる利子所得に關しては稅務官廳へ正確誠實なる申出をなさない風習があるのであつて若し本法案が實施せらるゝ曉となつたなれば此等の點については何等の隱蔽を許さず、洗ひざらしに明白となつて稅務官廳の各人の所得稅の決定に迄影響が及ぶのを恐れたからである。

以上は瑞西財産税法案の否決になつたいきさつに就てであるが尙最後に本法案の要旨を極く簡単に次に列挙することとする。

- 一、本税の目的とする所は上にも述たる如く社會政策的事業の實行の財源に充當する爲めであつて尙一時的の財産税である。
- 二、納税義務者は自然人たるを法人たるを問はず又課税財産は其の全財産を目的とす。但し公共的又は宗教的性質を有する法人は免税を受ける。
- 三、課税最低限は八〇、〇〇〇法であつて自然人及び法人共に八萬法以下のものは本税の課税から免れることになる、尙課税に當つては左の控除の特典がある。
 - (1) 自然人に對しては
 - (イ) 債務 (ロ) 家財 但し價額五〇、〇〇〇法迄 (ハ) 妻帶者には三〇、〇〇〇法 但し夫婦の財産は合算して課税さる (ニ) 未成年者一人毎に一〇、〇〇〇法
 - (2) 法人に對しては
 - (イ) 拂込資本金 (ロ) 公益又は慈善の目的に供せんとする豫備金

四、税率は自然人に對しては課税財産の最初の五〇、〇〇〇法迄は八パーセンより三、〇〇〇、〇〇〇法を越ゆる額六〇パーセントに達する急激なる累進率である。

法人に對しては一〇パーセントの比例税。

五、脱税除止の規定としては株式其の他の證券等の脱税を防ぎ又外國へ資本の逃出を防ぐ爲めに之に押印することを強制し押印なき證券に對しては債務者は債務の辨濟をなすことを要せざる旨の規定をなし更に銀行に就ては各々預金者の預金額を申告せしむる義務を負はしめることとした、之等の事項が本案の不成立を起した最大原因をなしたことは上にも述べた所である。

六、本税は一時に徴收することを原則とするが六分の利率にて三ヶ年の年賦延納が許されて居る。

英國に於ける脱税問題

所得税の申告を偽つて脱税をなし又は脱税をなさんとする者に對しては英國に於ては本年

の財政法にて嚴格なる罰則を設けんとする様子である、脱税の問題で有名なのは伊太利と其
 と日本のこととばかりに考へて居た私は財政學の講義に於て脱税などの考は毛頭もない紳士
 である正直なジョンブルと教へられて居た私が今や戦争以來著しく増加する脱税者に政府當
 路者がなやんで居るのを見て一面戦争による英國の租税負擔が異常に重かつたことと一方今
 更人心の此處も彼處も變らないのに思ひ至るのであります。

げにや戦争前に於ては英國には脱税と云ふ文字はなかつたと云つてもよい位此の言葉を聞
 かなかつたのであつて學者が口を揃へて英國人の納税思想の高尙なことに就て賞めそやして
 居たのは誠に事の當然であつたのである。然るに今や此問題は殆んど日常の問題となつたの
 である、左にいさゝか同國內國稅收入官廳の報告を基として書いて見たいと思ふ。蓋し以つ
 て他山の石となしたいと思ふ心持で。

此のいまはしき事件は英國内の到る所に起つて居る問題なのである、而も何處の國にも同
 じ様に見る事柄であるが此の納税義務の懈怠者の多くは大なる營業者及び富豪であるのはな
 さない事柄である。そして此の事件は今や英國に於ては頗る重大視せられて居るのであつ
 て内國稅官廳に於ては之れが爲めに特に此の事柄を扱ふ調査局を設けたるに見ても明である
 然し乍ら現在の制度を基としては關係諸帳簿とか書類提出を納税者に對して強制する方法の
 至つて不十分であるから之に對する一層の有力なる監督を望んでも其の事は殆んど不可能の
 状態にあると云ふ様子である、従つて反則者として斷定せらるゝ所のものは事實租税の遁脱
 を現に行つて居るものに比して實に九牛の一毛にしか當らないのは亦當然の事柄であつて既
 に内國稅官廳は此の事實を明言して居る處であります。

此の問題は正直な納税者にとつては誠に重大な事件である、蓋し脱税者の免れたる一錢と
 雖も善良なる納税者の負擔を過重せしめずしてはなし得ざる所であつて人類が社會を構成し
 て國家生活をなす上に於て如斯恥なくして免るゝの徒は此の共同生存の道德の根底を破壊す
 るものと云はなければならぬ、一九二〇年に設けられたる所得税に關する委員會の報告に
 よるに委員會にて調査せる各參考人の意見によれば此所得税の遁脱の爲めに毎年歳入より失
 はるゝ額は實に最低として一千萬磅或は一億磅にも達するべしとの申立であつた、尙此の委
 員會は多數の有力なる實業家、法律家、銀行家及び會計士より組織せられたのであつて此の委

員會も亦頗る廣範なる租税の逋脱ある實狀を認め之が矯正の手段として内國稅官廳に一層有力なる權限擴張をなすべしとの趣旨を決議したのである。

今之等内國稅官廳の權限擴張に關する決議の趣旨を見るに課稅官廳をして納稅者に對して營業帳簿、計算書、傳票其他關係諸帳簿書類の提出を請求することを得しめると共に一方其の納稅者の計算係をして計算の性質内容等の説明をなさしむる權能を與へしめんとする意見も含まれて居る様である、蓋し租税の賦課徴收の實務に當る者よりして之を見れば將に妥當の建議案と云ふべきであらう、然し乍ら此の決議ありし日よりして既に三年の歲月が經過したが英國に於ては今日に至るも尙此建議案の一部と雖何等具體的事實となつて現れし所のものがないのである、而も委員會に於ける推定的計算額によれば最低に見ても少くとも今日に於ても七百萬磅又は八百萬磅の增收の問題に關係して居る事柄である、此の推定額は有力なる資料によるものであつて決して單なる過大なる見積りでないのである英國の所得税は御承知の様に五種(Schedules)の課稅標準よりなるのであつて即ち

第一種 「所有者の所得」(Owncers tax)は土地及び家屋所有其ものより生ずる所得である。

第二種 「農民の所得」(Farmer's tax)は土地の農業的耕作より生ずる所得。

第三種 「資本所持者の所得」(Fundholder's tax)は英國内にて支拂はるゝ英國印度及び植民地の公債並に外國公債の利子等の所得。

第四種 商工業所得及第一種乃至第三種所得並に第五種所得に屬せざるものにて即ち商業、自由職業、俸給者(第五種を除く)所得其他各種目に含まれざる所得。

第五種 官公吏及び或種の會社の使用人等の俸給、年金、恩給等よりの所得。

以上五種の區分に從つて課稅さるゝ譯であるが今之等の所得の源泉に付て如何なる部分に脱稅者があるか又はあり得るかについて見たいと思ふ。

第一種の土地及家屋の所得については其正確なる計算をなすこと相當容易なるものである第二種農業所得については之亦其の小作料に對する一定標準率によつて算定せらるゝものであつて脱稅の餘地の少なきものである第三種の資本利子の所得は銀行にて支拂はるゝ際に税額を控除せらるゝものであり第四種の中の俸給所得者並に第五種の俸給所得者殊に後者の所得に就ては動きのとれぬこと西も東も相同じことである、そこで問題となるのは當然第四種

の中に含まれて居る自由職業者の所得と營業者の所得とで共に稅務官廳からは鋭い眼恐い眼を以つてにらまれて居るものである。

此の最後に残つた二つの脱稅の可能性あるものに就て之を見るに自由職業者の所得は後者に比して著しく其の總額は小額で且つ之等の人々の申告より判斷すれば一般的に云へば營業所得者に比して其の申告を一層正確ならしめん様に注意して居ると云ふことである。

かくて茲に最も問題となるのは營業所得者の申告についてである、現在に於ける此種の納稅義務者は英國の所得納稅者總數の二十分の一にしか當らないのである、而も之を其の稅額に付て見れば實に全所得稅額中の約二分の一を占めるのである、今英國の所得稅年額が三億磅なりと假定して其の五〇パーセントは營業所得より他の五〇パーセントは爾餘の財源より來るものとして前記の事實即ち多額の脱稅が行はれて居ると云ふこととを以て其の脱稅の可能性と且つ嫌疑を受けて居るのは彼等なりとの事情より論理を進めたなれば營業所得者の支拂ふ稅金は眞實彼等の支拂ふことを要する額よりは非常に過小なものになるのである、而も之は他面善良なる納稅者に對する被害なしにはあり得ない所の事柄であつてかくて善良なる

納稅者各個人は亦それだけ過當に負擔するの結果となるのである、尙以上は單に所得稅に關するものにして更に所得稅と關連して離るべからざるシューバックスを考慮する時は更に負擔の原則を一層害するものと云はねばならぬ勿論以上述ぶる所を以つて英國の營業者が全部不正直者の塊であると云ふ譯ではない、反之從來の實蹟並に當局の經驗より之を觀察するなれば其の一半は全く善良なる納稅者にして共に不正漢の被害を負擔せるものなるが殘る一半に付ては更に其の一半は危虞を懷きつゝ不正の利得を計るものであり他の者に至つては熟慮敢て脱稅を計つて恥なきものであると云ふ。

我々は今日國家を成立せしむる以上茲に國費あり従つて最終局は之を租稅に待たざるべからざるは云ふを要せざる所なるが英國に於ける善良なる納稅者が自己保護の立場に於て國家に適當の方法を講せしめんとしつゝあるは當に然るべき事であると考へられる、やがては適切なる立法が此の實際的理智的の國民から編み出されて私共の啓蒙の資料となるであらう。

時代ばなれのした伊國の相續税

伊太利に於ては「ファスシスト」内閣が出来てから財政の方面に就いても從來の社會主義的な行き方とは頗る趣を異にする大なる變化を來したことは蓋し免れない事柄であらう、以て述べんとする相續税の改正案の如きも假令それは從來のエキセントリックな且つ特に休戦後に於てなされたボルシェビツクな相續税に對する改正に關し擧げられたる國民の聲の響であるとしても租税の輕減なる語は財政未曾有の膨脹によつて苦しんで居る各國通じての現下の標語であるとしても之れ亦過渡的的反動的の現象の一であるであらう、蓋し伊太利の相續税は戰時戦後三回に亘つて増徴せられたものであつて其税率の高率なることは他に其の比を見ないのであるが而も此度の改正案によれば忽にして其の收入の大部分の減少を來すであらうと云ふ事實に思ひ見ても之を窺知することが出来るのである。

試に現行相續税の税率表を掲ぐれば左の通りである。

金額	續柄						
	父及子	祖父及孫	配偶者	兄弟姉妹	伯叔及甥姪	大伯叔及小甥姪	其他親族及非親族
5,000	1.2%	1.2%	5.2%	9.6%	11.0%	14.0%	18.0%
10,000	2.5%	2.5%	6.0%	10.8%	13.0%	16.0%	20.0%
50,000	3.6%	4.0%	9.6%	14.0%	19.0%	24.0%	30.0%
100,000	4.8%	6.0%	12.0%	18.0%	22.0%	28.0%	36.0%
500,000	10.8%	12.0%	19.2%	28.8%	36.0%	44.0%	54.0%
1,000,000	12.8%	16.0%	24.0%	36.0%	44.0%	54.0%	66.0%
5,000,000	22.0%	28.0%	42.0%	60.0%	74.0%	88.0%	108.0%
10,000,000	28.0%	36.0%	54.0%	78.0%	96.0%	116.0%	144.0%
50,000,000	48.0%	60.0%	96.0%	144.0%	180.0%	220.0%	276.0%
100,000,000	60.0%	78.0%	120.0%	180.0%	228.0%	288.0%	360.0%
チ超ユル	33.0%	36.0%	48.0%	72.0%	90.0%	110.0%	144.0%

尙最高二〇、〇〇〇、〇〇〇利を超ゆる九〇パーセントに至るの高率に更に或る場合に於ては之に附加税を課せられるのであつて例へば相續財産に土地家屋等の不動産が包含せられて居た場合には之等に對しては〇・七五パーセントを増徴し又被相續人との續柄が子又は配偶者以外の場合に於ては其の固有の所有財産二十萬利以上なるときは相續財産額二十萬利、四十萬利、六十萬利以上の區分に従つて各々六パーセント、九・六〇パーセント、一二パーセントに累進する附加税を課せられるのである、従つて極端なる事例を想像するなれば即ち今假

に二千萬利を超えて最高率を適用さるゝ相續財産が悉く不動産よりなつて居つて而も其の相續人自身に於ても六十萬利以上の自己固有の財産を有するなれば實に一〇二・七五パーセントと云ふ想像も出来ない突飛な稅率が結果となつて現はれるのである。

而も相續財産よりは債務は全然控除を受けることを得ず、財産の評価は時として高きに過ぎること稀なりとせず且つ金錢、寶石及び家具類は一定の標準率を以つて課稅財産に加算せられると云ふ状態であつて之が爲め相續人又は受遺者が課稅の負擔にたへ兼ねて相續權を拋棄するものがあると云ふのを聞くも亦怪しむに足らずと云ふべきであらう、かゝるが故に國內に於て相續稅の苛酷なることに就いて著しく怨嗟の聲が高かつたことも容易に想像さるゝ事である。

一體伊太利に於ては其の稅目の甚だ多いことゝ時に其の稅率の頗る高いものゝあるのは驚くべきことである、其の稅目の多いと云ふ點に就ては「伊太利に於ては空氣、日光及び雨水を除くの外如何なるものと雖も稅せられざるものなし」と云ふ諺があるのを見てもうなづかれることである、例へば國稅として自車稅自動車稅あり、種子油製造稅石鹼製造稅あり活動

寫真入場稅あり日用品賣上印紙稅奢侈品賣上印紙稅貴重品賣上印紙稅あり一つ／＼並べ上ぐれば其はおびたゞしい數になるであらう、尙稅率の高いと云ふ點に就ても私は次の例を引いて説明に當てるであらう、例へば土地より生ずる所得は伊太利全國分として僅に十億利にしか達しないのである。而も此額に對する國稅縣稅市町村稅を合計するなれば八億七千六百萬利となるのである、即ち其の課稅基本に對する百分比を求むるなれば實に八八パーセントと云ふ高率に上ることゝなる、如何に正直な國民であつても亦如何に愛國的に訓練されて居る國民であつても誰れが此の稅額を潔く支拂ふ者があるであらうか、私は英國に於ける脫稅問題を書くに當つて戰前に於ては英國では脫稅と云ふ文字が無かつたと云つてよい位此の言葉を聞かなかつたが戰爭によつて異常なる負擔の増加をなしたる今日に於ては脫稅事件は日常の問題となつたことを述べたが伊太利に於ては脫稅問題は戰前から既に有名なものであつて現在負擔苛重の時期に於ては「納稅者の税金逃避の方法は自己の滅亡を自ら救ふ唯一の途である」と極言するものさへあるに至つた、蓋し脫稅に導くの主なる原因は其の國民性にもよるであらうが亦其の稅率の突飛に高いと云ふ點にもあるであらう。

「ファスシト」内閣に於ける大藏大臣ステファニ氏は其の就任に際して宣言したる所のものは此の租税の整理即ち複雑なる現制度を一層單純にすることと租税制度の確立を期すと云ふ點而も此の整理は他の租税の税率を増加せずして之を行ふと云ふの點にあつた、抑々此の内閣に於て首相の地位にあるムソリニ氏は經濟的手腕のある人ではない、而し直情徑行の士である、其の人柄は「今日の伊太利に於ける舵手として要求する人物は新なる支出を要求する全ての人に對して「否」と云ひ得る人であらねばならぬ」と語つた言葉の中にも想像せらるゝであらう、而して彼の經濟上に於ける補佐者として選ばれた其の人はヴェニス的高等商業學校の經濟學の教授であつた今の藏相ステファニ氏である、藏相として就任以來大藏省の勢力の大に増大したことは主として此の努力によるものであつて例へば從來各省大臣の權限内にあつた各省會計官の任命權の如きも大藏大臣の手中に移したこと其の功績の一つであるとせられて居る、かくて現行相續税の改善の問題に就ても税制の整理と關連して國民が藏相に大に期待しつゝあつたのであつたが時の經過したにかゝらず何等の措置なかりしために本問題について漸く危懼の念を萌して居た折柄であつた、然るに最近になつて突然藏相

ステファニ氏は家族間に於ける相續税全廢案を閣議に提出し滿場一致を以つて可決せられ國王の裁可を奏請することとなつた、輿論の之を歓迎したのは云ふを待たないことである、而して此の改正案の内容は相續人と被相續人との續柄が直系尊卑屬、兄弟姉妹、配偶者の關係に立つ場合には相續税を全廢としたのであつて従つて相續はたゞ遠疎なる伯叔、甥姪、從兄弟及び非親族の關係に於てのみ存續することとなつたのである、而も之等の場合に於ても其の税率は引下げられゝこととせられたのである。

此の改正案は窮乏なる伊太利の財政の現状に於ける其の歲入の上よりするも將た亦政府の採用する主義方針の上より見ても重大なる意味を有するものである、本案にはムソリニ氏及びステファニ氏の署名したる覺書が添へてあつて其の中に新方策採擇の理由が述べられて居る、且つ伊太利の各時代に於ける相續税の沿革を論じローマ帝國ヴェニス共和國、法王領及び各公國の最盛期には相續税は家族間に於ては之を免除したることを説き又其の主張を支持する爲めに「フランス革命及び急進共和主義の法學者」の稱あるベンタム……彼は英國に於ける彼の時代に於て相續税擴張の提案をもなしたのであるが其の根本の考へには「若く人間

が財産を残すと云ふことにつき全く権利がないとするなれば多くの場合之を得ることに努力せず又之を得るも直に消費し又は社會が一層彼を理解し且つ一層よく取扱はるゝ一層幸福なる地方に移轉するであらう」と云ふ觀念を懷いて居つて近親間に於ける課税を認めなかつた——を引用し更にジョン、スチコアート、ミル……彼の相続税に對する考はペンタムに一步をすゝめて直系に對しても「社會及び個人の爲めにも大なる所得を與ふるよりは中庸を與ふるは可なり」との理由の下に課税すべしとの意見を有して居た、……を経て今日に於ける社會共和主義の思想に迄論及したものである。茲にステファニア氏の相続税を廢止すべしとなすの理由となす所を簡單に摘記するなれば次の四點となる。

- 一、家族制度を鞏固にすること。
- 二、動産及び無記名證券の逸脱による現行法の不公平なること。
- 三、本税は伊太利の北部よりも南部に對して重課する結となれば不公平なり、蓋し北部に於ては主として商工業に放資をたすに反し南部に於ける財産は課税の免るゝ途なき土地及び家屋が大部分を含まればなり。
- 四、之により貯蓄の獎勵に資すること。

此の改正案は頗る果斷のものである、恐らく本税収入の約八割五分は之れが爲めに失はれ

ることとなるであらう、而して本年度に於ける相続税の収入見込額は約三〇〇百萬利なれば國庫の損失は蓋し容易ならざるものと云はねばならぬ。

身分關係と相続税の累進率

マクス・ウエストと云ふ人がこう云ふことを言つて居る、「現在世界に於て文明國と稱せられる國は、悉く相続税を採用して居るが、其の高い累進率を採用し、歳入の主要なる財源を形成する程度に達して居るのは主としてデモクラシーの發達した國である。即ち英・佛・瑞西カナダ・濠洲等である。此の原則に對し、合衆國は長い間其の一例外をなして居たのであるが、最近に至つて本税に對する輿論の高潮により、各洲競つて本制度を採用するに至つた。」かくて彼の結論によれば、デモクラシーの近世の發達は、直接に相続税の成長に影響したと云ふことになるのである。之を我國の最近の状態に就て考へて見るに國民の思潮の流れの激しさは、驚くべきものがある。社會政策と云ふ言葉が、政府委員から議會で低聲に説明せらるる様になつたのは、つい近頃の様には思はるのであるが、今では此の社會政策の主張は

重要な政綱の一ともなり、やがては普通選挙の實施と共に、實質形式共に我國も亦デモクラシーの思想の横溢した國の一つと云ふことが出来るかも知れない。此の事實に對し、マクス・ウエストの結論を採用するなれば、我國の相続税も亦主要なる租税の一つに浮び出づる將來の幸運を有するものと豫斷を下すことが出来るであらう。

現行の相続税の税率は

家督相続、最低千分の五、最高千分の八十。

遺産相続、最低千分の十、最高千分の百〇五。

に身分關係と財産額との二つによつて異つた累進税率を以つて編まれて居る。初めて戦時非常の必要の際に制定せられた(三二八、一、二)本税は、

家督相続、最低千分の十二、最高千分の百四十五。

遺産相続、最低千分の十五、最高千分の百五十五。

であつたが、當時に於てはデモクラシーの思想は未だ僅に芽生に過ぎなかつたので、相続税の制定其れさへが實現頗る容易ならざるものであつた。非常の際に於ける非常の犠牲として

漸くにして生れ出でたものが非常時の過ぎて減税の斧鉞の之に加へらるゝに至つたのは、亦當時として止むを得ぬ自然の成行と見なければならぬ。かくて家督相続については、一度税率の低減を試みられて、

最低千分の十、最高千分の百四十となつたのである。而も生れ出づるに餘りに早かりし本税

は、我國風たる家族制度に適合しないと云ふ名の下に、又々現行の如き大改正を加へられたのである。

哀れ不遇に生れた相続税よ、然し世の中は最近の五六年間に於て急轉直下した、財政學上に於て資産重課の考も又強く叫び出されて居る、纏て精一杯に成長する日の來るのも遠くはないことであらう。

私は茲で相続税の改正の要點について、税率の低い點や、免税點の不適當なることや、脱税防止に關する不備の點について述べんとするものではない。たゞ一方相続税の改正問題が將來税制改正の一問題となるべきものなることを、豫想しつつ降りかゝつた税制整理の實際問題を余所にして私は湯原君との約を果すために私の題目とした相続税の身分關係に基く累

進率の根基について、研究の筆を進めたいと思ふのである。

身分關係に基く累進税については、今や殆んど一般の承認を得た既定の事實である。然しかゝる状態に立ち至つた事は、又此の事實の如く、易々と採用された事は餘り類例もない事實であるが、學者の動かすべからざる主張の結果に基いたものではなく、否寧ろ人間の本能によつて感得せられた事實なりと云ふべきであつて如何に合理的に、科學的文章を以つて之を説明すべきやに對して、學者の迷つて居るものと云ふ方が當つて居るであらう。而して之に對して、初めて其の研究を試みたのは、和蘭の學者であるが、私も同國の學者の論述を辿つて論究を續けるであらう。

ピアソンの説明に依れば、此の説明は特權説と、能力説の二つに分けることが出来る。特權説と云ふのは遺贈者と受遺者との身分關係が次第に遠くなり、又は全く關係なきに至る時は相續の特權又は相續をなすの偶然さは一層大となり、従つて一層重く課税することが出来ると云ふのである。換言せば、死亡による財産の獲得は、其の偶然さの多少により且又國家により其の地位を獲得することを許さるゝ特權の多少の程度によつて、國家に對する奉納も

多少あるべしと云ふのである。

即ち法律が、死亡に因る財産の無償獲得に同意を與へることに對して、重税を課すべしと云ふ理由は、其の財産の移轉が、身分關係の遠くなるに従つて、次第に自然的性質を失ひて漸次に社會的財産を構成することに進みつつあるからである。

尙之と同じ根據に於て、米國の或る州の裁判所の判決が述べて居る、「以上の如き累進率は實に理由あるものである、されば之を傍系又は血續關係なきものゝ道義上の欲求と直系血續關係者の欲求とを比する時は前者は一層少にして、従つて特典としては一層大なりと云はねばならぬ」と云つて居る。此の判決の豫想する所は國家は此の精神上的欲求を充すべき義務なり、而し乍ら血統關係の遠くなるに従ひ、この國家の助なくば相續をなすの機會一層少かるべく、従つて國家が之等の人々をして所有せしむるの代償として一層多く支拂ふべしと云ふのである。

然し此の説に對しては承服しがたい點は少くない所である。即ちピアソンの批判を借りて云へば「伯叔父母より小額の遺贈を得ることと、富める父より大なる財産を相續することと

は、何れか大なる偶然事であらうか、又何れか大なる特權であらうか、子供なき叔伯父母と富める父とは、何れが數多きか。—之れが答は、統計家の研究に待たねばならぬのであらう或る人の共同相続人が多數居なかつたと云ふことは、確に偶然事である。然しながら投機によつて幸運を勝ち得たる者の相続人は、之よりは一層大なる偶然に胚胎して居ると云はねばならないのでなからうか、若し偶然の度合と云ふ意味に於て特權が定められ、幸運の大小により税率の基礎を定むるものなりとせば、大藏大臣こそは誠に難問題解決の衝に當つて居るものと云はねばならぬ。」

能力説の要點は、相続税の負擔能力は、かの受益額以外に於て相続人と贈與者との間に於ける、身分關係の程度によつて影響せらるると云ふ主張である。即ち身分關係一層遠ければ其の財産を受けたる者は、全く豫期せざる所にして、従つて受領者の支拂能力は一層大なりと云ふ事實に基くものである。例へば富める父の地位並に生活の下に育てられたる子供は、普通の場合に於ては、又父の財産の一部の所有者なるものとの假定の下に於て大なる生活費を以つて生活するものである。従つて彼は假令其の財産を繼承したる場合に於ても其の租税

能力は、遺贈者の生前に於て其の財産の一部を受取ることを想像だにもせざりし關係の薄きものと比較すれば一層少なるものと云ふべきであらう。其の昔、ローマの學者の書物に於ても、之と同じ主張の下に、近親に對しては相続税を免除すべしと説いて居る。十七世紀に於てかの有名なる英國の宰相グラットストンが、身分關係に基く相続税税率に關する議會の説明に於ても、亦同一趣旨に出で居る。即ち彼の演説の字句を茲に引用すれば、「此の原則は（血統關係により累進する）決して不正又は不得策のものではありません。換言すれば、其の直系卑族は、相続に對する期待の下に、教育せられ訓練せらるゝものであり、且つ將來獲得すべき財産と關連して、生活の習慣並に様式を存するものであります。されば國家が、彼等の期待する財産の一部に對して侵入し、之を徵收することは、誠に困難な事柄であると云はねばなりません。之に反し他人又は血統關係の一層薄き者にありては、相続は普通偶然的性質を有する相続であつて、かの上に述べたる如き訓練又は期待と、何等關連するものでありませぬ。否全然豫想しない相続さへ存するのであります。されば此の身分關係に基いて税率を定むると云ふことは、大に理由ありと云はねばなりません。」此の原則は、當時に於ては殆

んど不同意者なく、たゞ一人上院に於て批評的演説をなすものあつたのみであつたと云ふことである。

能力説は、佛伊の學者中多數の賛成者があり、又戦前の獨逸の學説は最も力強く支持したのであつた。即ち例へば、バ、リヤの相続税の増税に關する財政委員の報告に就て見るも、「新税率は最も家族關係を考慮したる所にして遺言者と受益者との關係が一層遠ざかるに従ひ又其の受領者が一層其の受領を豫期せざりしに従ひて、受領者の租税能力一層大なりとの事情に鑑みて、制定したるものなり。」とあつて明白である。

以上の如く能力説は歐大陸經濟學派の定説なりと云ふことが出来るのであるが、尙特權説及能力説の何れをもとらざるものにして、相続税と相続法との關係を認めて説明を試みんとするものがある、相続關係説と呼んでよいかも知れない。此の點より見て著く興味あるは、ベンタムの論文であつて、其の論文は既に一度發表されたものであつたが、丁度ピットが、身分關係に基礎を置いた遺贈税を提案した直ぐ後に出版されたので注目せられた所であつた其の論文は、「租税の方法によらず、何人も其の負擔を感せずして歳入を得るの途如何」と云

ふ謎の様な疑問に初つて居る。而して著者自ら此の謎を解いて、「それは憲法に定むる財政上の方法と同じ意味を有する現行の沒收法を擴張することである。尙之が實行を容易ならしめんが爲めに遺贈權に適當なる制限を附せばよいのである。」となし尙其の提案の説明として相続に關する民法規定によつて、遺贈權に特定の制限を加へたる場合に於て、之が爲め相続人なりと指定せられざるものは相続權なき事實につき何等損失を受けたりとの感情を起さないのであるが之に反し、一度法律によつて其の者が相続人なりと指定せられたる場合に於て租税として其の一部を徴收せらるゝ時は、損失を蒙つたと云ふ感情を起すものであると述べて居る。彼の提案を簡單に集約すれば、要するに次の三點となる。即ち(1)無遺言の場合の相続を結婚禁止程度の近親に止め、且つ之等の或者に就ても特定の制限を設けること、(2)近親關係の相続人なき場合に於ける遺言による處分權に對しても特定の制限をなすこと。蓋し財産を與へ又は受くると云ふ權利は國家以上の權利なりとは認むることを得ない所であつて嘗ては遺言による贈與の存せざりし時代もあり今後亦之を否定するを便利なりとする時代もなきにしも非ずと云はねばならぬからである。然しベンタムは、之れ以上には彼の説を推し進め

なかつた。何となれば、若し人々が財産を残すことについて全く権力のないものとなるなれば、多くの場合人々は財産の獲得に努力せざるに至り、又之を得るも直に使消し、或は一層自分に都合よき幸福なる場所を求めて移轉すべき筈であるとの根本の思想があつたからである。(3)以上の如くして、彼の所謂沒收法の擴張によつて、死者の財産の多額を國庫に齎らし得るものである。之に依れば近親者なく、無遺言にて死亡したる爲め、遺産の國庫に歸屬したる場合の如きは、正に一〇〇%の租税に均しきものとなるのである、更に此の提案を全般より觀察してベントムは、負擔を感せしめざること、健訟の風を少くすること、結婚の奨励従つて人口増加等の利益ありとしたのである。

米國の財政學者のセリグマンは此の案に對し近親關係者に輕課し、遠き關係にある者に重課することは、一層正義に合し實際に適合する所なるが、從來家族たる自覺の存する分岐點を明確なる一線を以つてすることを難しとせし所なるも、ベントムの提案は最もよく之にふるゝものにして、而して身分關係に基く累進は實に此の根據に立つて發達したものと云ふべきであると批評し居る、遠縁者又は他人に對して課税すべき場合の限度如何の問題は、多

く論せられたる問題であるが、之に就てベントムの説は、今日と離もなほ賛成者があるのである。専ら相續法及び相續税の關係に根據を置き、身分關係の累進を認めんとする以上の意見は、身分關係に基く累進税を認むるに至りし一の過程を示すものであつて、此の關係は、今や身分關係の遠ざかるに従ひて一層増加する税率の採用によつて、一般の承認を得たるものと云ふを得べく、更に或國に於ては之を直系の身分關係の中に迄及ぼし、相續人が子なりや父なりや、孫なりや、祖父なりや、或は之等の關係親等を超ゆるものなりやによつて、税率を異にするものあるに至つたのである。

相續税の血統に従つて税率を定むる場合の標準點をなすものは被相續人の子である。而して此の場合一様に全然免除を受くるか、又は最低率を課せられるかの何れかである。此の免除に就ては、アダム・スミスは、父の死亡は、其の直接の家族に對しては所得を生ずるよりは寧ろ損失を來す事が屢々であるとの理由で大に之が辯護につとめて居る。勿論子として父の生存中獨立自立する者のある事は認めて居る所であるが、

尙相續が尊屬に向つてなされた時と、其の卑屬に向つてなされた時とを分ちて、前者に對

して高率を課する制度を採用して居る所があるが、之は愛情は上部に向つてよりは、下部に向つて流れると云ふ理由で説明されるであらう。然し之も逆に観察して、父が子を相続した場合に於て、其の結果から見て、父の悲は免除の理由になると云ふ説を立てられた人もないではない。

殘存配偶者に就ては、多くの外國法制に於ては、完全なる免除か又は、最低率を課して、子や孫と同一に列せられて居る。我國の相続税法に於ては、同等の待遇は受けて居ない。

不正當な男女關係より生れた子に對して、如何なる税率を適用すべきか、之は英國に於て大に論せられた所である。此の問題は、古い時代の英國の法律にも遡ることが出来るものにて、結婚以前に生れたる子は父母何れをも相続する權利を有せず、親の姓を名のる權利を有せず、又扶養教育を請求する權利も有せなかつたのである。今日と離も此の思想の殘存と認められるものあり、大陸諸國と比しては、其の法制上に於ても甚しく苛酷な取扱を受けて居る佛國、スイス、ベルギー等に於ては、確定せる廣き權利が既に以前より認められ、此の中には勿論相続權も含まれて居たのである、而も諾威に於ては、一九一五年の法律によつて、

嫡出に非ざる子を嫡出と全く同一の地位に置かんとする試をした。即ち此の法律によれば、結婚せざる親より生れたる者は、父母何れもの家族の名に對する權利を有するのみならず、恰も結婚によつて生れたる如く、父母及其親戚に對する相続權並に嫡出と同様に、扶養教育を父母に請求する權利を有するものと定められて居るのである。

所謂相続關係説によつて影響を受くることの多い英國に於ては、嫡出に非ざる子に對する税率は、最高率即ち全然血統關係なき他人に對すると同様の税率を適用すべきものとし、此の見地に於て裁判所の判決に於ても支持せられて居る所である。一九〇六年及一九一四年に嫡出兒及び不嫡出兒に對する相続稅の税率は、同一なるべしとの提案があつたが、何れも失敗に終つて今日迄持ち越しとなつて居る。

血統の關係はないが、序に慈善團體に對する遺贈に、遺贈稅を全免すべしとの法案も英國では議會の問題となり、國內の各地よりして多數の請願書を出したことなどもあつたが、現時に於ても尙免除となつて居ない。

以上主として血統に基く累進に就て述べたのであるが然し此の血統に基く累進の外に於て、

財産價格に基く累進の問題が相続税の税率を定る上に於て頗る重要なものであつて、之に對する輿論の聲は、十九世紀末葉よりして避くべからざる思潮となつたのである。租税制度の上にも民主主義の思想から出發した考が次第に勢を存するに至り、反つて血統による累進税に對して非難を試み、財産額による累進税率こそ社會に於ける各人をして經濟的平等に導くのも有力なる道具であると主張するものあるに至つた。勿論之は社會主義者の叫聲にして、累進税の根據として現在に於て正當に受け容れらるべきものではないが、兎に角課税價格に對する累進税の問題は、一層高調さるゝと共に身分關係の累進の問題以上に重要さを加ふるに至つたことは明かなことである。即ち嘗ては直系卑屬に對する課税の免除ありしものも、今や次第に課税の域に置かれたことも其の一例である(伊國は例外)。従つて本税に於ける財産額に對する累進制度の研究もより多く興味多いものと思ふ。然し茲では之に筆を止めて改めて書き度いと思ふ。

動産の負擔重きか不動産の負擔重きか

これは佛國に起つて居る問題の紹介である。

私は或る雑誌を見ながら、ふと此の題目に目が止つた時に、租税負擔の問題として面白い研究材料と思つた。茲にそのほんの讀んだまゝを書き流しました。文章の讀みにくいのはそのせいでもあります。又外國の税制をもつとよく知つて居たらと思つた所もありました。然し此の一論文によつて佛國の租税制度の側面觀が稍々窺ひ得られる様に思はれます。



佛國の現狀に於て動産又は不動産何れが重く課税せられて居るであらうか。本問題は從來屢々議論された所のものであり且つ其の討論の終結を見るを得ざる感あるものである。殊に激しき議論は農業者と取引所關係者との間に交され土地所有者と資本家(利子收得者)とは各々其の立場に於て自らより重き租税を負擔しつゝあることを主張して居る、之が爲め彼等は其の立證の方法として一は土地に關する課税に他は有價證券に對する課税につき苟も其の加

へ得るものは悉く之を調査し其の間接の程度の甚しきものあるを問はないのである。かくて遂に止まる所を知らずして結局現實と相去る頗る遠きものを作り上げて居るのである。

議論の對象を實際に立脚して公平に之を観察するなれば本問題も今少しく容易に検討することが出来ると思ふ。多くの人々は土地も建物も有價證券も同時に持つて居るのである。而も之等の資産を均等に所有する人を求むる時は決して稀なりとせないのであつて之等の人々こそ全く公平に自由に問題を議論する資格があるのである。又單に動産又は不動産の課税額の總計に熱中する代りに時には双眼鏡の反對の側から事物を観察する方法をとるなれば自ら迷路に踏み込む危険も少い譯である。

動産又は不動産より生ずる各同額の所得は平等の課税を受けて居るであらうか。動産又は不動産の各同額の資産が平等の登録税を課せられて居るであらうか。又印紙税は此の資産の二分分類に對して其の一方をより重く課税して居ないであらうか。之等は外觀上其の解決甚だ容易に見へて而も其の實際甚だ困難なる點にして本問題の繰返し議論せらるゝ所以である



例へば茲に不動産所得一萬五千法と有價證券所得一萬五千法とを有する人ありと假定する此の場合何れが重き課税を受けて居るか。之に對する地租家屋税と有價證券所得税とが何れが重いであらうか。(佛國の地租家屋税は元と配賦税なりしが一九〇七年及一九一四年に於て大改正あり現行は其の課税標準は狹義の賃貸價格にして普通の賃貸収入より特定額を減したる額。(税率は百分の一〇))

而して此の問に對しては先づ其の所有する不動産の性質及有價證券の内容如何を明にするに非ざれば返答が出来ないであらう。されば今一層容易なる例を以つてせねばならぬ。茲に一は貸家よりの収入一萬五千法を有する者と一は一萬五千法の収入を生ずる三分利付の鐵道債券を有するものありと假定する。此の場合鐵道債券よりの所得に對する所得税(有價證券所得税)は千八百法である。他方貸家所得に就ては一萬五千法の賃貸料収入に對する純所得は一萬一千二百五十法にして之に對する税金は本税並に特別附加税を合せて千三百五十法である。然し此の外に本税には市町村及府縣の附加税が賦課せられるのであつて之等の負擔は縣により市町村により固より同一ではないが而も家屋税の本税額は其の總負擔税額の三分の

一に過ぎないと云ふことは統計の明に示す所である。次の数字は其の争ふべからざる證據である。

一九二三年度に於ける家屋税負擔

家屋税本税及附加税の總額

一、二〇一、一四四、四八九法

内 家屋税本税

二九七、四〇八、九九八法

勿論特別附加税は本税の負擔のみを重くするのみにして府縣市町村税として加重せらるゝものではないが一九二三年度に於ては存在して居なかつたのである。若し之を本税に加算して上記の数字を觀察するに尙總額の三分の一に足らないのである。(總負擔税額十一億六千六百萬法に對し本税特別附加税總額三億五千七百萬法である)

以上述ぶる所によつて次の結論が生れる。即ち鐵道債券所得一萬五千法の納税者は千八百法の負擔をなすに對して貸家収入一萬五千法の納税者は約四千法(千三百五十法の三倍即ち四千五十法)の税金を納めるものである。

次に貸家所得者の代りに土地所有者に就て見るであらう。茲にも亦總負擔税額が地租本

税の三倍以上であると云ふ事實を發見するのである。

一九二三年度に於ける地租負擔

地租本税及附加税の總額

四九二、二五一、六一二法

内 地租本税

一六一、七二七、五五六法

尙此の中へ入れてもよいと思はれるものがある。即ち賦役(里道に對するもの三二、九七三、一一五法)及農業所得税(一九、七二四、三九〇法)である。但し後者に就ては土地の負擔と云ふよりは寧ろ土地經營に對する課税である。

然し乍ら茲に大に注意を要する點がある。土地所有者が土地より得る収入が課税所得より非常に多額なる場合が往々あるのである。(特に小作の習慣を有せざる地方)例へば現實の收入一萬五千法なるに拘らず課税所得僅に五千法であると云ふ場合がある。此の場合に於ては地租の本税(特別附加税を含む)は六百法である。之を三倍したる額は千八百法にして即ち鐵道債券一萬五千法に對する税金と正に同額となるのである。

以上の事柄から次の結論が生れる。即ち不動産に對する負擔が有價證券の負擔より軽い場

合は其の課税所得が現實の所得の三分の一以下なることと其の本税が本税附加税等を合計したる總負擔税額の三分の一以上なることの二つの條件が必要である。然乍らかくの如きは殆んど例外の場合にして一般的に云ふなれば土地所得は有價證券所得に比して少くとも二倍の負擔をなすものなりと云ふことが出来る。

けれども此の結論に對しては二つの點について修正を加へて置くことが必要である。

一、證券所得税は其の所得に對して課税するのみならず償還差益及び富籤所得をも課税の對象となすものである。(然して此の最後の場合の如きは税率は倍加せられて二四%を適用せられる。)従つて納税者が多くの償還を受けたる證券又は富籤所得を有する時は證券所得税は不動産所得以上重課せらるゝであらう勿論之は例外の場合であるが鐵道會社の認可期間終了の日の近づくに従つて債券の償還は一層多きを加へる譯である。

二、一般所得税によつて動産所得は不動産所得より一層重く課税せられて居る。一萬五千法の貸家収入を得るものと一萬五千法の鐵道債券収入を有する納税者の申告は次は通りである。

建 物	一一、二五〇法 (賃貸収入より特定額を減じた額)
動産所得	一三、二〇〇法 (證券所得税額を減じた額)
計	二四、四五〇法
控除スベキ不 動産ノ公課	約四、〇〇〇法 (此の内容に就ては既に述たり)

二者の差異は著しいものである。今茲に納税者が三萬法の収入を有する場合を想像するに其の収入源が貸家なる時は一萬四千五百法の總所得として課税せらるゝのである。反之其の収入源が鐵道債券収入なる時は其の課税の基本二萬六千四百法である。而も土地所得に就て現實賃貸収入の僅に三分の一を課税所得として計算せらるゝ地方のあることを想起するなれば更に此の相異の大なること思ひやられるのである。されば動産所得者にして若し此の間に何等の不正隠蔽なしとせんか不動産所得よりは一般所得税によつて著しく重く課税されることになるのである。此の不正は分類所得税に於て屢々生ずる反對の意味の不正の對價をなすものである。

以上證券所得税に就て引用して來たのは鐵道債券其他之と類似の證券(一二%税を課せ

らるゝ収入確定の證券)より生ずる所得ある場合を想像したのである。而し更に之等と其の性質を異にする有價證券に就ても觀察する必要がある。

イ、納税者が佛國々債收入を有する場合 此の場合其の動産所得は分類所得税によつて全然課税せられない。(勿論一般所得の中に包含せられて一般所得税の課税は受く。)而も今日佛國が公債の利子として支拂ふ額は五十億法を超過して居るのである。即ち有價證券にして所得税より逃るゝものゝ莫大なるものが存在するのである。(國防證券に就ては一般所得税も免除せらる。)

ロ、納税者が所得一定せざる佛國有價證券(株券)を有する場合 此の場合反對に負擔は甚だ重い。事實其の領收する配當は中々多額に上ることがあるのであるが其の税金は株主所屬の會社から支拂はれるのではない。之れは時々株券所有者の言草の材料となつたのであるが而し之は株主自身の言草としてよりは價值のないのである。

ハ、納税者が外國會社の株券を有する場合 此の場合租税は會社によつて支拂はれ、本人は之を負擔しない。

ニ、納税者が外國公債又は社債を有する場合 此の場合の税率は一四、四〇%である。一萬五千法の収入に對して其の税金は二千百六十法である。此の數字は尙同額の土地所得の税額に比しては多くの場合少額である。

事實各人の所有する有價證券は事實區々に亘つて居るであらう、然し株券並に特殊の外國有價證券に對する重き負擔も一般の場合より言へば國債所得の免税によつて相償ひて餘りありと云ふべきである。以上によつて換言すれば動産所得は土地所得に比して重く課税せられて居ない。否寧ろ其の反對の言ひ表し方が眞理であると確言することが出来る。

一九二三年度に於ける有價證券所得税額は十一億六千六百萬法である。不動産所得に對する負擔は十五億九千三百萬法である。誰れか佛國に於ける有價證券所得が不動産所得の三分の二以下なりと主張し得るものがあらうぞ。但し之れは頗る難問ではあるが。



次に動産及不動産が其の所有主が變る際に徵收せらるゝ登録税について二者の比較を試みるであらう。

一、無償讓渡の場合 此の場合に於ける税金は同額である。第十九世紀の前葉に於て存在した二者の間の差別は一八五〇年に消滅することとなつた。されば法律上での差異は最早や存在しないのであるが事實上に於ては全然差異なしと云ふ譯にはいかぬ。即ち無償讓渡の目的となる不動産は總て申告せらるゝに拘らず有價證券に於ては同一に論ずることが出来ない。殊に無記名證券のものは其の脱税容易にして又少からず流行する所である。

一九二三年度に於ける相續税の申告に表はれたる。(金錢及有價證券の額は三十二億五千百萬法である。(金錢は二億二千七百萬法。此の數字には國債が含まれて居ないのであつて國債については國債利子額で發表された數字がある。之によれば申告されたものゝ國債利子額は八千四百萬法である。此の最後の數字については註釋を加へることは全然不必要である。之一九二四年七月一日現在利子額(五、〇一〇、五一五、六八一法)と比較する時は其の割合の眞らしからぬことを知る上に於て十分である。外國證券については更に其の眞らしからぬことが著しいのであるが茲には其の數字を略することとする。

二、有償讓渡の場合 此の場合に於ける相異は税率について著しいものがある。

不動産に關しては税率は一〇%である。特別附加税を加ふるなれば一二%である。従つて土地を讓渡する場合其の價格が十萬法であれば一萬二千法の税金となる。虚偽の價格を作成すると云ふこともあり得ることであるが然し大した虚構はなし得ない。何となれば其の價額によつて容易に不實の觀破され易き所にして實際價格の四分の一以上を偽ることは甚だ稀なる場合と云はねばならぬ。

有價證券に關しては場合を分ち述べることは便利である。

イ、國債に就ては其の徴收せらるゝ唯一の税は取引税である。(千法に付一、二五サンチーム)本税は賣方買方に双方に課せられ且つ建物や土地と異つて轉帳することの多いことは間違のない事實である。然しそれがどうあらうとも輕微な税である。

ロ、記名の佛國有價證券(國債を除く)に就ては取引税(千法に付き六〇サンチーム)に加ふるに買方によつて支拂ふことを要する移轉税がある、其の税率は千法に付二法四〇サンチームであるが必然的に記名たることを要する有價證券に就ては稍低率である(二法一六參)扱之によつて移轉税及取引税を計算するなれば千法に付 $2.40 + (0.60 \times 2) = 3.60$ である。

不動産の場合と相去る遠しと云ふべきである。或は不動産については二十法は二十法として又時としては一法は一法として税額を計算せらるゝに反し有價證券に就ては千法に満たざる場合に於ても千法として課税せらるゝ場合ありと云ふも而し此の場合は極く限られたる範圍内に止まることである。尙記名有價證券は不動産同様轉讓すること少いものであることは考慮しなければならぬ。

ハ、無記名の佛國有價證券(國債を除く)に就ては其の負擔は著しく大である。取引税(ロ、と同じ)に加ふるに前年の平均價格によつて計算せられたる基本額價に對し〇、六〇%の年税がある。(附加税を加ふれば〇、七二%)。即ち三百三十六法の時價を有する有價證券は年に二法四二參を支拂ふことになる。假に其の價格に變動なきものとするなれば約七年間(正確に云へば七年八ヶ月)にして丁度不動産の登録税と同額の税金を支拂ふこととなるのである。従つて此の場合には不動産の場合よりは税率が重いことになるのである。何となれば不動産は七年位で其の所持を移さないから、然し乍ら資本家が此の法外の税金を支拂ふ所以は其れ丈の價値があるからであると云ふ事が出来るであらう。何故なれば其の

無記名を記名となすことは一舉手一投足の業であるから、之を爲さざるは無記名證券の彼に齎す功德が即ち或は投機の爲めに或は財産所得隱匿の爲めに重税以上の何ものかがあるものと見なければならぬ。

ニ、外國有價證券に關しては茲に比較上注意を要するのは取引税だけでの點にある。其の他に就ては株券に關しては其の税金の負擔者は外國會社であり。利息付有價證券に關しては上に述べたる如く證券所得税の増率によつて移轉税を免除して居るのである。

茲に以上述べた所より結論を與へるなれば所有權移轉の場合に徴收する税金は不動産に比して動産は軽い課税を受くるものなりと斷言することが出来る。國庫の歳入亦之に裏書を與へて居る。

一九二三年度に於ける不動産の有價讓渡に對する税額は一、〇〇一、四五〇、〇〇〇法である。之に對して有價證券の有價讓渡による税額は四六七、〇九六、〇〇〇法である。之に取引税を加へて五一八、八九五、〇〇〇法である。動産は不動産に比して約半額位しか支拂つて居ない。

最後に有價證券を目的とするものに比例印紙税がある。一九二三年度に於ける其の税額は一四二、四四〇、〇〇〇法である。

一見此の點に於ては有價證券は重課せられたる觀あるも然し仔細に之を觀察する時は不動産に於ても負擔する所少からず其の均衡を得て居る點のあるのを發見するのである。

面積印紙税の収入は一九二三年度に於て一億四千四百萬法である。此の収入の一部は不動産に關する證書の作成に當り公證人又は個人によつて消印せられた印紙の相當額が含まれて居るのである。

廣告印紙税の収入は一九二三年度に於て千二百萬法である。其の廣告の中には少からず不動産の賃貸又は賣買の公示を目的としたものがある。抵當權解除の廣告で頁が埋められて居ることも往々見る所である。

火災保險資本税の収入は千百萬法であり、其の保險證券印紙税の収入は九千三百萬法である。之等の税金は保險料の増額によつて結局保險契約者の負擔となるのである。而して之等

は建物又は立木等を目的とするものなれば或程度に於て不動産の負擔と云ふことが出来る。

抵當權税は五千九百萬法の収入を齎す税金であるが殆んど全部不動産の負擔と云つてよい(船舶を除いては動産は抵當權の目的とならない)

證書税は四億二千二百萬法の収入を齎すものであるが此の中には賃貸契約證書がある。賃貸契約證書に對して徵收する税(〇、六〇%無記名證券移轉税と同率)は亦或る程度に於て不動産の負擔である。

登録税の徵收せらるゝ場合に於ける裁判上及裁判外の證書は有價證券に關するものよりは不動産に關するものゝ方が多いであらう。

かくて印紙税及登録税の全般に亘つて其の負擔の割合を見るなれば此の場合に於ても猶資本家が決して土地所有者を羨望するに當らないであらう。

◇ 動産及不動産の二者に付き一層容易に且つ正確に其負擔割合を比較する爲めに上述の分析的研究をなしたるが其の最後の結論としては特に明白なる特典を與へられたる國債を除外す

れば一方に於て土地建物他方に於て有價證券の全體として一方が他方より著しき重き負擔を課せられて居ると主張することは困難なことである。此の二階級の不和を醸したる所以のものは一方土地所有者の偏見を支持して資本家又は利子收得者を壓迫し更に次に土地所有者を壓迫して資本家の嫉視心を満足せしめんとせし税制の結果なりと云ふことが出来るかもしれない。分割して統治すると云ふ格言は二十世紀に事新らしく引合に出すべき政策ではない。然し乍ら其の場所の如何を問はず金のある所より之を徴收せんとする者をして此の政策に口實を借さんとするは餘りにも納税者の單純さを笑はねばならぬ。如斯反對を主張する人々も其の實際に於ては截然と區別されて居ないことは繰返す迄もない。ラッサールの言の如く世の中の實狀は一は資本家一は土地所有者として存在するものではない。各人の財産は種々なる要素よりなつて居る或は有價證券に比して不動産を多く所有して居るものがあり或は不動産に比し有價證券を多く所有して居るものもある。而も實際上の問題としては其の何れの方面より彼等が攻撃せられるとても常に防禦をなすことを要するのは同一人ではないか。

醸造藝術家論

二つの極端—それは徹底したと稱せられる人達の好んで走る道である。然し極端に走ることにづいて生ずる多くの缺點のあることは既に明かにせられて居ることであるが中庸と云ふことは一般の人々の興味をひかず平凡とて顧みられぬことが多い。今書物を讀むとする。若し餘りに極端に早く讀むならば又餘りに極端に遅く讀むとしたならば何一つとして理解されることのないことを發見するであらう。

酒についても私は同じ様な考へを持つて居る。かの十七世紀に於ける佛國の天才大思想家—ポール、ロアイヤールの修道院に退隱して専ら禁慾の生活を送つて居たブレイズ、バスカルの酒について私達に書き残して呉れた一二行の文句は特に私の心を牽く

酒を餘りに少く或は些かも與へずとせば人生の眞趣を解することが出来ぬであらう。又餘りに多く之を與へたとして見よそれも同様なる結果となるであらう。

と勿論其時代には今日の様に酒害について科學的には研究されてなかつたであらう。然し酒

に對するの觀念は長い間の我々の實際的の經驗の上に於て試され盡して居る大酒の害毒は豈酒説養生論を讀んで初めて覺とり得るものでもあるまい。一のお題目を掲げて一つの旗幟を押し立てよの運動は當世の一流行である。極端に走つた人達が酒害を見て直に人生より全て酒類を葬り去らうとする人達よ。人生より此の美はしきものを強制的に絶對的に奪ひ去らんとする運動者よ。何んと云ふ極端者であらう私が之から議論を進めることは禁酒論を駁撃し或は節酒論を高調せんとする趣旨ではない。然し酒に對する私の感想―少くとも私が禁酒論者の一人でないこと云ふことを語つて置かなければ我が醸造藝術家について論をすゝめる上に於て差支がある様に思はれる。

さて毎日の新聞ではどれを取りあげて見ても其の一欄は演劇や音樂のために割かれて居る又詩歌や小説も少からざる部分を占めて居るのであり之等の藝術的作品についての詳細なる批評は間斷なしに讀者に報告されて居るのである。毎年秋の繪畫や彫刻の展覽會の評判は大したものである。之を觀ない人達は當時の會話の仲間入りが出来ない。今日之等に關する藝術家は洵に光榮の世界に生れ會はしたものである。藝術家の社會的地位、其の物質上の報酬ま

でもが誠に彼等に對して祝福されて居るではないか。

私は此の一つの事實を見て我が醸造藝術家について思慮を廻らして見たいと思ふ、彼等も同じこの天日の下に生れ會はして果して同じく其の光榮を祝福されて居るか。主人の利益のため其の十分の驥足を延ばし得ない人達の深きなやみついては暫く別とする、幸ひに賢明なる主人の下に自由に其の腕を揮ふことが出来たとしても單に主人の光榮を創造する爲めに餘りにも日蔭にかくされ過ぎては居まいか。

第四回中部六縣の酒類品評會に於て丸山紋一郎氏の清酒「笑龜」が優等第一位を占むるの光榮を有した而も此の功績について多くの部分を分たるべき我が醸造藝術家上村重三郎君を知るもの幾人ありや。清酒住の井は優等賞を獲得すること茲に四年遂に名譽賞を贏得た。住の井が安達源右衛門氏の倉で醸造されて居ることを知つて居る人々も我が長谷川富次君の名を知るものが又多くあるであらうか。たゞ茲では青木恭次郎君の名が光つて居るのであるがそれは君が醸造藝術家であるばかりでなく併せて醸造科學者であり、又醸造營業者であると云ふことが與つて力あるためと思はれる。

勿論清酒「笑龜」が優等首位を占め住の井が名譽賞を勝ち得たことについては其の醸造業を營んで居る主人の熱心なる激勵援助の大切なることは言を俟たない所である。

其の主人にして若し單に目前の利益本位の爲め粗酒を造ることに満足するとか又營業に不熱心にして設備や原料について何等意を用ふることがなかつたならば優良なる銘酒の創作せらるゝこと亦甚だ難いであらう。然し乍ら如何に善美を盡せる設備を以てするも又如何に精選せられたる原料を用ふるも茲に優秀なる技能を有する醸造藝術家の力なくんば彼の細心且熱心なる苦心の跡なくんばいかでか私共の讚美措く能はざるの美酒が創造されるであらう。

私は今迄不用意に醸造藝術家なる言葉を使つて來た。然し杜氏諸君を呼ぶに藝術家を以てするのは適當であるかどうか。藝術とは何ぞや—この方面に暗い私は改めて其の第一年生から研究を進めなければならぬ。然し只今私には之を根本的に究めるに十分な熱心と思想とがない従つて今は六ヶ敷い議論はぬきにして持ち合せの考へだけを述べる。藝術とは美の情緒を形成する創作の綜稱である。美の情緒は人間の感情の中で最も非物質的で又最も知的なものである。而して此美的情緒を誘導する主な器管は眼及耳であらう。然し誰か舌及鼻に就て

此情緒を誘導し得ないと云ひ得るであらう、藝術はその目的の達成の爲めに巧拙の差こそあれ兎も角も選ばれたる方法によつて味香乃至色彩についての感覺のみを利用することがある甘味そうに食卓上に並べられたサラダの皿を見て田園生活の縮圖を聯想したりオイスターの料理を味はつて其處に含まれた大洋の水の一滴から海上生活の情景を想ひ起すデリケートの人々ありとせば大古より其の技能を練磨し來れる我が醸造藝術家の傑作品にふるゝ時其の酒杯の一杯の下に誰か宇宙の美、天國の美を聯想しないで置かれやうか。

演劇や音楽や彫刻や繪畫のみが藝術の領域を獨占するものであらうか。藝術とは美を生ずる作用であると定義するならば言ひ過ぎてあると云ふ人があるであらう。然し藝術なる言葉の意味として此の考へが其の主要なる部分を占めることに就ては否定しないであらう。

かくて視覺又は聽覺の藝術なるものありとせば美的印象を與へ且つ與へる能力のある味覺臭覺觸覺の藝術も亦成立せなければならぬ。山の中で飲んだ一杯のミルクが如何に美的感情を覺えしめたることよと歌つた詩人に私はわが芳醇なる生一本の一杯に籠る藝術家の力の偉大さについて少しでも語らしめて見たいと思ふ。

私は之れ以上不得意な醸造藝術論に時を費さぬであらう。何故ならば賢明なる諸君の方がよりよく之を理解されて居ると思ふからである。然し私は或る時或る處で此の醸造藝術について話しをしつゝ杜氏諸君は藝術家として精進しなければならぬが一面醸造營業者諸君は餘りに藝術氣分に浸つて餘りに商賣が下手でも困ると云つたら我々は藝術家である道樂商賣であると早速受け容れてくれた人があつた。併し醸造業者諸君は藝術家なりと速断されては困る外にあつては優良品廉價販賣の方針で益々家業を勵んでいさぎ度いのであり内にあつてはわが醸造藝術家をして十分の腕を揮はしむるために優遇激勵相共に協力して醸造藝術の最高品の創作に光明を與へられていたゞきたいのである。醸造業益々繁榮なる日はまたわが醸造藝術家の祝福されるの日であるのであらう。

今や醸造の最盛期が迫りつゝある我が藝術家諸氏は力一杯の眞摯さを以て最高の腕を振ふべき時である。而も今日の諸君の創作品は本年の全國品評會に於て、技を競ふべく運命づけられたものである。帝都の秋の上野に於て美術家達が一年間練磨の腕で其の運命を開拓される様に今年の秋の瀧野川に於て我が醸造藝術家諸君が二年振りの其の技量を試すべきである。

而して茲に榮ある賞を得たる其の傑作品に對する名譽は其の營業の主人と同じ程度に於て否其の以上に報ひらるべきである。

醸造藝術家の地位の向上よ。

やがては其の創作品に例へば銘酒「笑龜」の薦包に丸山紋一郎吟醸と並べて或は其の代りに上村重三郎吟醸の銘が書かれる時はないであらうか。

愛 酒 の 記

杯に浮ぶうたかたはかなきは君とわれとのちぎりなりけり

私は禁酒致しました。今日から酒に御用はありません。なまじい眼の前に此の酒があつては心にかゝるだけでもつまらぬ思をする。云ふもの。どうか此の酒を君が飲んで下さいと送つた使が歸るや否やの時刻に此の歌一首と悵然として禁酒をいたむ詩とようかん一折を添へてNさんからの使が來ました。

貴方のうちの御主人がどうかありませんか。使の人が私の家で残して行つたと云ふ言葉

をきいてなる程禁酒をすると云ふことは普通の人の行ふ道の様にも思はれないと今一刻前の決斷心に恥る譯であるが其の實早やそゝろ禁酒宣言の悲哀と云ふ感に打たれたのでありました。

そう考へるとNさんが親切に送つて下さつた甘そうなようかんにも手をつける元氣もなくなつて杯に浮ぶうたかたはかなきはと云ふ歌や悵然として禁酒をいたむ詩に心をひかれて何故に禁酒などと云ひふらして見たのかと後悔めいた考も湧いて來ました。

私は或る宴會での翌日——其宴會ではどうしたハツミか多くの人々は酔つた様でした私も少しばかり酔つたし私はふと今日から禁酒だ。と前夜の失敗の色々を面白く話して居る中大した後での干係をも考へずに宣言してしまひました。私は實は戯談の様に之を話したのでした。然しこう……した後で——多分之は他の人達の話もさうした一因であつたでしょうか、——何だか此の宣言實行の義務を果すべき責任を課せられた様に考へました。其の考が次第に嵩じて俺は禁酒をやるのだと云ふ明確な意識が私の心に印象づけられてしまひました。其の結果はNさんに酒を送つてその代りにようかんや詩歌とを送つて貰つたと云ふことになつ

た。

あゝつまらぬ宣言をしたものだ。何時の間にか私はもうこんを考になつてあつた。私に禁酒しなければならぬ理由は何處にあつたのであらうか。一体かゝる刑罰を甘んじて科せらるべき理由は何處にあるか。私は禁酒を宣言した心に對して強い呪の言葉さへかけてやりました。然しどうしたことか一度外部に發表せられた禁酒宣言は私の心の一方に於て嚴然と腰を落ちつけて居るのでした。

私の心はそれから大に煩悶しました。鋭敏なる感覺は酒を慕つて止みませぬ。それは或は愛酒心と名づけてよい感かも知れない。

私は嘗て讀んだ萬葉集にある酒を嘆美した歌のこと迄思ひ出した。そして萬葉集を書籍から引出して大宰帥大伴卿酒を讚め給ふ歌を探し出した。

あな醜さかしらをすと酒飲まぬ人を能く見れば猿にかも似る。
もだし居て賢らするは酒飲みて醉泣するに尙如かずけり。

彼は私を猛烈に攻撃して居ると私には考へられてならなかつた。殊に今迄彼の與黨にあつ

た私が友を賣つて極端なその反對黨へ行つたことは彼を怒らせすには一層の理由ありと考へられた。

然し一体彼は人間が一度美酒の美味を探知した時に今更禁酒なんて云ふ考が起り得るものと想像して居たのであらうか。と考へついた時に我ながら彼に對する責任が軽くなつた様な氣持がした。其の時代の人々にとつては「飲むか」「飲み得ないか」の二つの一つであつたに違ひない。飲み得て飲まない奴は酒を求める金のない奴だ……矢張り飲み得ない分類に屬するものだ。私は一人で決めてしまひました。

中々に人どあらずば酒壺になりてしかも酒に染みなめ

彼奴は痛快な奴だ。私は氣が軽くなつた所で此の歌が無上に嬉しかつた。私は此の時程私の愛酒心の燃え立つたのを知りませぬ。私の心は愛酒心で充滿しました。私はどうく或る宴會の席に出席しました。私は此の會に於て多くの人々から受けた杯を全部自分の前に集中しました。其の數は百も二百にもなりました。私はその杯を室の一方の端から他方の端へと規則正しく並べました。そして之になみくくと酒をつがして端から順々に息もつかぬ勢で飲

んで行きました。あゝ其の心持はあゝ其の心持の壯快さは。

百杯の杯ならべつぎくぐに飲みほしにけり飲みほしにけり。

そして弱い私の體の中にも強い精神が漲りました。

それは私の酒の夢でした。そして此の夢の中に私は一つの眞理を發見しました。

酒を愛するは自然人の本能に出づるものなり。

Nさん。それから私は昔ながらの私に返つて居ます。昔ながらと云ふ言葉は或は正確を欠いた言表し方かも知れませぬ。何故なれば私の愛酒心は今以前より旺盛であります。そしてそれは酒量に正比例することは頭のよいあなたに申上げる迄もありません。それにしても「杯に浮ぶうたかたはかなきは」の歌の文句はあなたと私との酒の上でのおつき合からもう永久に訂正していただいよとしましても余りにもあなたと共に席を並べて仕事をした時の短かりしことよ。私のあなたに對する名古屋での思ひ出は此の歌と共にまた會ふ日まで確に私のものであります。

私は此の歌に對して返歌を差し上げることの出来なかつたのを當時誠に残念に思つて居ま

した。然し今にして思へばそのなかつたことは反つて幸でした。その返歌のつぐないにこの誌上であなたに。

若き妻の知らねばならぬことども

本篇は中京財務雑誌の家庭化の一努力として「かていらん」を設けた際書いたものであります。

中京財務に出た色々の表題で見出しに書いた様な表題は恐らく今迄なかつたであらう。而し「かていらん」と云ふ井戸の中にはいつて見れば格別外の記事が「税」に關したことであらうと否とおかまひなしに筆を進めるつもりである。

私はうまい引用句を見出そうと思つて傍の書箱から詩集を引き出したら其の開けた頁には次の文句が目についた。

○

若きいのちのすぎぬ間に

短き春は老ひ易し

誰が身にもてる寶ぞや

君くれないの顔は。

若い美しい乙女を歌つた歌である。そして何んと若い乙女心をそゝらす甘い文句であらう私にも一度其の流暢な誘惑的な音律を口づさみ乍ら之から私の書かうと思ふ所と全く反對なのに驚かざるを得なかつた。其は餘りにストイックな其は餘りに倫理的な事柄を私が書くのであることを明に感じたまゝ一應茲に豫め其のおことわりをして置くのである。

今の世の中は之までにない婦人自覺のためにさゞげらるべき時代である。私の茲に自覺と云ふのは嘗ては男子の生活の必要から又生活の快樂のために男にのみ開かれて居た總ての古い道が殆んど皆婦人のために開かれるに至つたと云ふ事柄ではない否寧ろより根本的のものであつて婦人が自分自身に直面して自分を研究すると云ふことである簡単に云へば婦人が各々其の地位をわきまへ其の弱點を撓めて一層勇氣を振ひ起し自己の完成をすると云ふ事である。

「其では貴方は男子の壓迫によつて非常にいちけた日本の今の婦人を更に又昔の女大學でせ

めやうとするのですか」と奥さん方から激しい抗議が出るかも知れない。然し私はことわつて置きます。私の頭はも少し進歩して居る筈であることゝ私は今でも最も善良な夫の一人であることを確信して居るものであることを吹聴して更につゞいて此文章につき皆様の御愛讀あらんことを御願ひ致します。

「若い妻は何を知らねばならぬか」と云ふ問題は頗る大きい問題である私は茲に之に對して十分にお答へし切れないことは今更申す迄もないことであります。そこで今日は次の表題に限定して置くことゝして更に新しい勇氣が出て更に興味ある事項が頭の中から書箱の中から湧いて流れて來た時に再びお目にかゝることゝ致します。

若き妻の夫より期待さるゝところ

○婦人のつとめの中で最も大切なことは男の心を何時も新しく新しくすると云ふことである男によつて庇護せられ養を受けて居る彼の女は其の代りに愛によつて彼をはぐまねばならぬ。

○昔の結婚は神聖な動物的本能に基いてなされた。人道が発達して言葉が生れて此の本能は

美しい愛に變つた。然るに今日での多くの結婚は兩性間の此の自然的な契約からはなれて金銭で汚された商取引となつてしまつた。今では更に男も女も人生の目的は賢明な結婚ではなくて幸福な結婚であると云ふことを昔に返つて教へられねばならぬ。

若き妻に對して其の夫の期待する所のものは何であらうか。第一に夫の補助者としてその力に堪へ得るものである。其には夫と同等位の能力はなければなるまい。而し茲に同等と云つても全然同一と云ふことゝは別けて考へなければならぬのであつて社會の存する限り婦人としては其の限られたる特殊の働の方面があり又家庭の存する限り婦人は全く其の中心たることも認めねばなるまいから。

眞の婦人は其の生れつきの優しき本能指先の器用なことや氣だての氣輕なことや之等の天來の性質を矯めやうとはしないであらう。之等の特徴は其の敏感なことや母らしいことや又其の優しい女らしい甘い愛となつて教育や修養と相まつて小さい事につけ大きい事につけ等しく毎日の家庭生活を幸福ならしめるものである。眞の婦人は此の婦人らしいといふ一言に盡きるのであつて此の婦人らしいと云ふ事柄以上に何物も加へないと云つてもよいのである

されば世の運命の廻り合せて細腕一本で自ら一家を支へんために商賣をしなければならぬことになつても其の女らしい優しさ人を引きつける心を失はない様にしなければならぬ又大なる財産を持つて十分満足な地位に立つ時にも之等の生れながらの特徴を振りすてるには及ばないであらう。

若い乙女達よ、貴女方が結婚について考へる時には其の自分の選んだ夫に對しては其の欠くる所を補つて二人して一心同体となつて完全な一生命を造る様にと心掛けなければならぬ若し此の考なく又更に之を完成するの勇氣がないれば貴女方は此の人生の最も大切な結婚については全く考へのない無干心なこと云はれても致し方ないでしょう。趣味を同じくすると云ふことは幸福な家庭の前提であることが多いのであるが互に其の足らざる所を相補ふことは二つの異つた生命を一つにする眞に堅い結合の大なる役目をつとめるものであります奥さん方よ。貴女方は單に夫がどんな仕事をして居ると云ふことを知るのに満足しないで更に進んで其を理解し其の助言者たる様にしなければなりません。困惑の時にも災厄の時にも又幸福の時にも夫と共に其の助言者となり悲みを分かち悦びを共にするもの之れ妻と云ふものなれば。

神様が初めて配偶者としての婦人を造られた際の豫想は頗る味はふべきものであります。即ち彼に似つかはしい彼の補助者たるつれあひを造られたのであります。總ての婦人が其の結婚の最高の目的を充さんとするには少くとも之れ丈けの者でありたいものであります。

私は茲で有名な英國の大宰相グラッドストーン夫人について或人の云つた所をそのまゝ引用することゝ致します蓋し身分によつて妻たる勤に變りはないであらうから「夫人に就ての最も顯著な事柄は其の夫に對する補助者であり其の片腕であつたことであります。従つて此の点に於てグラッドストーンのなす所の事柄は何時も他人よりは其の成功の可能性が大であつたと云ふことが出來ます。其れはたゞ夫の心配を軽くしたのみならず心配事は進んで取り除く様につとめたのであつた。實に夫人こそ我々同時代に於ける婦人中其の夫の生涯と其名聲とを共にした隨一の方であり又彼の女こそ近世婦人の眞の生涯は其の妻として母として又家庭の創造者としてより以外の重要なつとめなしと云ふことを目のあたり示して下さつた第一人者である。尙公生活に於ても高尚なる婦人の精神的の働きによつて如何に優しくも

且つ力強くなされるかの證明を婦人が示されたのである。グラッドストーンの公生活は其の純潔と公正とを以つて有名である。而も其のよつて來る所は其の夫人の献身と情愛とが此の秘密を語るものである」と

總ての若き妻は善良な家庭の創造者でなければならぬ。善良な家婦と云ふのは此の意味である婦人方よ。善良なる家婦と云ふ稱號は其の幸福なる神聖なる寶のしるしである。其の結婚の最も貴き贈物である。

若い奥さん方よ。ごんな面白い遊び場所と雖も其の夫を其處に引きつけられない様に其の家庭を引力の強いものとしなければなりません。貴女方は尙其の家庭を單に夫の休養のための天國とすることに注意せらるればかりでなく又其の友達のごんな訪問に對しても愉快な接待の場所とすることに氣をつけねばなりません。而し乍ら考へ深い夫であるなれば奥さん方の一寸した準備の都合や又其の客を楽しく應接し得るために友達を招く前には貴女方に一言の知らせをする位の勞はとるでしょう。私は或る結婚の披露に招かれて其の席上ある有名な方が新婦に對して次の忠告をされたのを今尙面白いと感じて居ます「私は新婦に願ひ致しま

す。之は私の老婆心でありますがお夫婦が仲がよすぎでお友達の方へはもう見向もしない云ふのは考へものであります。人には何時も親切にして貴方の家庭を訪問されたお客様に對しては皆んなあゝ氣持がよかつたと云ふ感をいだいて歸つて貰ふ様にしなければなりません。そのせいであるどうかは知りませぬが私は其の友達を訪問する度毎に其の奥さんの氣持のよい接待振によつて私の心は最も愉快なる印象を刻まれるのであります。

若い奥さん方よ。結婚後に於ても結婚前と同じ様に身たしなみをして人の心を引つける様にと心掛けねばなりません。結婚して後は今までのおめかしと全く反對に世帯じみて垢のついた着物やだらしない化粧などは何でもないつまらぬこととお考になる方があるかもしれません。而しこれこそ貴女方の夫と家庭とをうまくやつて行く上に於て頗る大切な事柄である。貴女方が數年前に今の夫たる君の心を力強くもとり得たより以上の注意を以て其の撰ばれた夫の愛をそして尊敬を持続して行かなければならぬ。さつぱりとした着物や帯の色合ひ髪結び様など意氣にするにも及ばないが各々よく注意して其の好み好みをなされるがよからうごんなものが背の君を悦ばすかはとづくに皆様方のお存じの筈でありますから。

若い奥さん方よ。貴女は亦其のお子様達の氣持のよいお母さんであらねばならぬ。結婚と云ふことは單に妻と云ふことを意味するのではなくつて母となることが含まれて居るのであります。今日の歐米の婦人には—そして我國の新しいやの婦人にも此の事柄は随分と閑却されて居る様であるけれども家庭に於ける最高最善の利益の立場から見ても亦かくあらねばならぬ。

若い奥さん方よ。精神上の方面に於ても其の夫と歩調を揃へて進まれん事を希望します。決して自分自身の興味についてのみ考へられてはなりません。結婚なる約束は決して一方的のものでない。多くの離婚の原因を見るに其の夫の興味の進む方面と全く無關心と云ふことから來て居ます。「思想がかけ離れて居る」之は數年の結婚生活の後に於て發見せられた場合に涙を以て充される言葉となるのであります。

思慮の深い夫であるなれば妻のこうした思想的にはなれて行くことに就ては無關心に居ないでしよう。自分の讀んだものについては妻たる者にも讀ますことにするであらう。尙そんな時間がないならば家事に手をとられて居る夫人の側で其を聲高く讀むであらう。

それはアメリカの善良な夫の話である—日本の善良なる夫にも少くとも其氣持だけは持つて居るに違ない。そこで私は茲にアメリカで有名な某夫人の話をそのまま借用して實物教育をするであらう。「彼の女の夫は自分の讀む總てのものを彼の女に讀ます事に決心したとして彼の女は家事のことで非常に忙しい時には御主人自ら臺所に迄出て來られて炮焔の火に顔をほてらし乍ら彼が面白く讀みふける書物を彼の女に聞かしたものです」—羨しい夫さまかな。賢者の言は何時聞いても何時も趣があるものです。次の文句は西歐賢者の言葉であります。

「誰れが貞節善良の婦人を見出すであらう。彼の女の價値は數多い寶玉などのとても比べものにならないものである。彼の女の夫の心は全く彼の女を信頼しきつて居る。彼の女は生涯中終日夫を善良ならしめ害惡に就ては考へることさへ要しない。力と名譽は彼の女の衣服であり彼の女は常に來るべき日を樂しんで居る。彼の女の口の開かる時は智惠の發露であり彼の女の舌の動かさる時は親切の表現である彼の女は常に家事を注意して怠惰のパンは食べない。子供達が起き上つて來ては彼の女の幸福を祈り彼の女の夫は亦彼の女を賞めたる嘗て多くの善良なる婦人達があつた而し汝こそ其全てに勝るものである」

私は若き妻に對して夫の期待する所のものについて書き起して最後に其の善良なる妻に對して頌徳表を奉つた夫の言葉をつけ加へて此の項を結ぶであらう。

「私は神に對して深く私の妻のことを感謝します。彼の女はそれ程私の助けとなつて呉れた私は殆んど常に妻の忠告を採用した。いや私は常に妻の忠告を採用したと云つた方が正當であらう。それ程私の妻は賢明な女であつた」

婦人に味方して

女の子が産れた。男の子なれば一とかごの人物になるものをこの獨り定めで世間並に女の子でつまらないと云つて居たら或る人から女だつてお目出度には變りがなからう。英國では今にも女の大臣が出來そうな時勢になつたでないか假に今日の日本が英國と比べて五十年から百年と遅れて居るとするも丁度君の内の女性の赤坊が年頃(?)になる時代には彼の女のために明るい天地が我國にも開けて居るであらう、之に力を得た譯でもあるまいが又私が二人の娘のバ、であるからと云ふ譯でもないが婦人運動所謂フェミニズムの問題については大

なる好意を以つて研究して行き度いと思ふ。

一體フェミニズムと云ふ言葉は普通女權主義と云ふ四角な字で譯されて居る様であるが女が大の男を大向ふに廻して男子の地位をふみ落して婦人自らが男子になり代つて社會を統御し様と云ふのではあるまい、否寧ろ女子も亦人間としての完全なる承認を現在の奴隸の様にふみにじられたる社會から確立し様とする運動に外ならないと思ふ。近代の文明が世界の發見を來した様に個人の自覺が人間の發見となつた様に婦人が時代に目醒めることによつて從來誤られたる思想の下に抑壓せられて來た婦人本來の地位を發見せなければならぬ、婦人は久しい間自分の最も大切なものを忘れて居たのではあるまいか、自分が人であると本然の自分が男と同じく人であると云ふ感じが心の奥で眠つて居るのではあるまいか。

然しフェミニズムと云つてもその運動は頗る多方面に亘つて居る婦人參政權の問題は其の主要な一つであらう、我國にも最早や普通選舉の施行を見るのはほんの僅かの年月のうちに迫つたのであるが此の問題の解決と共に踵をついで起るべき所のものは婦人の選舉權獲得の問題であらう。又他の一方には知識的の職業例へば官吏や辯護士等になつさる資格を得る

権利を與へよと説くものがある。我が親愛なる讀者の中に男子にも優れた手腕を持つ事を一般に認められながら女子なるが故に本官になり得ない婦人のあることは我々の現實に見る所であるが之は不合理であるまいかと云ふのである婦人が常に病人の世話には優れた技倆を有すると云はれて居る。そして彼の女達はあらゆる時代に於てやさしい人生の慰安者であり救の天の乙女とたゞへられて居る。彼の女達は此の方面に於て看護婦となり産婆となつて其の天分を盡して居る。然らば其の研究に一步をすゝめて醫師となつて其の權威と品性を得やうとする人々に對して我等は賞讃を惜しまないであらう、茲に彼の女が立派な醫者となり得る資格ありとするなればどうして彼の女が辯護士には無能力であると云ひ得るであらうか又同じく婦人が裁判官として不適當だと云ひ得るであらう。又或る一派は男女兩性のための教育上の機會均等を主張するものがある。若し或る婦人が科學に興味を有するなれば彼の女が其の性向に従ふことを私共が批難する權利があるであらうか。家庭や家族の心配の代りに代數や純正哲學の深い思索に勤勉に心をさゝげる婦人ありとすれば私共は之に對して批難することが出来るであらうか、有らゆる婦人を皆學者にしやうとするのは決して當を得たもので

あるまいが同時に總ての御婦人を高い思想の研究から排斥しやうとするのも不當ではあるまいか。

又他方に婦人の經濟的獨立を主張したり又は婦人の經濟的自由を主張したりするフェミニストがある、か様に此の運動は幅の廣い問題となるのであるが之れから私が述べやうとするのは主として婦人參政權の問題である、それは前々號あたりから前本誌主任からこの家庭欄で豫告的催告的の挨拶もあつたのでそしてその債務はその人の死によつて私に一層の重荷を負はさしめることとなつたので運びの遅い筆を呵しつゝ此の文章をすゝめるであらう。

それに選舉權擴張の問題も現在の選舉資格に對する制限が納稅額に置かれて居る以上滿更本問題も税の雜誌とは全然沒交渉ではあるまいから、私は此の税の交渉に立つた婦人拒稅論の騒ぎから本論に入らうと思ふ。

英國に於ては嘗て婦人課稅拒絶同盟と云ふものがあつた。それは婦人に選舉權も與へないで税金だけを徴收するのは怪しからんと云ふ理由に基く税金不納同盟である時恰も戦前の一九一二年の事件であるがマーク、ウイルスと云ふ男が其の妻の所得に對して課せられた所得

税を納付しないとかん張つた結果どう／＼收監されると云ふうき目を見たのである。蓋し當時に於ける婦人參政權の運動は頗る猛烈であつて大げさな示威運動に伴ふに狂暴を以つてしかの白晝公然鐵槌を振つてシヨー、ウインドウの硝子をたゞきこはしなどしたのは此の時のことである。此のウイルスの收監事件に對しては直にカクストンホールで同盟會員の盛んな抗議の叫びが擧げられたのであるが有名なる英國の劇作家バナード、シヨー等も後援に飛び出して例の持前の皮肉を頻にあびせかけたのであつた。私はお慰みに彼の演説の一部を茲に引用することゝしやう

私が幼い時分には婦人が丹誠して子供の爲めに又自分のために家庭を作れば夫は家財を悉皆賣り飛ばし妻君と子供とをほつ抛り出して飲んでしまつた例を幾つも／＼見た物であつた。然るに今や上は總理大臣を初めとし英國の男たるものにして一人として婦人については安堵の思を以つて考へて居るものがないのである。私は私の妻が座敷の隅で何か考へごとをして居るのを見る度び毎に私なり又私の同性を絶望の淵に陥れる何か方法を考へて居るのではあるまいかと誠に心配にたへないのである……」何と云ふ大げさの彼の物の言ひ様であらう。

然し當時の婦人連の運動の強烈なることを想像するれば亦語つて妙ではなからうか。

抑々婦人運動のはぐまされるに至つた初めの時代に遡るなれば十八世紀の佛國革命なりと云ふのは至當であらう。當時の思潮の特徴たる正義と自由と平等の幟印こそ又かのジャン、ジャック、ルソーの自由渴仰の思想こそ近代婦人運動の深き根ざしとなつて居るのであらう而し事實に於てフランスでは其の革命の當時に既に政治上男女同權なりと主張した最も新しい婦人の一團が居たのである。而も革命の精神より云へば當然受け入れらるべき此の運命も時の革命の主腦者より烈しく反對を蒙る所となり尙も其の反對に逆つた爲めに一味の婦人の頭目は哀れギロチン臺上の露と消えたと云ふ物語りも殘されて居るのである。然し乍ら其の自由平等の思想は近代の産業革命の結果として家庭に於ける婦人の地位に甚しい變化を及ぼしたことゝ近代個人主義思想の勃興とによつて強い強い色彩を婦人運動の上にもたらさるゝことゝなつたのである。

産業革命—十八世紀の後半より種々なる機械の發明が續々現れたために歐洲に於て産業上に重大なる一轉期を畫したのであるが其のすさまじき影響は家庭組織にまで及ぼして來たの

である殊に産業大都市に於ては著しきものであつて従來家庭の毎日の重要な仕事であつたパンを焼くことや又手づから鞵を編んだり靴を作ると云ふ様なことも聽て次第に今や昔の物語となつて來たのである。尙電氣や瓦斯の使用は婦人の勞力を取り去ることに役立つたことは云ふ迄もなく其の他家庭の雜務でも撒水器やら自動洗濯器や床拭器と色々の人手をはぶく器械の發明のため従來婦人の務めであつた多くの家庭の仕事は最小限度に迄減せらるゝに至つたのである。その結果婦人は家庭の外に立つて仕事を求めざるを得ざることとなり従つて男子と職業上で競争することとなり茲に婦人の職業上の機會均等の要求が生じ茲に亦之れが當然婦人解放の背景となつたのである。

個人主義思潮の勃興—私は茲に此の思想の發達の歴史を繙かないで此の個人主義的思想の婦人解放の上に及ぼした最も適切なる著書について見るであらう。其は疑もなく北歐の劇作家ヘンリック・イブセンによつて眠れる婦人達の前に痛烈なる諷刺を與へられたる「人形の家」について會得することが最も當を得たものであらう、人形の家—それは餘りにも有名過ぎる問題劇ではあるが尙茲に私は其の筋書を辿つて此の文章の綾とするであらう。

「人形の家」のヒロインは有名なノラであるがノラはヘルマアと云ふ法律家の妻である。ノラはヘルマアからはうちの雲雀さん栗鼠さんと云ふ風に非常に愛されて居るのであるが併し其の愛は可愛い人形に對する愛である快活な栗鼠に對する愛である。ヘルマアが五六年前に重い病氣にかゝつた時にノラは夫大切の一念から或は高利貸から金を調達して夫の一命をとりとめたことがあつた。しかし金錢上には頗る小心なヘルマアに對しては此のことを秘密にし又秘密にすることをよいことであり又愉快に感じて居たのであつた。ヘルマアは今や銀行の重役の地位を得て非常に羽振がよくなつて居た。此の時にノラが豫て金を借りた際に止むを得ない事情のためになした偽署の證書について其の男から脅迫されるのである。彼の女は之について非常に苦悶し夫のために犠牲となつて自殺しやうと迄覺悟した。そして其と共にその秘密の夫に洩れることを氣づかつたが然し遂に其の事柄がヘルマアに暴露されることとなつた。之を知つて自己の名譽の浮沈に關すると考へた彼は驚愕おく所をしらずノラを捕へて大に其の不埒を責め且つ罵り「お前は私の幸福を全く破壊してしまつた。私の將來を滅茶苦茶にしてしまつた。あゝ考へたばかりでも恐しい」と絶叫し「もう子供はお前には委し

て置く譯にはゆかない。」こんなことになつたのもたつた一人のだらしない女のお蔭だと云ふのであつた。かうした會話の間にノラの心には次第に革命が芽しつゝあつたのである。其の場面へ偶然にも彼の悪い男の悔悟によつて問題になつた偽書の證書を送り返して来る。之を見てヘルマアは俄に驚喜した。「ア、俺は助つた。ノラ俺は助つた……もう誰もお前をいぢめるものはないおいノラさんノラさん……」と叫んだ其の時の態度はノラの今迄の献身的な犠牲にひき比べて醜い利己的本性の遺憾なき暴露であつた。そしてノラに萬事お前を許す。誓つてお前を許すと云ふ「お許し下さつて有りがたうございます」とかう冷に答へたノラ「人形の衣裳を脱ぐのです」と云つたノラにはもう夫の甘い言葉には決して動かされぬ強い強い決心がついて居たのである。ノラのたゞならぬ様子にうろたへた夫に對し彼の女は落付いて「私共は結婚してもう八年になります。それだのにお氣がつかませんか、あなたと私、夫と妻とが向ひ合つて眞面目な話をするのは今夜がはじめてですよ」「あなたは少しも私と云ふものを理解してゐらつしやらなかつた。今迄私は大層不法な取扱を受けて居ました。最初の中はお父さんにそれからあなたにです」「ヘルマア「なんだとお前のお父さんと俺とに？この

世界全體よりも尙深く愛した吾々どもにと云ふのか。」ノラ（頭をふりながら）「あなたはちつとも私を愛して下さらなかつたのです。あなたはたゞ私を愛すると云ふことを遊にしてお出でになつただけです」……「私は内では何時もお父さんの人形ツ子だつた様に茲へ來てはあなたの人形妻だつたのです」ノラは夫の餘りに利己的の醜さに人形妻としての地位を自覺し夫の手からはなれて自分を知り自分の周囲を知るために家出を決心したのである。そして「何よりも先づ第一にお前は妻であり母ではないか」と云ふ夫に對し「いえ私はもうそんな事を信じません、何より真先に私は人間です。丁度あなたと同じ様に――よしまだそうでないにしてもそうならうとして居るのです」と云ひ「ノラお前のためなら夜でも晝でも喜んで働くどんな苦でもどんな貧乏でも忍んで行く、けれども男と云ふものは幾ら愛するものゝためだと云つて自分の名譽を犠牲に供することは出来ないのだ」とノラの家出を引きとめるのであるが「でも何百萬と云ふ女はそれを犠牲に供して居ります」と云ふ痛烈な言葉を殘して夫の明日まで待つて呉れと云ふ願に對してもいゝえ他人の家には泊れませんとノラは斷然と夫と子供とをすてゝ家出をしたのである「此の劇は實に近代の婦人の自覺運動に對して大なる

ショックを與へたものである。世間の善良なる夫と云はれるものも要するにヘルマア以上ではなく世間の悉くの妻は亦目ざめざるノラである。妻にしてたゞ平生に於て雲雀さんと栗鼠さんと可愛がられるだけで遂に其の人格を認められないならば畢竟夫の玩弄物としてより以上の存在の價値は認められないであらう。ノラに於ては人形としての愛は遂にイザと云ふ場合に於て虚偽の愛に過ぎないと云ふことを明らかに目の前に見せられたのである「何よりも真先に私は人間です」と云つたノラの言葉ではないが婦人としては亦先づ何よりも先に人間として生きなければならぬ。而して之れ晩近婦人問題の中心意義の存する所であるまいか。問題は余りにわき道に入りすぎた。私はこれから更に婦人參政權の事項に立歸つて述べねばならぬことがある。

稅務の理想境

お互は朝から晩まで税金の爲めにいろ／＼と金をとられて居ります。

先づ朝起きがけに鹽で齒をみがくと鹽專賣の爲めに高い價を拂はねばなりません、着物を

着ると織物消費税がかゝつて居ます。電車や汽車に乗つて仕事に出かけると通行税がつきまどふ、煙草一ぶく吸ふと專賣の爲めに税と同じものを拂ふ、店で商賣すると營業税をとられ田畑を作れば地租がかゝり、住む家も働く家にも家屋税とか戸數割とかどかかかつて來るのであります。晚餐の一杯の酒には高い酒税がひそんで居るのでありさしみの醬油にも醬油税がかゝつて居る、さりとて菓子を食べても砂糖消費税の税金を逃げる譯にはゆかぬいよ／＼床に入らうとすると木綿 夜具にも重い織物消費税がかゝつて居る誠にせちがらい世の中である而もいよ／＼眠らうとすれば枕元にある財布にまで税がかゝつて居る、何か！それは我々の所得をねらつて居る強い税の所得税であります。

之は最近太田經濟學博士が著はされた經濟讀本のお互の經濟と生活と云ふ章に書いてある事柄であります、か様に我々の日常生活に於ては知ると知らないとに拘らず、税金と離るべからざる關係に立つて居るのであります。國家が益々發達し文化事業がいよ／＼行はるゝに隨つて—殊に我國の様な新進の國に於ては財政上の必要か日に嵩むのは必然の勢でありますして我々の經濟生活と租税とが益々密接な關係を生じて來るのであります。所が此の税金に

就ては直感的に非常に嫌がる方があります。又脱税を計らうとするものもあるのであります。又之につれて税務官廳を恐れられる方も少くない様であります。私は此の點に關して茲に納税思想の問題と税務行政改善の問題とに就て些か申上げ度いと思ひます。

先づ税金を嫌がること云ふ點に就ては私共の誰もが其の本來の性質として一部分持つて居る所有の欲望から出發する處のものであつて卑近なる個人主義利己主義の發露であります。若し我々がお互に共同生存の目的を達する爲めにお互自らの爲めに國家を成立せしめて居るの自覺を欠けるものとせば我々が汗水を以つて贖ひ得た所得を他人から強制的に徴收されることは此上もない苦痛に相違ないと思ひます。そこで私共が租税に關して標語として居る「喜んで納める税」の理想境に達することにお互に努力して行くことを希望する所以であります。嫌々乍ら強制されて納める税では勿論あり度くはない、又一步進んだ納得して納める税にも満足出來ない、喜んで納める税であり度いと思ふのであります。そこで此問題を言葉を替へて云へば何故我々が納税せなければならぬかの問題となるのであります。私共は納税者の方との話の半に『納税義務は徴兵義務と共に國民の二大義務であることはよく承知して居ます

納税し度いは山々ですが税金は重いものですから』と云ふのを聞くのは度々であります。然し乍ら往々にして自覺した大なる理解のない爲めに又は極端なる利己主義の爲めに成る可く税金の損害を少くする爲めの努力に汲々たるものあり、甚しき人に至つては税務署を欺いて少い税金ですまして居ることを得々と他人に吹聴する人さへ見かけるのであります。之等の人々は自分の税金を免れることは住々にして其の隣人の税金を重くすることがあると云ふことを御存ないのでありませうか。

昔の社會生活の幼稚な時代には國の組織も又其の政務も單純であつて従つて國の經費も自然少く或は主權者一個の財産を以つて之に充て人民より租税を徴收する必要はなかつたのであります。が次第に社會が複雑になつて國家の保護の必要が大となるに従つて次第に租税の必要が生じて來たのであります。古代のかゝる國家は君主を家長とする一大家族でありまして當時財産上公私の差別も少なく臣下たるものか余裕の許す限りに於て勞務を無報酬にて君主に捧げんとする有様で當時の租税は寄附的意味を持つたものと云ふことが出來ます。然し此の時代は自覺した租税の觀念はあり得ないのであります。

更に國と國とが對立する時代に於ては一方が他國を征服することがよく行はれたのであります、此の場合に戰勝者たる強者が敗殘者たり弱者に對し思ふがまゝに振る舞ふ權能を有するものとし必要の都度之等に對し課税して來たのであります。之は古代のギリシヤ、ローマ時代及印度、支那等の專政國に於ける租税の起源であります、之に依れば租税とは強者が弱者に對する財産の掠奪であつて泣く子と地頭に勝てぬと云はれた時代の思想であります。然し今日税金は財産の掠奪であると云ふ様な考へを持つて居る人は何處の國にもないと思ひます、此の時代の租税は嫌々乍ら納めた租税であります。

次は更に人々は自覺して來まして個人主義旺盛の時代となりまして、國家についても特殊の觀念をいだく様になり國がなければ弱肉強食、内には人民互にせめぎ外には外敵の侵入を蒙るべき状態になつて従つて我々の今日かく安泰であるは國家ある爲であると云ふことを知るに至つたのであります。

税金も亦我々が平和を買ひ受ける代價である我々が生命財産の保護を受けるに對する保険料であるとの考を持つに至つたのであります、比較的納税の事務に自覺された人々の中には

國家の此の御蔭に對して租税を納めねばならぬとの考へを持たれて居る方が少なくないと思ひます、茲迄參りますれば租税の考へ方に於て大分進歩して來たのであつて嫌々乍ら納める税金から一步を進めて納得して納める税金の域に達したのであります。

扱又我々は現在に於て孤立しては生活することは出來ませぬ、西洋の話にあるロビンソンクルーソーの様な生活は到底なし得ないのであります。我々はお互に社會國家を作り相倚り相助け合つて居るのであつて之に依つて私共は自ら耕さずして米を得自ら釣せずして魚を食し乳も搾らずに牛乳を飲んで居る、亦自ら紡かずして衣服に不自由せず今住んで居る家も自分で手を下したものでなし、之れ皆私共が社會國家に負ふ所のものであります。我々は生れ乍らにして債務者であると云ふ言葉でよく説明せらるゝ社會連帶の意義は此の關係を明にしたものであります。畢竟するに古代ギリシヤの學者の云つた様に人間は國家的動物であつて多數人が社會を作り彼我の足らざる所を相補ひ自己の生存を全くするのである、而も現在の社會の進化の程度に於ては私共の生存は國を離れてはあり得ないとも云ひ得るのであります而して一方國として存立し繁榮して行くには國費は止むを得ない處のものであります、從

つて之を構成する國民がそれ／＼其の必要經費に就ては負担して行かなければならぬのであります。そこで租税は對價を目的としない純然なる私共の義務と云ふことになるのであります。其の義務を果すにはお互の能力に比例して行ふのであります。考へて見るに人民の欲するを欲せざるを問はず嫌々乍らに納税するのは人文進歩の幼稚な証據であります。その受くる利益に對して代價を支拂ふと云ふ思想は其の考への是非は暫く措くも納得して納める税であつて前者に比して一段の進歩ありと云はねばなりません。而も國民自ら進んで納税の義務を認むるに至つては人文進歩の最高を示すものと云ふべく其の利益を受けると否かを問はず又其の利益を受くるや否やを豫知し得ざるに拘らず國民擧つて其の財産の一部をさきて犠牲に供するは之實に私共の理想とする『喜んで納税する』と云ふに當るのであつて道義上知識上大に進歩せる國民にして初めて此域に達するものといふべきであります。

扱てそれではその國費を各人がどう云ふ鹽梅で負担するか、之は租税賦課の公平の問題であります。租税の賦課に就ては公平と云ふことは何よりも第一に必要なことであります。税務行政の生命であります。私共は此の公平の爲めには職を賭してもあく迄其の最正を期し度

いと存じて居るのであります。夫では租税の公平とはどう云ふことか、今茲に卑近な例を以つて此の關係を御諒解願ひ度いと思ふのであります。畢竟するに各人が其の負担の能力に應じて應分に國家に奉仕する意味であります。私共の社會は單に租税と云はず廣く各人の此の力に應じたることを爲すと云ふことによつて初めて圓滿に進歩向上發展するのであります。今假に數人のものが難船して萬里の孤島に流されたと想像致します。此の場合には彼等達は銘々力に應じ力の限り働かねばならないのであつて即ち筋骨の逞ましきものは地を掘り起して耕すであらうし、手先の器用なる人は毛皮をたちて衣服を作るであらう。又土木の知識のある人は家を建てることに熱中するであらう、而も此の共同事業をして著しく進捗せしめんとするには互に争ふことを止めて各々力に應じて努力せねばならぬ、然るに此の時に當つて利己的のものがあつて自分獨り樂な目をして働かなかつたり或ひは働いた結果を利すると云ふ風があつたならば茲に此の社會に暗い蔭がさし災害が宿り此の社會は忽にして其の進歩が止まるのであります。國に於ては此の關係は誠に複雑であります。亦同様であり、租税に就ても亦同趣旨であります。各人が其の力に應じて租税を負担するのは租税公平の原則であ

つて納税をする力を有するものが納税せず或は大なる納税力を有するに拘らず少しを納税することは實に許すべからざることなのであります。灰吹と金持とはたまる程汚くなると云ふ話はあるけれども哀れなる其の日暮しのものゝ一圓の價值と大富豪の一圓とは同じ一圓でも其の大切さに於て著しい相違があります、之れ現行の我が所得税に於て累進税率を採用し大所得者に對する税率は重く小所得者に對する税率の軽い所以であります、かくして各人相當に其の力に應じた納税をなすので、初めて公平の原則にかなふ所以であります。

第二に稅務執行改善の方面に就て簡單に述べたいと思ひます。此の點一面私共稅務に當る者の自ら内心に省みるべき内省の問題であります。此の稅務の取扱上納稅者の方が悪い感情を起される點は或は租稅の強制徵收の觀念から或は從來からの納稅と云ふ事に附き纏つて來た苛斂誅求と云つた様な思想から、或は事務の官僚的な云ふ様な點から或は更に私共の取扱のいたらぬ點から起るのではいかと思ひます。強制徵收の點は國の財政の安固の爲め止むを得ぬ所でありますが之れは納稅思想の發達した納得して納める稅であり更に進んで喜んで納める稅金になつたなれば自然に消滅すべきものであります。苛斂誅求と云ふ言葉からは私

共はすぐに佐倉宗五郎などのことを聯想致します。實際納稅者の方に於て此の事柄を思ひ起されると見へまして納稅の不明に就て申し出らるゝ際に私共は折々之に關係した様な言葉を聞くのであります、而し現在の立憲國に於ては昔の様な亂暴なことはあり得べからざることであり、個人の不服は之を審くべき適當な途も開かれてあるのであります。たゞ此點につき一言述べて置き度いのは現在の租稅制度は單に財政上の見地からのみ出發して居ないのであります。即ち或る時代では租稅は負担の苦痛の感じのない様に多くとるのを最も策の得たものとされたのであります、聲さへ立てねばいくらでも其處からとつてよいと云ふ主義です、弱いものこそたまつたものではありませぬ。

然し現在に於ては租稅は社會的即ち社會政策を加味した立場から經濟的即ち產業政策を加味した立場から財政的即ち收入を上げる意味の立場から租稅制度は編まれて居るのであります、此の度の政府の稅制整理案に於ても全く此の趣旨によるものであります、即ち地租に免稅點を設け、所得稅、營業稅、相續稅の免稅點を引上げ、綿織物消費稅、醬油稅、賣藥印紙稅、通行稅を廢止せんとするは社會的の意味を有して居ます、營業稅の標準を營業收益に求め、地租の課稅標

準を賃貸價格によらんとし又法人の留保所得に對する累進税を廢止せんとするは經濟的の意味を有て居ます、其の他の新税増税は一方租税の体系を整ふ事と共に他方廢減税の補填に充つる爲であつて、財政的の意味を有するものであります。かくの如く單に財政上の收入を上げるのみを以つて目的として居ないのであります。右の中でも例へば通行税の如き私共は毎日朝晩電車に乗るのであります。此の税金の苦痛は余り感じないのであります、又醬油税についても私共の苦痛の感少いのみならず醬油醸造の當業者さへこの廢税について反つて賛成して居ないと云ふ様な妙な現象を呈して居るのであります。が政府案によれば之を廢止し様として居ります、之れは今申上げた様に社會的の見地からであります。

所が其の一面に於て我國の現行の租税に於て其の負担の苦痛が直接納税者にこたへる一般所得税を其の中樞として居るのであつて之れに依れば營業所得でも田畑所得でも配當所得でも俸給賞與の所得でも殆んど總ての財源より生ずる所得を同一人に綜合して相當強い累進税率をかけて居るのであります、現在の租税制度の趨勢は比較的負担の苦痛を感ずることの少い各人の消費物に對する間接税が次第に軽く見られて此の所得税を大宗とする直接税が一層

重く見られて來たのであります、而して之れか各人の能力に應じて國費を負担する原則に最も適應して居るのであります、従つて私共税務に與るものと納税者の方との間に色々の交渉が起るのは或點に於ては止むを得ないことであります。フランスの文豪ドウデの短篇小説に「金腦の人の傳説」と云ふのが有るそうです、頭の中に金塊が一杯つまつて居る人のことを書いて居るのであります、彼は自分の爲めや又愛人の爲めに少しづつ頭から金塊を取り出して使つて居たがあんまり愛人の追求が烈しいので金塊を出し盡し頭が空虚になると同時に斃れたと云ふことであります。

此の話は私は只今我文壇での第一人者である菊地寛氏が「我々作家はこの金塊の人の様なものである、大資産家の人と同じ様に税務官から追求されてたまるものか」と不平を記されたのを見て知つたのであります。が愛人でない私共税務官吏は納税者の方が皆打出の小槌を持つてお出になることを想像しないのは勿論であります、而も私共も又一面俸給所得を唯一の財源とする一納税者であります。苛斂誅求の聲の如きは過去の聲としてのみ見たいと思ひます、納税する氣で課税せよ——之れは私共古屋税務監督局に於ける執務上の第一の標語で

あります。

事務の官僚的など云ふ批難其の他私共の取扱上のいたらぬ點からの批難は私共日夜之について心を傷め居る譯であります。税務の民衆化此の方面に今や私共は全力を注いで居る次第でありまして之によつて前記の批難の幾分でも償ひ得ることと信じて居るのであります。國税相談所の制度の如きは此の税務民衆化の一つの表現であります、この頃税務署の前を通られた方は門の傍に次の看板の新しくかゝつて居るのを御覧になるでありませんか、それには、税金の事で手續のわからぬ方、疑問のある方、不服のある方、其の他何でもさぐり度いことのある方、御遠慮なく御出下さい無料でお相談に應じます。國税相談所 電話代表南五〇番と書かれてあります。

實際現在の租税の制度に所得税單一論の様な純理論では行かないのであつて可成り複雑に出来て居ます。此の點について疑を生じたり手續のわからぬ方も少くないと思ひます。又前に申上げました様に所得税營業税や相續税等の決定については不服のある方は少くないと思ひます。國税相談所に於ては税務署の立場をはなれて諸君の立場になつて親切に御相談に應

じるつもりであります。

私共の最小の願として少なくとも高朗なる精神を有する納税者の方に對しては嫌な感じを持たせ度くないと考へます。

以上述べたる所は要するに納税者の思想が納税について納得して納める心組であり更に進んでよく理解して喜んで納めるの域に達し一方、税務執行者の立場に於ては納税者の立場に身を置いて納税する氣で賦課をなし納税者の味方としての相談相手として疑問や不平に處するなれば茲に初めて税務の理想境が現はれるに違ひないと思ふのであります。

税 の 話

最近津市の或る會社が銀行から百五十萬圓を借りる爲めに會社重役が保證の一札を銀行に入れて居たのでした、然るに此の證書は印紙税法第二條により最高税額百圓の印紙を貼るべきものであつたが三錢しか貼つて居ませんでした、之が爲め一、九九九圓四〇の罰金をとられました、若し十人の連帯保證であつたなれば各人から一、九九九圓四〇即ち九十九圓九十七錢の税金の不足の爲めに一萬九千九百九十四圓の罰金をとられることとなるのです。

税法を知るさ云ふことと税法を嚴守することは大きな結果を來します。次に話される方は所得税、

収益税につき此の様な直接諸君の爲めになる具體的のお話があります、私は極く抽象的な税の御話をするのでありますが、暫く御静聽いたゞき度い。

私共が屋内に入つて壁のボタンを押すとカスイッチをひねるとカ僅かの手數で頭上の電燈は耀かしく照すのである然し此の照明は私共自身で作つたものではなく、電燈を照す爲めには我々の見も知らぬ多くの人々が發電所で働いて電流を供給して呉れるのである、それは水力によるものなれば人里離れた山間の水流を我々の見も知らぬ多くの人々の働に依つて大仕掛けにせかれて出來たものである、火力發電の場合であれば石炭が必要であり茲でも又我々の見も知らぬ人々が地下幾百千尺の下に之れが採掘に従事して居るのである。

電燈のないランプを用ひてゐる片田舎に住んでゐる人々に就ても事柄は同じである、火を點すマッチは遠く離れた町で製造せられ石油も又遠くはなれた油田から採取せられランプ其のものすら之を使ふ人に知らぬ職工達に依つて作られるのである、我々は之等のこと柄に就て殆んど考を廻らすことはないのであるが日常最も普通の場所に於て又毎日の行動にして他の人々の助力によらないで我々がなすものは殆んどないと云つてよい位である。

か様に我々は他の人々並に其の人々の勞力による生産物に負ふ所頗る多きが故に又各人が

他人の幸福を實現するが爲めに負ふ責任は頗る重大なりと云はねばならぬ、今假に之等に對する人々が全世界に亘つてストライキをしたと想像するがよい……即ち人々が全然共同動作をしないと云ふ立場になつたなれば古い昔に立ち歸つて石を打ち合せて火を起さなければならぬ状態になるではないか。

さて我々が此の共同生活をなす場合に於て一人の人が自己の職責を盡さぬことは多くの他の人々に影響を及ぼすことになるのである一人の郵便配達夫が病氣になつたらどうであらうか又一人の機關手が其の職責を盡さなかつたらどうであらうか醫者が病家を見舞つて呉れなかつたらどうであらうか又米屋が米を賣つて呉れなかつたらどうであらうか。

共同と云ふ事柄には又利己的の方面もないではない即ち我々が他人の爲めに爲すこと多ければ他人も亦我々の爲めに喜んで爲すであらう。加之他の人々と共に我々が居ると云ふことは我々の生活を一層愉快に氣持よくするのである、短い期間であるなれば我々は原始人の如く山中の森の奥深くに住むことを愉快にするかも知れない、然し若し數月なり數年なりの間あらゆる人々との交際をたゞれ之等の人々の顔を見ることさへ禁せられたら恐らくまこと

に苦痛な而もみぢめな生活を經驗せねばならぬ、その昔かの俊寛僧都が薩摩瀉の沖遙かなる鬼界ヶ島で悶えに悶えた有様を心に書いて見ても想像に余りあることと思ふ。われ／＼は多くの人々と共同生活をするによつていろ／＼の利益や愉快を得るのであり、又社會其のものゝ複雑になるに従つて社會の設備も種々完備するのである。ワラビを食して隱遁を欲するものは今の世の中には稀である。否今や我々は一人孤獨で此の世の中に生存することが出来ないのである。

昔ギリシヤの學者アリストテレスは「人は國家的の動物である」と云つた國家をなさざる人類あればそれは人類でなくして神であるか野獸であると云つた、蓋し其の意味は多數の人々が集つたならば共同生活を營み社會をなして彼我相補ひて生活する性質を有することを言ひ表したのである、人間には教へられず又習はずして生れながらに持つてゐる色々の本能があるがこの事柄も亦人の本能の重要なものゝ一つであつて社會的本能と云ふことが出来るものである、故に人類の集る所必ず社會がある、例へば家族とか民族とか部落とか府縣とか之れみな人の社會的本能に基く表はれである、而して國家は現在の時代に於て最も進んだ最

も完全なその表はれであり、我々の生存は現在に於ては此の國をはなれてはあり得ないと云ひ得るのである。而も我々の國は日本民族を中心とし二千五百年を経過した古い歴史のある國である、萬世一系の主權者をいたたく光榮ある國であるお互は國を守り國を榮えしめ度いと云ふことについては敢て他の如何なる國の人々にも劣らぬであらう。

扱國家をなすのは人の社會的本能に基くのであるがまた國家をなすに至るのは國家としての色々の活動があるからである。我々が外國から壓迫せられ征服せられないために強力なる陸海軍を有してゐる、生命財産を安固にし枕を高くして眠り得る爲めに組織的な警察が設けられてゐる、又人々の秩序と公正とを計る爲めに裁判所がある、之等は國家の政治的活動の方面である、又産業の奨励をなし生産作用の適當な諸條件の向上發展を期し港灣河川道路等を修築し郵便電信電話鐵道等の事業を行ひ貨幣制度の基を定むる等之れ皆國民をして繁榮ならしめん爲めにして國家の經濟的活動である、更に諸種の數多の學校を設けて智識の普及を計り又社會政策とか社會改良の施設をなし、飢えたるもの、職を失へるものなからしむる爲めに努力をなして居るのである。之れ國家の文化的活動である。

國家はか様な仕事をするのである、此の國の働がうまく行けばお互が愈々幸福になり國は益々榮えるのである、而も社會が進歩するに従ひ國家のなすべき之等の仕事は益々數量に於て増大するものである、然しここで我々は考へねばならぬ、國家が之等の政治的、經濟的、文化的の活動を行ふについてはどうしても多くの經費が必要となるのである、扱このお金は何處から生れて來るか。

國が其の經費を得るについて色々な方法がある、先づ國有の財産からの収入がある、之は古い昔の時代には此の方法によつて重なる収入を得て居たことがあるのであるが現在の如く十何億と云ふ豫算の編成をしなければならぬ時代には云ふに足らないものである。

次に國家は公債によつて貨幣を得ることが出来る。かの世界大戰中に於ては交戦諸國は主として此の方法によつて収入を得たのである、併し乍ら借金は決して經費問題の最終の解釋を與へるものではない、この借金は何時か返さなければならぬのであつてお互が返さなければお互の子や孫の時代になつて返さなければならぬのである。

交戦諸國は今や戦時中の莫大なる公債に災せられて居るのである。例へば英國に於ては戦前の總經費の二倍に相當する額を公債の利子として支拂はなければならぬのである、第三には國の商業的又は工業的事業よりの収入であつて國有鐵道とか郵便事業とかからの収入である。

然し國家が經費の収入を得る方法としては何と云つても國民の囊中より出す税金からである、我國の租税による収入は現在八億圓を超過して居るのである、我々の社會的本能によつて國家あり然して國家の之等の活動について經費あり、私共は我々の幸福を願ふ限り國家の繁榮を希ふ限り茲に税金とははなれがたき因縁あるのである。

若し諸君が税金に就いて少しく注意ぶかくあるなれば朝から晩迄税金が我々につきまどつてゐることを發見するであらう。

朝起きて着物を着ると其の着物には織物消費税がかよつて居ます、店で商賣すれば營業税がとられ田畑を持つと地租がかかります、若し徹底的に税金が嫌だと云ふ人があつたなれば日常の生活は愉快には暮らせる譯がない筈である。晩酌一合の酒には四錢の税金がかより白糖を一斤買へば九錢の税金がかかる又汗水出して儲けた所得にも所得税がかかる、さて此

の税金のある、世の中を逃れて彼の世に旅立つても残つた財産は相続税から免れることが出来ない。か様に租税は私共の經濟生活とは深い關係にあるのである、而してかく數ある税金の中で私共が稅務署に居つてきく税金の不平の聲は高い酒や砂糖の税金についてではないのである、それはどうゆふ譯であるか。

租税はその賦課徴收の技術の上から直接税と間接税とに別つことが出来る、間接税と云ふのは一般消費物が消費者の手に入らない前に税をかけるものを云ふのである。

例へば前に掲げた酒にしろ砂糖、織物にしろ又今年から新たに税金のかよつた清涼飲料にしろ諸君が之は購入して消費せらるゝ前に既に醸造家や織物の引取人等が税金を納めて居るのである。然し其の税金は應て酒代となり衣装代となつて本當に飲んだり又は着たりする人が支拂ふことになるのである、即ち間接の負擔となるのを原則とするのである。

直接税は財産を有するもの所得を有する者等の税金を負擔する力ある本人を目がけてかける税である、田畑や宅地等の土地財産に對してかける地租、物品販賣等や銀行等や製造家等の營業をなす人々の營業の収益にかける營業收益税、公債社債、銀行預金の利子等にかゝる

資本利子税それに一般所得にかける所得税等は直接税である。

扱酒とか砂糖とかは以上述るが如く間接税であつて我々が之を買ふ時には既に税金がついてゐるのである、之を買ふのは我々の都合のよい時にすればよいのであつて嫌で買はなければ税金はかゝらないのである。況してや面倒な稅務署との交渉がないのである、然るに直接税特に營業税や所得税になつてはそうは行かない金がなくとも納期が來れば何を置いても先づ第一に税金を納めなければならぬ。

正直に營業税や所得税の申告をする人が少いために現在では帳面の調査や一家の内向のこゝまで調べられることもある、之は誠に苦痛であると思ふ、然し稅務署の内部へ入つて其の内容を見るなれば思ひ半に過ぎるのであつて所得税や營業税の最初の申告のまゝが採用せられる例は頗る稀なのであります。實際一般からは表面上極めて尊敬すべき紳士として見られて居られて居る人が往々莫大なる脱税を敢てして居るのを發見することは珍しくはないのである。

國家に對し經費を要する産業の發達に關する施設を要求し或は社會的施設の急務を絶叫す

る人々にして次の瞬間に於て如何にとて自分が脱税すべきかに就て考を廻らすと云ふものゝ如きは何と批評してよいのであらうか、斯様な事實を考へずして徒に税務官吏を鬼の様に考へて居るものゝあるは誠に嘆はしいことである、税金のことについては平氣で嘘をつくものがある、甚しきに至つては自分が税務署をごま化して來たことを得々として隣人に誇るものがあるのである、こんな考で國が盛んになり人々が愈々幸福になることを希ふのはとんだ間違ひである。

勿論租税は國の必要な活動をなす爲めに要する經費であつて國民より強制的に徴收する所のものである。納税者の個々の納入に對しては直接の報酬を與へないのである、如何に多額の税を納めても國からは御禮の一言も與へて呉れないのである。

従つてほんとに自覺した人々に非ざれば文句の一つも出るのは無理からぬとは思はれるのである、然し何故に納税せねばならぬかについて理解があつたならば間接税について不平の少い以上に直接税について進んで納める態度に出づるのは本當ではなからうか。

納税道德の向上之は多くの人々によつて叫ばれ又今尙叫ばれつゝある問題である、然しこ

れは要するに國民道德心自覺心にまたねばならぬ、國家の經費は避くべからざるものであり而して此の經費を償ふ道が主として國民の囊中よりせねばならぬ事實よりは一人の脱税は其の隣人の重税を意味するのである、自分の脱税を誇ることはとりも直さず相手方の負擔に於てぶあることを知らねばならぬ、此の問題は正直な納税者にとつては誠に重大な事件である。脱税者の免れたる一錢と雖も善良なる納税者の負擔を過重せず置かないのである。されば免れて恥なきの徒は實に我々共同生存の道德の根底よりの破壊者なりと云はねばならぬ。

脱税の問題は而し敢て日本に限つた譯ではない、其の國情を我國と趣を同くする伊太利等に於ても大になやまさされて居る様である。

英國に於てさへ戦後の重税の結果は英國人の自尊心を混亂せしめて脱税問題は往々新聞紙に見受けらるゝ様になつたのである、然し何と云つても納税と云ふことについて長い間苦勞した國民だけあつて戦前に於ては英國には脱税と云ふ言葉がなかつた位であり學者が口を揃えて納税思想の高尚なことを賞めそやしたのは當然である。

英國の大藏省の歳入科目にはコンシアスマネーと云ふ目があるのは有名なことであつて之

は自分が税金を納め足らなかつたと云ふことを発見した場合に其の税金相當額を國庫に送り届ける善良な慣習がある（良心税）之に似た事柄は我國でも岐阜縣大垣稅務署に前後二回に亘り十圓と二十圓と送つて來て昔の脱税の埋め合せにして呉れと云つて來た例もあつた。

兎に角國民の幸福の爲めに國が盛んになる爲めには税金の支拂は必要であり一人の脱税は他人の迷惑になることを自覺したなれば少くとも茲にお互に正直に税を申告し進んで税を納める様にするべきものである。

或は現在苦情のある所得税や營業税の代りに酒税や砂糖消費税の様な間接税を増したらいいだろうと云ふ議論が起るかも知れない。

而し間接税はその日暮しの貧しい人達に迄及ぶのである、現在に於て如何なる人と雖も織物や砂糖を消費しないものがないのである。而して若し間接税から多くの収入を擧んとせば勢ひ生活の必需品に迄及ぶのであつて従つて過度に重課せられることになれば貧しき負擔の能力の少い者が國家の負擔を主として負ふと云ふことになるからである。

其の結果は現在に於てさへ十分に低い生活程度を更に低下し其の生産能力を削減すること

となり、或は雇主に對して一層高い賃金要求の形式と變じ或は公共團體をして彼等を救済するの止むなきに到るかも知れないのである。

然し之が爲め全然間接税を抛棄すべきではない、我々が共同して國家を構成する以上貧しき者と雖 possible の程度に於て負擔をなすべきにて實際上に於ても財政上の見地よりして見逃す譯には行かない結局直接税と間接税とを巧に配合して一國の租稅制度を樹立すべきである。

直接税の大なる發達を遂げない以前は其の國の収入の大部分は之等物品に對する税によつて擧げられて居たこともある。而し今では主として間接税によると云ふ考へは全く棄てられて負擔する力ある人に其の分相當の税金を納めしむべしと云ふ事になつたのである、而し所得税にしる營業税にしる稅務署としては人の腹の中をにらんで課税するのである。茲に多少のトラブルの起るは當然である、之が爲めには法律にも之を豫想して相當之を救済する途が開からて居るのである。審査請求とか訴願訴訟の方法は之である、而し私共は之に處するに可成親切丁寧の態度に出で争を未然に防ぐ様に努力すべきは勿論でありますが又正直なる者を苦しめ不正直な者をして免れしむる結果に陥らしむる様のがあつてはならない。

之れ私共は多少の不平や苦情があつても敢て所信を斷行する場合がある所以である。

而し取扱の親切丁寧と云ふ事に就いては最近此點に於て稅務界の内部よりして一の自覺が現れたことは私の最も悦ばしい現象として見てゐるのであります。それは時代の流行語で云ふなれば稅務の民衆化の主張であります。之を平明簡單の言葉で云ふなれば納稅者に親切にと云ふことであります、私共稅務監督局に於て又稅務署に於て最も高調する所のものは此親切と云ふ點であります、かく申しますれば或は從來の取扱は如何にも亂暴であつたかのやうにも聞えるのであります、然し之を一層具体的に云ふなれば從來の稅務にたづさはる人々の頭が公平と云ふ點に固着していたと云ふ嫌ないでもありません。

それは公平さへ保てば我々の職責が完全に盡されたと云ふ思が深かつたからと思ひます。私共稅務につとめる者にとつては公平と云ふことは稅務の根本方針であり生命であります、何人が大藏大臣になり、何人が監督局長になり、何人が稅務署長になつても終始一貫一定不變の原則であります。此の公平に力が入り過ぎて周圍が變つて來て居るのに氣がつかかなかつたのかも知れませぬ。私共は國の一機關として國の爲め國民の爲めに働いて居るのであります。

其の之れが運用に當つては柔い温い親切と云ふ衣服を着なければなりません。而し此の親切であること云ふことは決して税金を安くすると云ふのではありませぬ、解りにくい税法はよく解る様に、知らないで税法の犯則を犯して罰金のとられぬ様に、氣持よく税金が納まる様に不平や苦情に對しては丁寧に其の事情は説明する様に、私共の人手は其の仕事の分量に比べて誠に少いのであるが、出来るだけ行き届いたやり方を仕度いと云ふのである。此の意味に於ける稅務行政に對する私共の標語は「公平に親切に」と云ふ言葉につきるのである。

其の公平と云ふのはどう云ふことを意味して居るのか、私共は何人に對して同じ様に嚴正に法を適用して人により處により法を異にするが如きことがあつてはならない。常に公平の態度に出づべきは勿論である然し我々は租稅の上に於ける公平、即ち租稅負擔の分配上の公平についても深く考へなければならぬのである。古い時代に於ては社會の各員に對して其の頭割に應じ平等な税金を課する事を以つて之を公平としたことがあつた。而し現代の如き重稅であり且つ個人的富の不平等なる國に於てはかゝる人頭稅は眞の負擔の平等を去ること甚だ遠しと云ふべきである。

富者は其の所得の僅少なる割合を支拂ふに過ぎないのに反し貧者は實際上之が爲め何ものをも残さないと云ふ事になり反つて國に依り養はなければならぬと云ふ事になる。

斯の如きは明に不當の事である、所得又は財産の増加に伴ふて比例的に租税を増加するのは公平であると云ふ考も 時は人氣があつたのである。然し今では負擔の能力に應じて之を個人間に分配されることが最も公平であり正義の觀念に適ふものであるとされたのである。即ち之が爲めには租税の免税點が定められ老幼扶養の控除が認められ税率に於ては累進税率の適用即ち所得の増大に従つてより以上負擔をなさしむと云ふ考が公平の觀念に合致するものとされたのである。或は古い時代の頭を以つてすれば現在の税率の急激なる階級は富める者よりの財産の奪取であるとの感を抱かしめるかも知れない。然し小なる所得は必要生活費以外には殆んど限られたる剰余しかない。而も之に對して迄強く課税すると云ふ事は常に不幸なる結果を齎らす事實に鑑みて近世財政の理論と一般社會の輿論は遂に茲に到らしめたのである。要するに納税者各人の負擔能力に應じて課税をして誤らず貧しき時に對して徒らに苦しみの聲を發せしめない様にすべきである。此の意味に於て租税には社會政策の意味が十

分含まれて居るのである、公平の意義は此様に重大な意味は含まれて居るのである、現行の租税法は實に此の趣旨に於て制定せられて居るのであり私共の此の精神に添ふべく執行しなければならぬのである。此の意味に於て現行の租税制度について特に改正せられた新税法について其の概要を一瞥して見たいと思ふ。

世界戦争によつて我國に幸にして大なる負擔を負はざりしとは云へ間接の影響によつて經費の膨脹を來し震災の大事變は財政に影響すること決して尠くはなかつたのである。之にも拘らず當時の藏相は一大決心を以つて税制整理の難局に猛進したのである。其の勇氣と其の所信の確固たる所に依つて世は擧げて之に傾倒し輿論は爲めに之にひきいらるゝの状態であつたのである。有名なる英國の財政家ピットやピールやグラッドストーンの名聲は今尙財政史上に光輝ある名を留めて居るのであるが、其の然る所以は之等大政治家は其の政治上の力と勇氣と内省とに改革的熱情を之に連鎖せしめ暗を恐るゝ小兒の憶病者の其場主義の政治家たることを得ずして根本的組織的の改革案を提出したからである。

私は此の度の我國の税制整理は之等と同じ様な根本的變更を來すものなりや否やを知らな

いのであるが少くとも従來の如き財政の必要に迫られた姑息的の税法の改正に非ずして租税制度の殆んど全般に亘る大規模なることを認めねばならぬ。

我國の租税制度について一般的整理の必要を感じてゐたことは既に多年の問題であつた、濱口藏相が「既往の内閣中是が解決のために相當努力したのもありは致しましたけれど今日に至る迄未だ完成するに至らなかつたのであります」と議會の説明に當つて述べてゐまするが之れは其の事實を示すと共に又此の一大事業に對し乃公出ですんばの感慨を忍ばれるのである。

租税制度はその實施上その國情並に經濟狀況に適合せなければならぬことは勿論であります。而し乍ら我國の租税制度をみるに明治の初年地租の改正を初め各種租税の改廢を行ひてより以來必要に應じて時々改正を加へしものにて就中日清日露の兩役を経て或は戦費を支辦するため或は戦後の經營に充つるため各種租税の創設又は増徴せられたるものにしてその間歳入を擧ぐるに急にして必ずしも理論の要求を一貫したるものではなく又時代の推移に従つて今日必ずしも適當なりと認められざるものもあるに至つたのである。その結果各税の間、

聯絡統一を欠く所となり現下我國の社會上經濟上の見地よりして適切なる租税制度と認められぬこととなり遂に今日の新租税制度が現はるゝに至つたのであります。而して今回の税制整理の根本的方針としては直接國税に關しては大體従來の制度を是認し所得税を中心として地租、營業税に改善を加へ相續税を増率し新に資本利子税を創設して之が補完たらしめ間接國税については課税種目を整理して一方生活必需品に對する課税を廢止し之に代ふるに嗜好品、奢侈品に對して課税することとして租税の体系を整へんとしたのである。

直接税に就ては其の中心は何と云つても所得税である我國に於ては從來永く地租は其の根幹をなした狀況であつたが、今や租税收入八億萬圓中約二億萬圓が本税を以て占められて居るのである、租税の分配をして最も公平ならしめんには各人をして其の能力に應じて負擔せしむることである、然して財産及勞務より生ずる總收入より之を得るに要した必要の經費を控除した殘餘の總所得に對する課税こそ眞の負擔主義に適合したものと云はねばならぬ。免稅點を設けて千二百圓以下を免稅したのは現在我國狀よりして之れ以下の所得者には本税負擔の餘力なしと見たのであり、又扶養を要する家族あるものに對しては一人に付百圓の控除

を行ひて其の負擔を斟酌し尙百分の〇、八より百分の三十六に至る累進稅率を適用して小所得者より大所得者に至る處分の負擔をなましむる等此の一般所得稅によつて初めて達せらる所である。

地租營業收益稅並に資本利子稅は所得稅を補充して其の負擔の公平をはかる補完稅である或は之等の收益に課稅を受け更に所得稅によつて課稅を受けるは二重の稅金であると思ふ人があるかも知れぬ。然し之は既に初めから法律の豫想した所である、土地より生ずる地代營業より生ずる收益並に公債社債の所有より生ずる利子等は財産あつて生ずるものであつて其の人なければ忽にして所得なりと云ふ腕一本を頼みの綱とする俸給所得者等と比較して重く課稅せらる譯である。

地租については今回の租稅整理によつて改正を加へられたのは地價二百圓未満の自作田畑に限り免稅せられたに過ぎないのであるが、現行の地租は其の課稅標準を地價にとる爲め頗る實狀に適せず此のまま放任することを許さざる程度に不公平になつてゐるのである。而して之が矯正は賃貸價格制に改正するより外途がない。之れ土地賃貸價格調査に關する法律が

出た譯であつて本年より調査に着手し明年の暮迄約二ケ年間に完成し地租法の改正を議會に提出する筈になつて居るのであつて、今や稅務署は署員總動員の狀態で之に従事してゐるのである。

固より本調査は全然増稅を目的とするのに非ずして課稅の公平を圖るが趣旨である。而も此の事業たるや頗る重大且困難なるものにして從來幾度か朝野に唱へられて實行難の爲めに手のつかなかつたものである之れが完成に就ては一般の好意と協力を得ることが私共の最も希ふ所であり、民衆的稅務の立場に立つて諸君か稅務署の調査に對し何分の助力を與へられんことを希望して止まない所であります。

營業稅の廢止營業收益稅の改正は今回の稅制整理の主要部となして居るものである。從來營業稅は收益稅でありながら收益の有無増減を問はず單に外形的標準によつて課稅して居たのである。然して茲に新しき裝をなした營業稅が生れたのであつて純益を課稅標準とする公平なる特別所得稅となつたのである、若し舊來の營業稅を惡稅なりとして叫んだ人ありとせば今や本稅は誠に至當なる改正なりと歡迎せねばならぬ。而し實際問題としては矢張り困難

は依然少くはないと思はれるのであるが、茲に本税改正を一轉機として稅務署側としても納稅者としてもお互に之が運用を圓滑にやつて行き度いと思ふ。

新設せられた資本利子税は公債、社債、産業債券、銀行預金、貸付、信託等の利子に對する課税であつて之等の利子所得の負擔力が強いと云ふことは地租及營業收益税と同じいのであり、又之れが權衡上新設せられたのであります。

相續税は死亡の際に残された相續財産に對する租税であり悲哀に満ちて居る際の課税である、而し學者の説に依れば現在文明國と稱せらる國は悉く相續税を採用して居るのであり、其の高い累進税率を採用し歳入の主要な財源を形成する程度に達して居る程民主主義の發達した國の證據だそうです、此の説から云へばデモクラシーの近世の發達は直接に相續税の成長に影響したと云ふことになる。之を我國の最近の状態に考へて見るに國民の思潮の流れの激しきは驚くべきものがある社會政策と云ふ言葉が政府委員から議會で低聲に説明せらるゝ様になつたのはつい近頃の様に見えるのであるが最も重要な政綱の一つとなつた。

かくて我國古來の美風たる家族制度と衝突するとの理由を以つて容易に手がつかず三十八年本税制定以來一度は反つて其の税率を下げられた位であるが、今回増税に依つて浮ひ出たのである。但し免税點は我國の現在の狀況に應じ引上げられて家督相續では五千圓遺產相續では千圓以下は免税せられることとなつた。尙將來本税は増税せらる可能性があるのであらう富みたる人々にとつては七年以内の年賦延納の制度があるけれども巨額に上る重荷である納稅保證の爲めに年々の保險によつて本税支拂に對して準備する様な心掛があつてもよいのである。

私は次に間接國税について述べ度いと思ふ。今回の議會に於ても可成り強い議論が闘はされたが將來租税について社會政策的意義が高調せらるゝ程度が強くなればなる程此の間接税に對する議論が強くなるのであらう。學者の議論として理想的租税制度を説かしむるならば或は今回の税制整理に對して可なり異論を挾むであらう。殊に社會政策的立場にある學者ならば或はたゞ純所得、純資産を對象とする租税制度のみを唯一の者となし間接税その者についてさへ異論を爲す者もあらう、現在一般的に是認せられて居る（課税技術を別として）奢侈税についてもケチがつくのであらう。

奢侈税は奢侈を享有すること能はざる人々には大に歓迎さるゝものである、併し文明は進歩の希望を有するものである限り若し人生より贅澤品を剪断するなれば吾人は再び野蠻に復らねはたらぬことになるのではないか、然るに富の増殖に従つて今日の奢侈は普通一般の程度のもとなり遂に習慣的必要品となるのである。例へば自動車を所有する人は日本では極めて少いが今やアメリカのオハイオ州やアイオワ州では人口の數だけあつて敢て贅澤品と稱するものでない。而もそれらの地方に於ても或る時代には襦衣や靴が奢侈品なりと看做されたことがある、瓦斯を非難し電話を玩具視し、浴槽にまで税金を課した時代もあつたのである。一面奢侈品税の矛盾はその物件が例へば我國の自動車の如くその所有者數の少い時代には歳入上に租税としての價値は頗る少ないものである。之に反し例へばアイスクリームの需要の如く萬人向きになるときは之が課税の容認は困難なるのである。この點は今回の議會に於て酒造税の増率、清涼飲料税の新設は社會政策に合致するや否大いに論せられた所である。今日の租税理論として一般的に云ふなれば間接國税の漸減と云ふ事は定説であらう。従つて税制の理想よりせば之等に關し論すべき餘地は少くはないのである。

併し吾々は一面我國の經濟状態と今回の税制整理は歳入に著しき増減無からしむる範圍に於てなされたことを考慮に入れなければならぬ、従つて吾々は從來の税制と比べることに於て満足せなければならぬ。今回の議會に於ては政府が政友本黨と協調を保持する上に於て或は通行税の廢止或は賣藥税の廢止を中止すべしとの議論も出たのである、併し社會政策の實行は現内閣の一大政綱であつた。或議員は藏相が或演説に於て社會政策なる語を二十五回使つたと計算したのであつた。通行税や賣藥税の存置に就て相當の支持者があり殊に醬油税の如きは營業者に於ては廢止反對の聲さへ聞へたのである際にこれ等の誘惑に陥らず飽くまで原案を支持したことは洵にその説に忠實なる所以と云はねばならぬ。一般に租税制度全體として議論するなれば尙議論の餘地もあらう。しかし既往の間接税との對照に於ては私共は多くの議論なしに大に改善されたことを謳歌するのである。

生活必需品に對する課税を避けて嗜好品又は奢侈品に重課したこと即ち醬油税、綿織物消費税、賣藥税を廢止して酒税及骨牌税の増率、清涼飲料税の新設されたことは課税種目の撰擇に於て誤らざるものと云はねばならぬ。ただ賣藥税の如きは貧民税なりとまで稱せられな

がら現在に至るまで存続せし所以のものは從來藥九層倍なる諺が一面の眞理を有せしためにして幸に廢税に關係ある當業者が今や卒先醬油の値下、廢税後第一の綿織物値下賣出し或は賣藥の内容改善定價の引下等の叫が擧げられて居るが之等の言明をして相當意義あるものたらしめることは最も望ましい。

以上述べたる如く我租税制度は次第によりよき過程に進みつゝあるのである、我々は此の税法の施行に於て更に考慮を費して運用の完全を期せなければならぬ「納税する氣で課税せよ」之は私共の執務上の標語であります、我々も亦時々顧みて納税者の立場に於て反省するのでありませう、而して此の心持を以て納税者諸君と相見ゆるのであらう「公平に親切に」私共は又此の言葉を更に更に更に朗に高調するでありましょう。

一方又世の中の思潮は刻一刻と向上しつゝある。お互の幸福を計らんと考へられる人々、國の繁榮を誇らんとする人々は自己の負擔すべき所を他人に押しつけんと云ふ様な卑むべき利己心を棄てて國家の經費を其の力に應じ進んで應せられんことを望んで止まないのであります。翻つて又更に此の際私は國家の使用する經費の方面にも一層の活眼を開くことは國民

の務であり權利であると思ひます。一の財産家が盜賊に對して自己の安全を計る様に一國も亦攻撃に對して自己の安全を計らなければならないのは勿論である、而して若し財産家が盜賊に對する保證に其の財産の半分を費したなれば彼は資本の缺乏の爲めに全く活動が出来ぬ事になるであらう。私共は税の徴收者である。然しもし此の諸君より集められるものは不生産的の方面に餘りに過分に費さるゝ様な事があるなれば國家本來の活動は完きを得ず又期すべからざるものである。お互に租税は偽り少く清く出さなければならぬ。然し今より多く國家の經費について注意深くあらねばならぬと思ふ。

大正十五年十二月五日印刷
大正十五年十二月十日發行

(非賣品)

著者 上山英三

發行者 桑山禮三
名古屋市中西區下廣井町一ノ一三五番地

印刷者 桑山禮三
名古屋市中西區下廣井町一ノ一三五番地

~~~~~  
長谷川印刷所印刷



537  
162

終